

日本の刑事司法 50年を振り返る

50 years
of criminal justice
in Japan



| 赤れんが棟 |

表紙の建物は、中央合同庁舎第6号館赤れんが棟であり、1990（平成2）年まで法務省の本館として使用されていた。

赤れんが棟は、ドイツ人建築家ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンの設計によるものである。延べ面積約1万平方メートル、れんが造り3階建てであり、急傾斜の大屋根が威風を添えるネオ・バロック様式の建築物である。我が国の近代化が急激に進んだ1888（明治21）年に着工、1895（明治28）年に竣工されて、司法省（旧法務省）の庁舎として使用され始めた。1923（大正12）年9月1日に関東大震災が発生したが、建物の耐震補強策が効果的に作用し、ほとんど被害を被ることはなかった。1945（昭和20）年の東京大空襲により、れんが壁と床を残し焼失してしまったが、1948（昭和23）年から1950（昭和25）年にかけて、物資の乏しいなか工夫を凝らして改修された。

1990（平成2）年6月に、新庁舎（中央合同庁舎第6号館A棟）が完成し、法務省本館の機能が移された後、1991（平成3）年から1994（平成6）年にかけて、大規模な保存改修工事が行われた。これにより、創建当時の姿に復原され、明治の景観を残す数少ない建築物として、同年12月27日に、外観が国の重要文化財に指定された。

現在は、法務総合研究所などとして使用されている。



ヘルマン・エンデ



ヴィルヘルム・ベックマン



中央合同庁舎第6号館（左：法務省，右：検察庁）と赤れんが棟
（住所）東京都千代田区霞が関1-1-1

ま え が き

本誌は、2021（令和3）年3月に京都において第14回国連犯罪防止刑事司法会議（14th United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）が開催されるのを契機に、我が国の刑事司法の50年を振り返るアーカイブである。

国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コンGRES」）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議である。我が国では、1970（昭和45）年に第4回会議が京都で開催されており、この度、約半世紀ぶりに同じ京都において第14回会議（以下「京都コンGRES」という。）が開催されることとなった。なお、京都コンGRESは、当初、2020（令和2）年4月に開催予定であったところ、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、2021（令和3）年3月に開催が延期された。

京都コンGRESでは、オンライン・テレビ会議システムを活用して、世界各国から政府代表や刑事司法の専門家等が参加し、刑事司法分野の今日的な課題に関して最新の情報を共有し、活発な意見交換が行われる予定である。京都コンGRESでは、ホスト国を務める我が国の刑事司法に関心が集まることを見込まれる。会議参加者を含め世界各国の人々に我が国の刑事司法を理解していただく絶好の機会と言える。

そこで、この度、法務省内において、プロジェクトチームを立ち上げ、第4回会議からの刑事司法の半世紀の歩みを振り返り、我が国の刑事司法制度や刑事政策が現在の姿となるまでの歴史をまとめることとした次第である。

本誌は、第1編から第4編までで構成されている。

まず、第1編「現行の刑事司法の概要」では、現在の我が国の刑事手続、矯正や更生保護の分野の概要を紹介している。

次に、第2編「1870年代から1960年代まで～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～」では、我が国の刑事司法について、近代化が始まった1870年代から第4回会議が開催された1970（昭和45）年までの変遷を概説している。

そして、第3編「1970年から2020年までの50年間の振り返り」では、1970（昭和45）年から2020（令和2）年までの50年を振り返り、10年ごとに、各年代の国内外の情勢とともに刑事司法の主な動きを紹介している。

また、第4編「50年間に変化を重ねて進展した刑事司法の諸分野」では、この50年間で大きく変化・進展した刑事司法の諸分野について、10年ごとではなく、分野ごとにまとめて50年間の歩みを紹介した。

プロジェクトチームは、法務省大臣官房秘書課長が座長を、刑事司法分野に関連する刑事局、矯正局、保護局及び法務総合研究所から参事官級の者が構成員を、京都コンGRESの準備に従事している大臣官房国際課が事務局をそれぞれ務め、本誌を作成したところである。（内容は、当初の開催予定であった2020（令和2）年4月を基準としている。）

2021年2月

法務省日本の刑事司法の50年を振り返るプロジェクトチーム

目次

第1編 現行の刑事司法の概要 1

第1章 刑事手続 2

第1節 成人による刑事事件の手続 2

1 手続の流れ 2

2 捜査 3

3 公訴の提起 5

4 公判手続 5

第2節 非行少年に関する手続の流れ 7

1 概要 7

2 手続の流れ 7

第2章 刑事事件の動向 10

1 刑法犯 10

2 特別法犯 12

第3章 矯正 14

1 概要 14

2 刑事施設における処遇 14

3 少年院における処遇 16

4 少年鑑別所における処遇 16

第4章 更生保護 17

1 概要 17

2 保護観察 17

3 応急の救護等及び更生緊急保護 18

4 仮釈放・少年院からの仮退院等 18

5 生活環境の調整 19

6 恩赦 19

7 犯罪予防活動 19

8 保護司 20

第2編 1870年代から1960年代まで ～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～ 21

第3編 1970年から2020年までの 50年間の振り返り 25

第1章 1970年代(昭和45年から昭和54年まで)

～公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、刑事司法の運用が安定～ 26

第1節 刑事司法の動き 26

1 概要 26

2 公害対策 26

3 凶悪重大な公安事件への対処 28

[コラム1] 第4回国連犯罪防止刑事司法会議(第4回コンGRES) 30

第2節 国内外の情勢 31

第2章 1980年代(昭和55年から平成元年まで)

～世界で最も安全な国の一つと言われる社会を実現した刑事司法～ 34

第1節 刑事司法の動き 34

1 概要 34

2 収賄罪の法定刑の引上げ等 35

3 国際捜査共助 36

4 コンピュータの普及等に伴う犯罪への適切な対処等 36

[コラム2] 捜査とコンピュータ 37

第2節 国内外の情勢 38

第3章 1990年代(平成2年から平成11年まで)

～国際的動向や社会情勢の変化に対応して刑事立法が活発化～ 41

第1節 刑事司法の動き	41
1 概要	41
2 薬物犯罪への効果的な対処	42
3 組織的犯罪を的確かつ適正に処罰するための方策	43
4 児童を性的搾取・虐待から保護するための方策	48
5 ネットワークの進展に伴うハイテク犯罪への対策	49
6 更生保護制度の基盤強化	50
7 刑法の表記の平易化等	51
[コラム3] 刑事司法と科学技術ーDNA型鑑定の導入	53
第2節 国内外の情勢	54

第4章 2000年代(平成12年から平成21年まで)

～犯罪情勢の悪化への対処や制度改革等を経て、刑事司法が飛躍的に進化～ 57

第1節 刑事司法の動き	57
1 概要	57
2 悪化する犯罪情勢への対処	58
3 国民の期待に応える刑事司法制度改革	60
4 刑事司法と精神医療を効果的に架橋する新制度	63
5 少年法の大改正	65
6 明治以来の行刑大改革	66
7 更生保護制度改革	68
8 国際組織犯罪への更なる対処	69
9 国際化への対処	70
[コラム4] 取調べの録音・録画の試行	74
第2節 国内外の情勢	75

第5章 2010年代(平成22年から令和元年まで)

～世界一安全・安心な社会の実現のために、社会の変化に合わせて発展し続ける刑事司法～ 79

第1節 刑事司法の動き	79
1 概要	79
2 再犯防止のための様々な取組	80
3 高度化した情報処理への対処	82
4 現代社会における様々な性的被害を防止するための対処	83
5 少年院・少年鑑別所の改革	86
6 時代に即した新たな刑事司法制度	87
7 国際化への更なる対処	88
[コラム5] 裁判員制度の定着	90
第2節 国内外の情勢	91

第4編 50年間に変化を重ねて進展した 刑事司法の諸分野 95

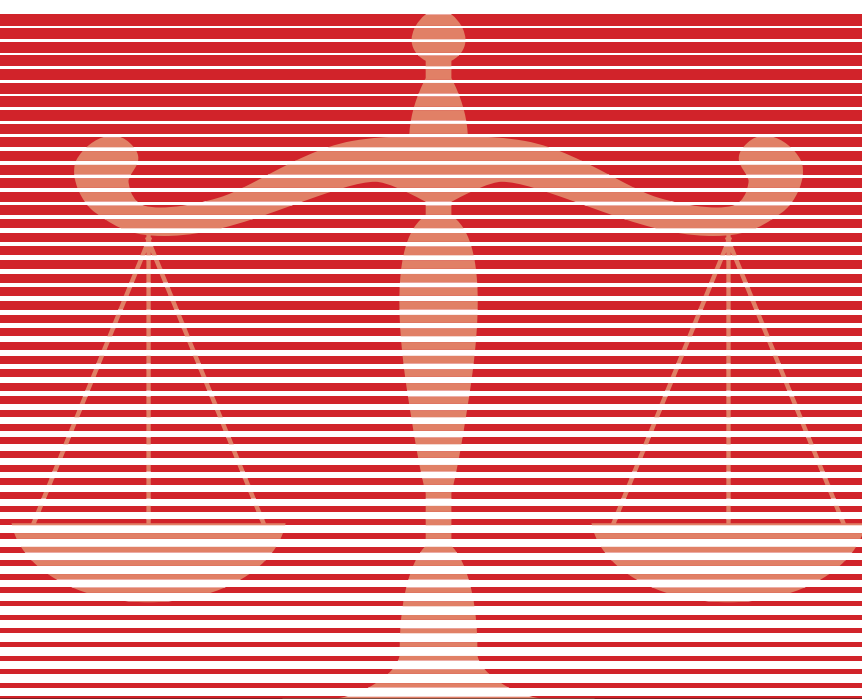
第1章 交通事故に対する国民の規範意識の変化と罰則強化の歴史	96
1 はじめに	96
2 業務上過失致死傷罪による交通死傷事犯への対処とその法定刑の引上げ	96
3 危険運転致死傷罪(故意犯類型)の創設	96
4 過失犯類型の法定刑の更なる引上げ等	97
5 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の制定	97
6 まとめ	98
第2章 経済犯罪対策の移り変わり	99
1 はじめに	99
2 租税関係を規律する法律	99
3 独占禁止法	100
4 経済活動を規律する法律	100
5 知的財産権や競争関係を規律する法律	101
6 企業倒産をめぐる犯罪の処罰に関する法律	102
7 おわりに	103

第3章	ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策	104
	1 ストーカー対策.....	104
	2 配偶者からの暴力事案対策.....	104
	3 まとめ.....	105
第4章	犯罪被害者等施策の進展	106
	1 1960年代まで.....	106
	2 1970年代以降.....	106
	3 2000年代以降.....	107
	4 おわりに.....	109
第5章	開かれた矯正への歩み	110
	1 「開かれた矯正」の意義.....	110
	2 行刑改革会議の提言と「開かれた矯正」への歩み.....	110
	3 刑務所PFI事業における官民協働.....	111
	4 改善指導プログラムの策定等における外部の知見の活用.....	112
	5 再犯防止施策における多機関連携.....	112
	6 地域社会に対する貢献・連携の強化.....	113
	7 共生社会の実現に向けて.....	113
第6章	刑事司法分野における国際社会への貢献	115
	1 国連アジア極東犯罪防止研修所による貢献.....	115
	2 法制度整備支援.....	117
	[コラム6] ミスター・ कांग्रेस	
	— 国連の犯罪防止・刑事司法政策に貢献した日本人 —	119

第1編

現行の刑事司法の概要

第1章 刑事手続	2
第2章 刑事事件の動向	10
第3章 矯正	14
第4章 更生保護	17



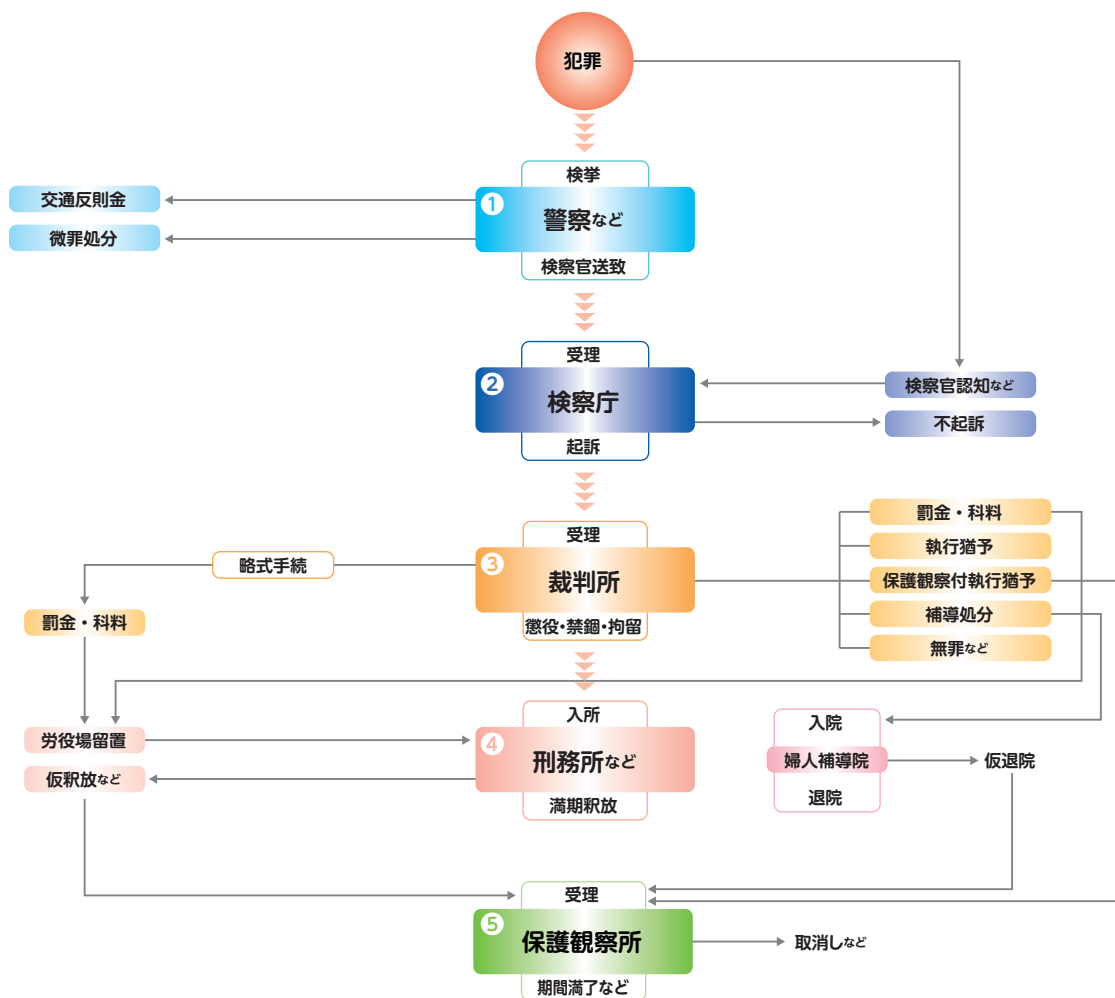
第1章 刑事手続

第1節 成人による刑事事件の手続

1 手続の流れ

成人(20歳以上の者)による刑事事件の手続は、図1-1-1のとおりである。

■図1-1-1 成人による刑事事件の手続



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行う。捜査が行われた事件は、原則として全て検察官に送致される。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決定する。

また、検察官は、自ら事件を認知し、又は告訴・告発等を受けて、捜査を行うこともある。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、被告人を有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡す。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付したりすることもある。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な手続で審理が行われることもある。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行される。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っている。

なお、罰金や料金を完納できない者は、刑事施設に附置されている労役場に留置される。

⑤ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した者も猶予の期間中は保護観察に付される。

保護観察に付された者は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・自立生活のための支援を受けることになる。

2 捜査

(1) 任意捜査の原則と令状主義

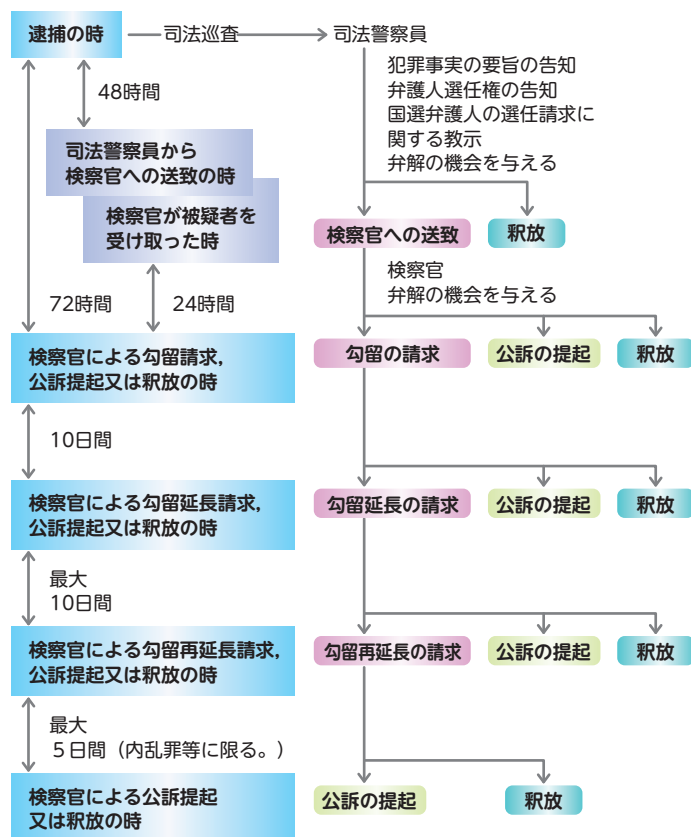
捜査は、強制を伴わない任意の方法で行うのが原則である(任意捜査の原則)。このような方法で行う捜査の典型的なものとしては、被疑者や参考人に任意の出頭を求めて取調べを行ったり、証拠物の任意の提出を求めたり、公道等の事件・事故の現場において見分をしたり、専門家に鑑定を依頼したりすることが挙げられる。更に捜査を進める上で、証拠隠滅や逃亡を防止するために被疑者を「逮捕」したり、証拠を保全するために人の住居に強制的に立ち入って「搜索」をしたり、人の所有物について強制的に「差押え」をしたりするなどの「強制処分」を行う必要があるときは、現行犯逮捕などの場合を除き、裁判官が強制処分の対象を明示して発付する個別の令状が必要である。

令状の発付の審査をする裁判官は、捜査に関与せず、捜査機関から独立した立場で、証拠に基づいて、逮捕や搜索・差押え等の強制処分を許可できる法律上の要件が備わっているかどうかを厳格に審査し、警察官や検察官などの捜査機関に対して逮捕状や搜索差押許可状等の令状を発付するか否かを判断する。

(2) 被疑者の逮捕・勾留の要件・期間等

ア 司法警察職員が被疑者を逮捕した場合における、その後の身柄拘束に関する手続の流れは、図1-1-2のとおりである。

■ 図1-1-2 逮捕から公訴の提起までの手続



逮捕は、現行犯の場合を除き、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合に、裁判官による審査を経て発付された令状（逮捕状）によって行われる。警察官等は、被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないときは被疑者を釈放しなければならない、留置の必要があるときは、逮捕から48時間以内に検察官に送致しなければならない。

検察官は、警察官から送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないときは釈放しなければならない。留置の必要があるときは、被疑者を受け取ったときから24時間以内で、かつ、被疑者が身体を拘束されたときから72時間以内に、裁判官に対し勾留を請求する。勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者に被疑事実を告げ、被疑者の陳述を聞いた上で、具体的な犯罪の嫌疑があり、かつ、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれ等があると認めた場合に、勾留状を発付する。

被疑者の勾留は、原則として10日間に限り認められ、裁判官がやむを得ない事由があると認めるときに限り、更に10日間を限度として延長することができる。

以上のとおり、逮捕から起訴までの間に何段階もの裁判官の審査を経て認められる被疑者の身柄拘束の期間は、最長で23日間（ごく例外的に内乱罪事件等については、更に5日間の延長が可能）である。この期間は、多くの捜査を要することとなる複雑で重大な事案においても変わらない。検察官は、通常、この期間内に捜査を遂げ、後記3の観点から起訴・不起訴を決定することになる。

なお、被疑者に対し逮捕・勾留の理由となった事件とは別の事件の嫌疑がある場合に、後者の事件について逮捕や勾留の要件が備わっているときは、後者の事件について別個に逮捕・勾留をすることが可能であるが、そのような場合でも、それぞれの事件ごとに、身柄拘束の可否及び要否について裁判官の司法審査を受けることによって、不必要な身柄拘束が防止される仕組みになっている。

イ 逮捕・勾留の運用の現況

前記のとおり、任意捜査が原則であるから、被疑者の逮捕・勾留は、必要な場合に限って行われ、

多くの事件では、被疑者の身柄拘束を全く行わずに捜査が行われる。検察官が処理した事件（検察庁既済事件（過失運転致死傷等・道交違反（図1-2-3 注2 参照）を除く。）に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察庁に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の割合は、約36%にとどまる。

(3) 弁護人を選任する権利、被疑者の取調べの適正の確保等

被疑者は、何時でも、自ら弁護人を選任することが認められている。また、被疑者に勾留状が発せられている場合には、被疑者が貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができなければ、国が弁護人を付ける国選弁護制度が設けられている。

被疑者の取調べについては、次のようにして、自白の強要等の不正な取調べが行われないことを確保する仕組みが設けられている。まず、憲法及び刑事訴訟法により、被疑者には黙秘権が保障されている上、強制等による自白その他任意性に疑いのある自白は証拠とすることができないこと、及び本人の自白のみでは被告人を有罪とすることができないことが明示されている。また、弁護人が被疑者の取調べに立ち会う権利までは認められていないものの、身柄拘束されている被疑者については、弁護人と立会人なしに接見して助言を受ける権利が認められていることに加えて、一定の事件については、その取調べの全過程を録音・録画することが義務付けられ、その他の事件においても、検察庁では、多くの事件で被疑者等の取調べの録音・録画を実施し、警察でも、録音・録画の対象を拡充するなど、不適正な取調べの防止が図られている。

3 公訴の提起

刑事事件の公訴を提起する権限は、原則として、検察官のみが有している。検察庁では、無実の人が訴訟負担やその他種々の不利益を被ることなどを避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴するという運用が定着している。そのため、検察官は、法と証拠に基づき慎重に事件を吟味し、被疑者が罪を犯した疑いがない場合だけでなく、その疑いが十分でないと判断する場合にも、公訴を提起しない。さらに、犯罪の証明が十分であると認めた場合であっても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないこと（起訴猶予と呼ばれる）ができる。

2017（平成29）年の統計では、検察官が起訴した事件の割合は刑法犯では37%であり、63%の事件は、不起訴となっている。このような検察官による起訴すべき事件の慎重な選別もあって、起訴された事件の有罪率は99%を超える。

4 公判手続

(1) 概要

検察官が裁判所に起訴状を提出し、公訴を提起すると、刑事事件の公判手続が開始される^(注)。

大多数の第一審は、起訴された罪の軽重等により、1名又は3名の裁判官によって構成される裁判所が担当する。特に重大な事件の第一審は、職業裁判官3名と一般国民から選ばれる裁判員6名の合議体によって「裁判員裁判」が行われる（後記第3編第4章参照）。いずれの場合も、公判は、原則として誰でも傍聴できる公開の法廷において行われ、裁判所は、検察官と被告人・弁護人の主張を聴き、証人等や証拠を調べた上で、起訴された事件について被告人が有罪であるか無罪であるかを判断し、有罪と認められる場合には、被告人に科すべき刑を決定して言い渡す。

第一審の公判手続の流れは、図1-1-3のとおりである。大別して、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、判決宣告手続からなる。

(注) 100万円以下の罰金又は料りに相当する軽微な事件である場合、被疑者に異議がなければ、書面審査による略式手続を行うことが可能である。

■ 図1-1-3 公判手続



(2) 検察官の立証責任, 当事者主義的訴訟構造

被告人が有罪であることを裁判において証拠により証明する責任は、検察官が負っている。被告人が起訴された罪を犯したことを、検察官が的確で十分な証拠によって合理的な疑いを差し挟む余地のない程度にまで証明できなければ、被告人に無罪が言い渡される。被告人は、裁判により有罪と認定されるまでは、罪を犯した者として取り扱われない(無罪推定の原則)。

起訴するに当たって検察官から裁判所に提出されるのは、起訴状のみであり、捜査において収集された証拠や作成された供述調書等が提出されることはない。したがって、裁判所は、独自にどのような証拠があるかを知り、それを公判で取り調べることは原則としてなく、犯罪事実の認定のために触れることができるのは、その後、検察官又は被告人・弁護人が取調べを請求し、相手方が証拠とすることに同意して、公判廷で取り調べられた証拠や、そのどちらかが請求した証人が公判廷で宣誓の上でした証言など、法律で証拠とすることができると認められた証拠のみである。検察官が有罪の立証等のために取調べを請求する証拠は、あらかじめ被告人側に開示しなければならないこととなっている。

証拠については、いわゆる「伝聞法則」が定められており、公判外でなされた供述を記録した書類(供述調書等)は、原則として証拠とすることができない。重要な目撃者の供述なども、その供述調書等を証拠とすることにつき被告人側の同意が得られない限り、公判廷でその者を証人として尋問し、証言してもらうことによって立証しなければならず、その際、被告人側の厳しい反対尋問により信用性がテストされることになる。

英米法系諸国のように被告人が有罪の答弁をすれば証拠調べをせず有罪として刑を科すことができる制度は設けられておらず、被告人が有罪であることを自認する場合であっても、検察官は上記と同じ立証責任を負う。

このように、検察官は、証拠など立証方法についての厳格な制限の下で、極めて高度の証明をする責任を負っており、そのような仕組みとすることで、無実の者が処罰されることがないことを手続的に保障しており、加えて、公正中立な裁判所が、法と証拠に基づき、前記のような高度の証明基準に照らして厳密に事実認定を行い、被告人の有罪・無罪を慎重に決する仕組みとなっている。

(3) 裁判所の判断の適正の確保

前記のように、裁判所は、公訴が提起される段階では起訴状以外の提出を受けず、事件につき予断を持つことなく公判に臨み、公開の法廷において、検察官と被告人・弁護人の当事者双方から提示される主張と証拠を十分に吟味した上で、有罪又は無罪の判決をする。

裁判所の有罪・無罪の判断については、その理由を判決書に示さなければならない。この判決に不服がある当事者は、より上級の裁判所に、上訴することができ、第一審裁判所の判決に不適法な点があったり、その判断の過程に論理則や経験則等に反する不合理な点があったりすれば、上訴審において是正されることとなる。このような事後的に検証の途が開かれていることにより、裁判所の判断の適正さが確保されることとなる。

(4) 起訴後の勾留と保釈

勾留されている被疑者について起訴がなされた場合には、被告人としての勾留が継続することとなる（その期間は公訴提起の時から2か月。特に継続の必要がある場合には、1か月ごとに更新することができる。）。

勾留中の被告人については、保釈（被告人の出頭を担保する保証金の納付等を条件として、被告人を身柄拘束から解くこと）が認められる。被告人等から保釈の請求があったときは、罪証隠滅のおそれがあるなどの除外事由に当たらない限り、保釈を許可しなければならない。また、除外事由に当たる場合であっても、適当と認めるときは、裁判所（公判開始前は裁判官）の裁量で保釈を許すことができる。

2018（平成30）年の統計によれば、勾留状が発せられた被告人のうち、保釈が許可された者の割合は約32%であり、また、保釈の請求をした被告人のうち、これが許可された者の割合は約68%である。

(5) 審理期間

第一審の平均の審理期間（裁判所の受理から処理までの期間）は、2018（平成30）年の統計によれば、重大な事件や複雑な事件に際して行われることの多い、争点・証拠の整理のための公判前整理手続に付された事件においても、約11か月である。

第2節 非行少年に関する手続の流れ

1 概要

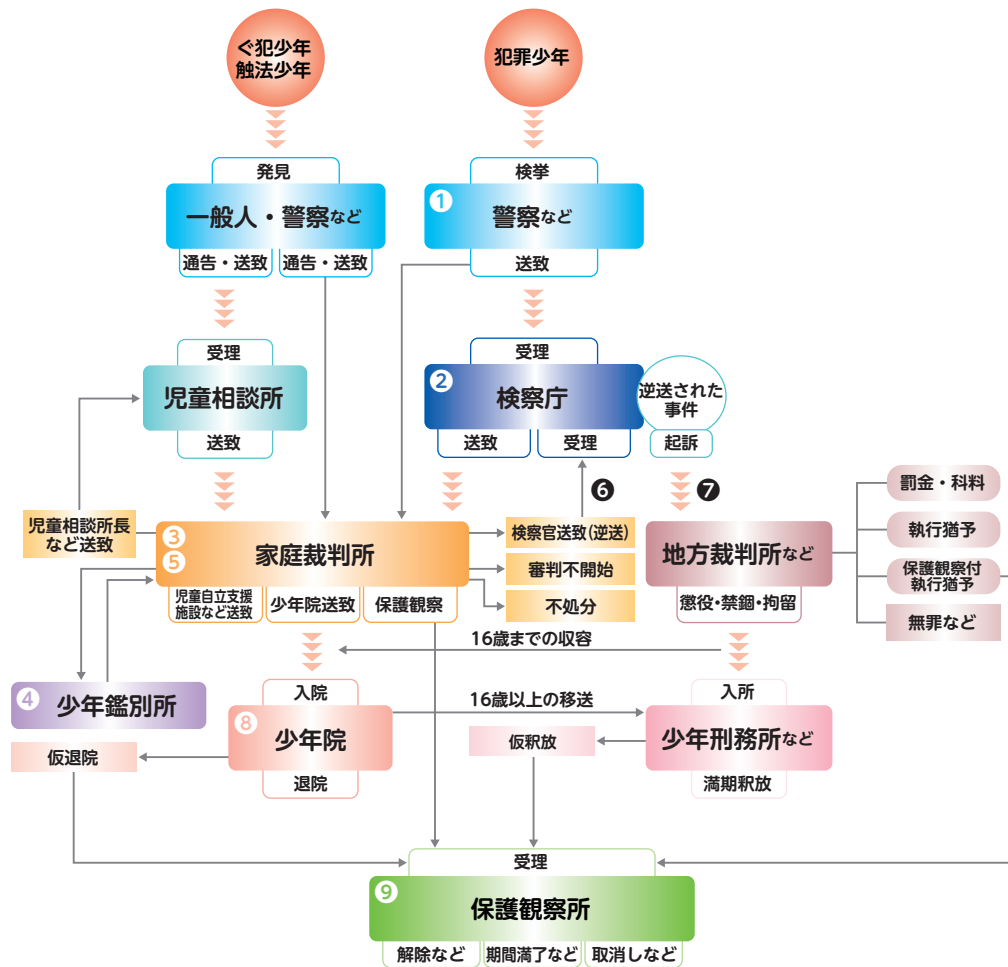
被疑者が少年（20歳未満の者）である場合であっても、捜査は、基本的には刑事訴訟法に則って行われる。

もっとも、少年は、成人と比べて一般に未成熟であり、また可塑性に富むため、少年が犯罪を行った場合、成人とは異なり、少年法に基づく特別な手続の下で処理される。

2 手続の流れ

非行少年に関する手続の流れは、図1-1-4のとおりである。

■図1-1-4 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致する。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行う。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果を家庭裁判所に提出する。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行う。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与する。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分を付する必要があると認めるときの場

合は、不処分^⑥の決定を行い、保護処分^⑦に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行う。

⑥⑦ 検察官送致, 起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされている。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩むこととなる。16歳未満の少年受刑者は、必要に応じて第4種少年院に収容される。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになる。

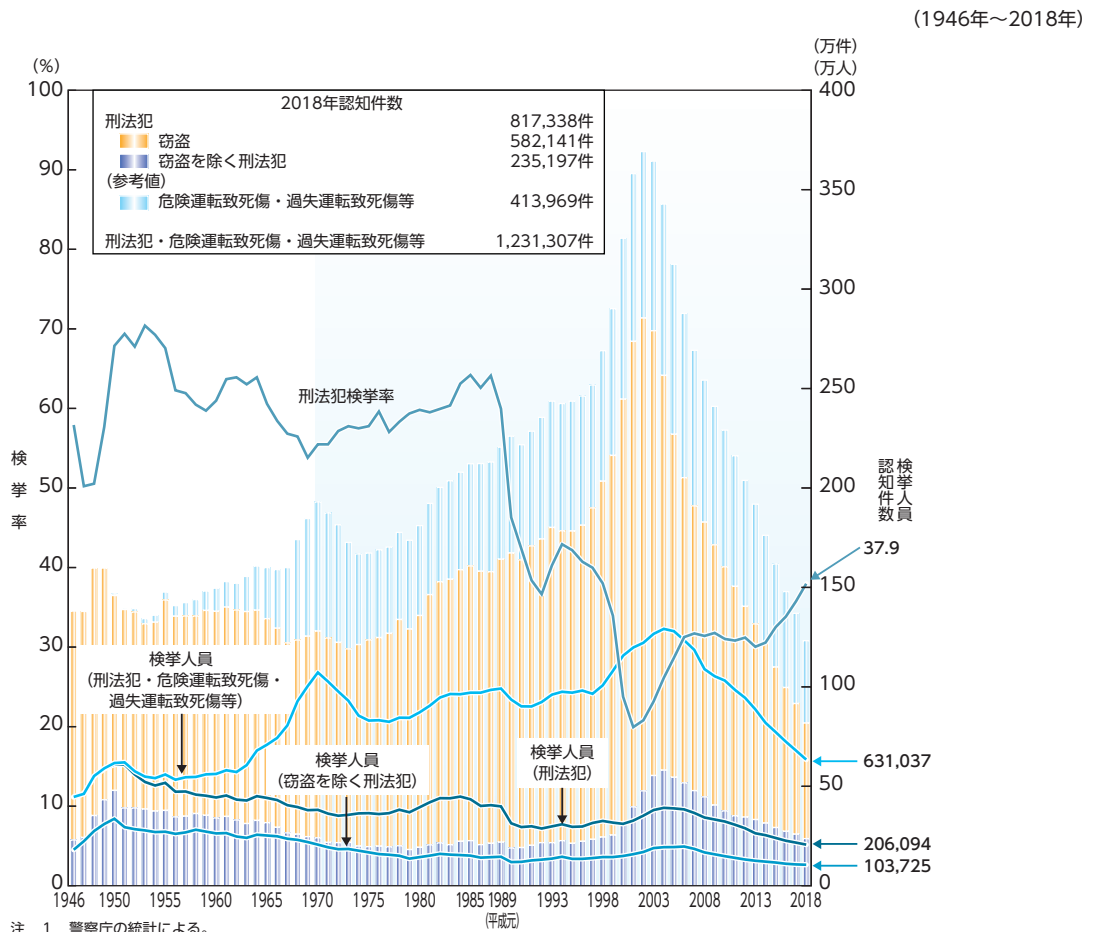
第2章

刑事事件の動向

1 刑法犯

(1) 刑法犯（本誌では、第4編を除き、交通関係の過失犯事件を含まない。）の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（1946（昭和21）年以降）は、図1-2-1のとおりである。

■ 図1-2-1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 1955年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
3 1965年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
4 危険運転致死傷は、2002年から2014年までは「刑法犯」に、2015年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

(出典：令和元年版犯罪白書)

1970（昭和45）年の刑法犯認知件数は、約128万件であったが、その後、1973（昭和48）年に当時の戦後最少である約119万件まで減少した。翌年以降は、増加傾向を示し、1996（平成8）年からは毎年戦後最多を更新して2002（平成14）年には285万件を超えたが、2003（平成15）年に減少に転じて以降、16年連続で減少しており、2018（平成30）年は81万7,338件と戦後最少を更新した。戦後最少は、2015（平成27）年以降、毎年更新している。

刑法犯の発生率（人口10万人当たりの認知件数）の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。1970（昭和45）年は、1,233.9であったが、1973（昭和48）年に当時の戦後最低値の1091.2を記録した。その後、上昇傾向にあり、2002（平成14）年には戦後最高値の2,238.7を記録したが、2003

(平成15)年から低下に転じ、2013(平成25)年からは、毎年戦後最低値を記録し、2018(平成30)年は646.4であった。

(2) 2018(平成30)年における刑法犯の主な統計データは、表1-2-2のとおりである。(参考：総人口126,443,000人)

■表1-2-2 2018年の主な統計データ(刑法犯)

		(前年比)	[1989年比・2003年比]
①認知件数			
刑法犯	817,338件	(-97,704件, -10.7%)	[51.2%・ -70.7%]
窃盗を除く刑法犯	235,197件	(-24,347件, -9.4%)	[+24.0%・ -57.6%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	1,231,307件	(-137,048件, -10.0%)	[-45.5%・ -66.2%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	413,969件	(-39,344件, -8.7%)	[…… -51.6%]
うち危険運転致死傷	613件	(-57件, -8.5%)	[…… +99.0%]
うち過失運転致死傷等	413,356件	(-39,287件, -8.7%)	[-29.7%・ -51.7%]
②検挙件数			
刑法犯	309,409件	(-17,672件, -5.4%)	[-59.9%・ -52.3%]
窃盗を除く刑法犯	118,865件	(-3,920件, -3.2%)	[-22.4%・ -44.6%]
③検挙人員			
刑法犯	206,094人	(-8,909人, -4.1%)	[-34.2%・ -45.7%]
窃盗を除く刑法犯	103,725人	(-2,040人, -1.9%)	[-11.8%・ -44.9%]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	631,037人	(-49,267人, -7.2%)	[-32.5%・ -50.3%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	424,943人	(-40,358人, -8.7%)	[…… -52.3%]
うち危険運転致死傷	606人	(-47人, -7.2%)	[…… +96.8%]
うち過失運転致死傷等	424,337人	(-40,311人, -8.7%)	[-31.7%・ -52.3%]
④発生率			
刑法犯	646.4	(-75.8)	[-711.7・ -1,536.6]
窃盗を除く刑法犯	186.0	(-18.8)	[+32.1・ -248.1]
(参考値)			
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	973.8	(-106.1)	[-861.4・ -1,881.7]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	327.4	(-30.4)	[…… -343.0]
うち危険運転致死傷	0.5	(-0.0)	[…… +0.2]
うち過失運転致死傷等	326.9	(-30.3)	[-150.2・ -343.3]
⑤検挙率			
刑法犯	37.9%	(+2.1pt)	[-8.3pt・ +14.6pt]
窃盗を除く刑法犯	50.5%	(+3.2pt)	[-30.2pt・ +11.9pt]

注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

(出典：令和元年版犯罪白書)

2018(平成30)年は、刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員及び発生率については、前年よりも減少・低下し、検挙率については、前年よりも上昇した。

2018(平成30)年の刑法犯認知件数を罪名別に見ると、窃盗が約58万件と最も多く(全体の71.2%)、器物損壊(同9.6%)、詐欺(同4.7%)、暴行(3.8%)、傷害(同2.8%)の順に続く。なお、殺人は915件、強盗は1,787件、強制性交等は1,307件であった。窃盗や器物損壊のように近年減少し続けている犯罪がある一方、詐欺、暴行、傷害のようにそれほど減少せず、あるいはかえって増加している犯罪もある。

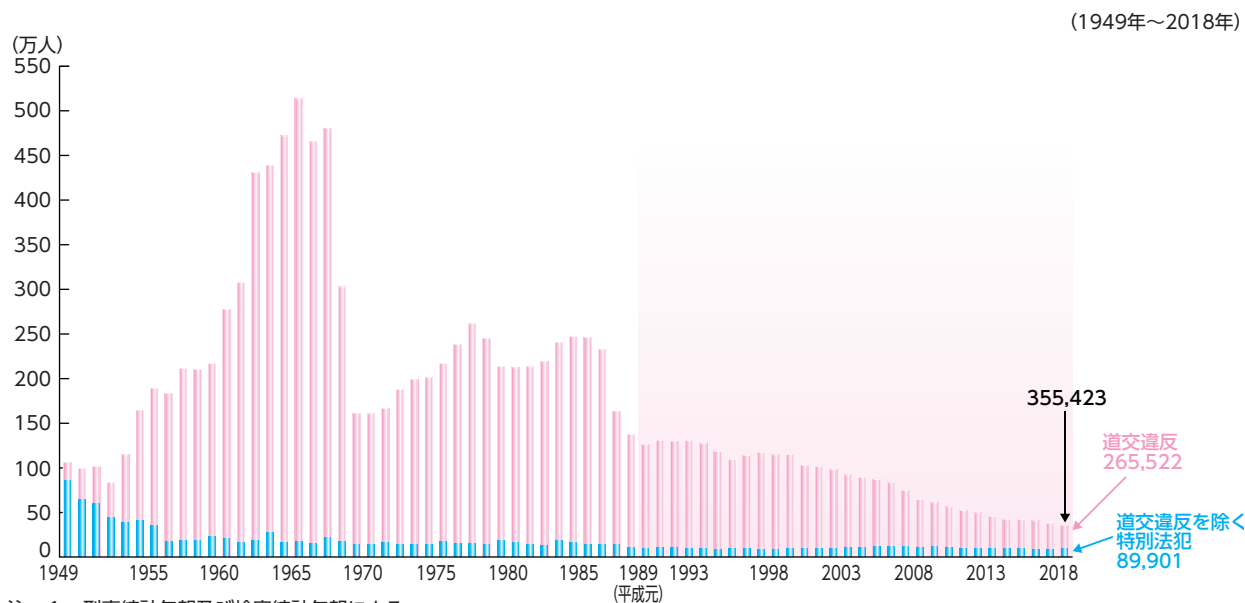
検挙率は、殺人(96.8%)や強盗(87.2%)などの重大犯罪は高く、窃盗(32.7%)や器物損壊

(11.7%)が比較的低い傾向にある。刑法犯検挙人員を年齢層別に見ると、20歳未満の者が占める割合については、近年低下が進み、2018(平成30)年は11.6%にとどまる一方、65歳以上の者が占める割合については、近年上昇が進み、同年は21.7%にのぼる。また、同年の刑法犯検挙人員を男女別に見ると、男性が79.1%、女性が20.9%であった。同年の外国人刑法犯検挙人員は10,065人であった。

2 特別法犯

(1) 特別法犯の検察庁新規受理人員の推移(1949(昭和24)年以降)は、図1-2-3のとおりである。

■ 図1-2-3 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移



- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。
 1949年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 1950年～1959年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 1960年～1962年 道路交通法及び道路交通取締令
 1963年～1968年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法
 1969年～2018年 道路交通法及び保管場所法

(出典：令和元年版犯罪白書)

特別法犯の検察庁新規受理人員は、全体では、1968(昭和43)年に交通反則通告制度(23頁)が施行されたことにより大幅に減少した後、1974(昭和49)年以降は200万人台で推移していたが、1987(昭和62)年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後、増減を繰り返していたが、2000(平成12)年からは19年連続で減少しており、2006(平成18)年からは、1949(昭和24)年以降で最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯については、1970(昭和45)年は約14万人であり、その後、1979(昭和54)年の約19万人を最多に、おおむね十数万人で推移した。1989(平成元)年から2000(平成12)年まで増減を繰り返したのを経て、2001(平成13)年から増加し、2007(平成19)年の約12万人をピークとして、その後は減少傾向にあるが、2018(平成30)年は前年より920人増加した。

(2) 2018(平成30)年における特別法犯の主な統計データは、表1-2-4のとおりである。

■表1-2-4 2018年の主な統計データ(特別法犯)

	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	264,612人	(74.4%)	(-22,737人, -7.9%)
② 覚せい剤取締法違反	15,843人	(4.5%)	(-214人, -1.3%)
③ 軽犯罪法違反	7,866人	(2.2%)	(+111人, +1.4%)
④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	7,128人	(2.0%)	(+344人, +5.1%)
⑤ 出入国管理及び難民認定法違反	5,913人	(1.7%)	(+903人, +18.0%)
⑥ 銃砲刀剣類所持等取締法違反	5,835人	(1.6%)	(+198人, +3.5%)
⑦ 大麻取締法違反	5,338人	(1.5%)	(+798人, +17.6%)
⑧ 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	3,576人	(1.0%)	(+502人, +16.3%)
⑨ 自動車損害賠償保障法違反	3,461人	(1.0%)	(-67人, -1.9%)
⑩ 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	2,456人	(0.7%)	(-17人, -0.7%)
その他	33,395人	(9.4%)	
総数	355,423人	(100.0%)	(-22,080人, -5.8%)
	【1989年 総数】 1,261,040人	【1989年比】	-905,617人, -71.8%
	【2003年 総数】 917,694人	【2003年比】	-562,271人, -61.3%

注 検察統計年報による。

(出典：令和元年版犯罪白書)

2018(平成30)年の特別法犯検察庁新規受理人員のうち約4分の3は道路交通法違反が占め、覚せい剤取締法(令和元年の法改正により、題名が「覚醒剤取締法」に改められた。)違反、軽犯罪法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、出入国管理及び難民認定法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、大麻取締法違反がそれに続く。道路交通法違反は近年減少し続けている一方、近年増加している犯罪として、大麻取締法違反や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反がある。

第3章 矯正

1 概要

矯正は、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適切な処遇を実現することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運営に寄与し、犯罪・非行を犯した者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせないという役割を担っている。

我が国には、矯正施設として、刑事施設、少年院、少年鑑別所等が設けられており、各施設において、被収容者の個別の事情に応じた適切な処遇が行われている。

2 刑事施設における処遇

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所がある。

拘置所には主として勾留中の被疑者、被告人が収容されている。そして、これら未決拘禁者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることのないようにするとともに、正当な防御権に支障を来すことなく、公正な裁判を受けられるよう配慮している。

刑務所及び少年刑務所では、主に受刑者の刑の執行を通じて改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るために、様々な処遇を行っている。

受刑者の処遇に当たっては、個々の人格特性や社会適應について科学的な調査を行い、処遇要領を策定し、これに基づき矯正処遇を実施する。矯正処遇の一つである作業は、受刑者の大部分を占める懲役受刑者にとっては刑の本質的内容でもあるところ、この作業は、できる限り受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることとされており、作業の一環として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業、社会貢献作業及び自営作業の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。

受刑者に対する教育活動としては、矯正処遇である改善指導及び教科指導のほか、刑執行開始時及び釈放前の指導、篤志面接委員等による助言・指導、レクリエーション等の活動を中心として行っている。

また、刑事施設では、被収容者に適正な生活条件を保障する必要がある。例えば、食事の給与、衣類、寝具、日用品等の給貸与、運動、入浴の実施等である。衛生及び健康管理面についても十分に配慮している。被収容者が疾病にかかったときは施設の医師が治療に当たり、特に専門的治療を要する者は医療刑務所に収容している。また、被収容者の処遇に当たっては、手紙の発受、面会の実施、図書の見覧等についても十分に配慮している。



東京拘置所



府中刑務所



単独室



共同室



入浴場



面会待合室



東日本成人矯正医療センター

3 少年院における処遇

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。

少年院は、第1種、第2種及び第3種の3つの種類に分けて設置されており、少年がどの種類の少年院に収容されるかは、少年の年齢や心身の状況に応じて、家庭裁判所において決定される。なお、第3種を除き、男女は別の施設を設けている。そのほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある。

各少年院には、矯正教育の重点的な内容と標準的な教育期間を定めた矯正教育課程が指定され、各少年院に指定された矯正教育課程ごとに少年院矯正教育課程を編成することにより、処遇の個別化を図るとともに、各施設における事情を考慮し、それぞれ特色ある処遇の推進に努めている。

その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育をしている。



加古川学園・播磨学園



問題行動指導の様子

4 少年鑑別所における処遇

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設である。

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことである。

このほか、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいる。



大阪少年鑑別所



少年鑑別所における心理テストの様子(イメージ図)

第4章

更生保護

1 概要

更生保護とは、犯罪をした者や非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とするものである。

我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されている。

更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動がある。

2 保護観察

(1) 保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うものである。

我が国の刑事司法手続については、第1章において前述したとおりであるが、保護観察の対象となる保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の者がその対象となる。これら5種の者の保護観察期間は、図1-4-1のとおりである。

■図1-4-1 保護観察対象者及び保護観察の期間

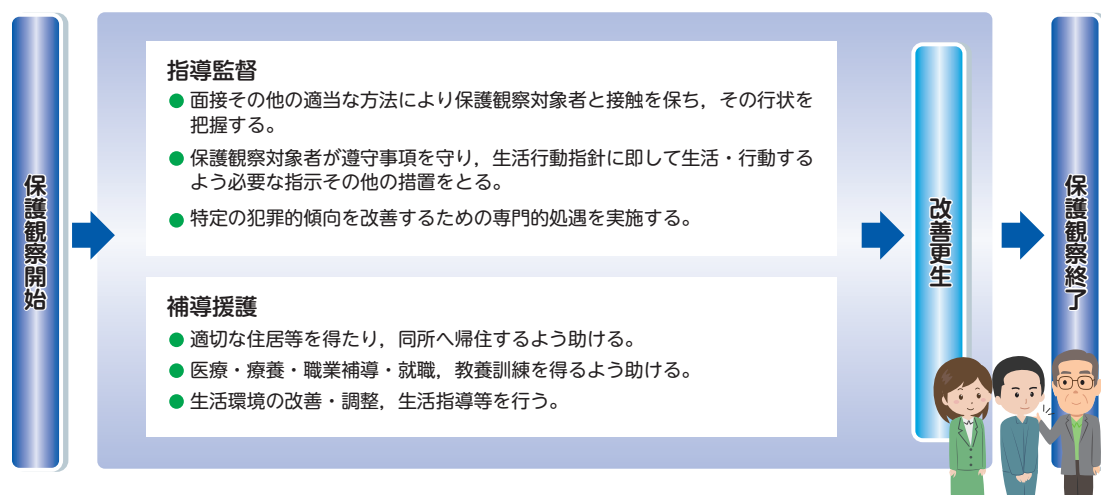
	保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年	(家庭裁判所で保護観察に付された少年)	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者	(少年院からの仮退院を許された少年)	原則として20歳に達するまで
仮釈放者	(刑事施設からの仮釈放を許された人)	残刑期間
保護観察付執行猶予者	(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者	(婦人補導院からの仮退院を許された人)	補導処分の残期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

(2) 保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行う。

■図1-4-2 保護観察の流れ・方法



3 応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、図1-4-3のような措置を受けることができる。

■図1-4-3 応急の救護等及び更生緊急保護

種別	対象	期間	措置の内容
応急救護	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の給与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 ・金品の給貸与 ・宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

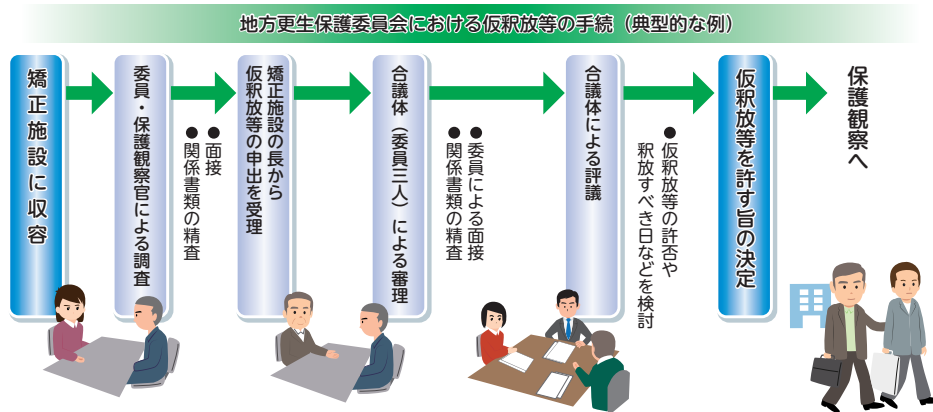
※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

4 仮釈放・少年院からの仮退院等

矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等がある。

なお、仮釈放等の期間中は保護観察に付される。

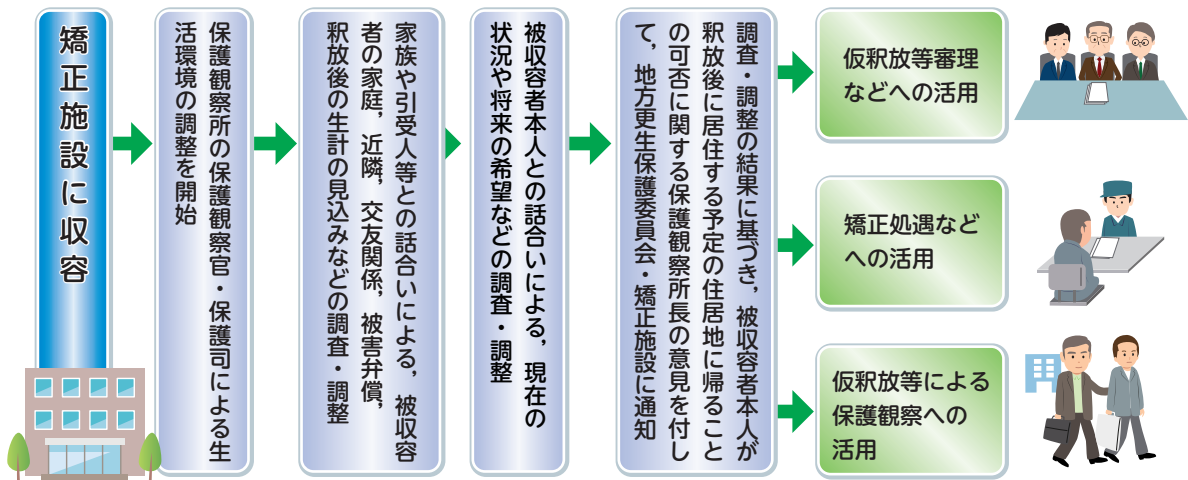
■図1-4-4 仮釈放・少年院からの仮退院等の流れ



5 生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものである。

■図1-4-5 生活環境調整の流れ



6 恩赦

恩赦は、行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させる行為であり、憲法第7条及び第73条に基づき、内閣が決定し、天皇が認証することとされている。恩赦法において、政令をもって行う恩赦（政令恩赦）と個別に行う恩赦（個別恩赦）の2種類が定められている。

7 犯罪予防活動

犯罪予防活動とは、犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動のことをいう。

更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域社会に対しての社会的連

帯感や社会的規範に対する共感を強めるように働き掛け、安全で安心な地域社会の構築を目指す点にある。また、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りについての地域社会の人々の理解や関心を深め、彼らを地域の一員として受け入れ、またその立ち直りを見守り援助することにより、彼らが再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指している。

更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司を始めとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進められている。具体的には、講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動などを通じ、地域住民に対し、犯罪や非行のない社会づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう働き掛けている。

8 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。このような保護司は、2020(令和2)年1月現在、全国に4万6,763人いる。

第2編

1870年代から1960年代まで ～刑事司法の近代化・今日の基礎の確立～



1 我が国では、1868(明治元)年に、武士の頭領である将軍を中心とし、諸藩の分権制を採っていた幕藩体制が終えんし、天皇を中心とする新政府が誕生した。新政府は、当時アジアを植民地化しようとしていた欧米列強に対抗できる強力な中央集権の国造りを掲げ、国家の近代化を図ろうとした。欧米列強に近づくため、交通、通信、工業等の様々な分野で西洋文明が導入され、殖産興業及び富国強兵が推し進められた。



旧刑法草案
〔1880(明治13)年に
旧刑法公布〕

このように我が国が国家の近代化を図る中で、不平等条約の改正のため、刑事司法も西洋を手本として近代化が図られた。刑事法の分野では、当初、基本的にフランス法をモデルにして法整備が行われた。その後、ドイツ法の影響を受け始め、1907(明治40)年に、現行の刑法が公布され、1922(大正11)年に、職権主義を基本とする刑事訴訟法が公布された。

矯正の分野では、1908(明治41)年に監獄法が制定されるなど行刑法制度の整備がなされるとともに、西洋式施設の建設及び監獄衛生の改善等の努力が行われ、行刑の近代化が図られた。また、更生保護の分野では、当初、民間有志の自発的活動に委ねられていた保護事業が、1939(昭和14)年に司法保護事業法の制定等により、司法保護制度として形成されるに至った。



旧司法省庁舎
〔1895(明治28)年に完成〕



奈良監獄
〔1908(明治41)年に竣工〕

2(1) 1945(昭和20)年に第二次世界大戦が終結した後、我が国では、非軍事化・民主化が急速に進められ、社会が大幅に変化した。1946(昭和21)年には、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原則とした日本国憲法が公布され、その刑事司法に関する10か条の人権保障の規定を受けて、刑事司法制度も、大きく変化した。刑法は、日本国憲法の制定の趣旨に適合するように、1947(昭和22)年に、一部が改正され、皇室に対する罪、安寧秩序に対する罪、姦通罪等が削除されるなどした。また、1948(昭和23)年に、前記の1922年の刑事訴訟法が改正され、現行の刑事訴訟法が公布された。同法は、日本国憲法の精神にのっとり実体的真実の発見とともに被疑者及び被告人の人権保障を基本理念とし、アメリカ法の考え方を大幅に採り入れたものであり、当事者主義及び起訴状一本主義を採用した。

(2) 我が国は、戦後、食料等の物資の不足やインフレの進行により、国民生活が窮乏した。

このため、窃盗等の財産犯が増加し、1948(昭和23)年に、刑法犯の認知件数が、約160万件に達し、戦後最初のピークを記録した。しかしながら、経済が復興し、社会秩序が回復するに伴って、増加を続けていた窃盗等の財産犯は減少した。

戦後からこの1950年代までは、戦後の混乱が引き起こした社会情勢に対応する様々な特別法が制定された時代でもあった。例えば、戦後、大量の覚せい剤が市中に流出し、荒廃した社会に急激に広まったため、1951(昭和26)年に、覚せい剤の所持、使用等を禁止する覚せい剤取締法が制定されたり、戦後の混乱期に激増した街娼への対策として、1956(昭和31)年に、売春防止法が制定されたりするなどして、それぞれの事犯について取締りが強化された。これらの覚せい剤取締法等の戦後から1950年代までの間に制定された特別法は、数次にわたって改正されて、内容が強化された。

矯正の分野では、戦後、行刑の基本原則(人権尊重の原則、更生復帰の原則、自給自足の原則)を発出し、行刑のあるべき姿を示すとともに多くの処遇改善を実施したほか、1948(昭和23)年には「受

刑者分類調査要綱」を制定して、科学的分類の基礎を築いた。更生保護の分野では、1949（昭和24）年に更生保護の基本法というべき犯罪者予防更生法が、翌1950（昭和25）年に更生緊急保護法や保護司法が、1954（昭和29）年に執行猶予者保護観察法がそれぞれ制定され、今日の更生保護制度の基礎が形成された。

このように、我が国は、戦後、1950年代までに、今日の刑事司法の基礎を確立した。

- 3 我が国の経済は、1955（昭和30）年から高度成長期に入り、1960年代に入っても、高度成長を続けた。そして、我が国は、1964（昭和39）年に、東京で、アジア初のオリンピックを成功させたり、世界初の高速鉄道である東海道新幹線を開通させたりするなど、戦後復興を国内外に印象付けた。1967（昭和42）年には、我が国の総人口がついに1億人を突破した（注）。

このように経済が復興する一方で、戦後新しい社会体制を確立していく中で、国民の中で社会的な思想対立が生まれ、政治的な主義主張が多様化・先鋭化していき、1960年代に、急進的な者たちによって公安労働事件が引き起こされたり、全国の多数の大学を揺るがした学園紛争が発生したりした。また、経済復興に伴う自動車の急速な普及を背景に、交通事情が大幅に変化するとともに、業務上過失致死傷罪等を含む交通事犯が増加傾向を示した。このため、新しい時代に即応した道路交通の基本法として、1960（昭和35）年に、道路交通法が制定され、過失犯処罰規定及び両罰規定が整備された。続いて、1968（昭和43）年には、当時大量に発生していた同法違反事件について、事案の軽重に応じた合理的な処理方法の採用とその処理の迅速化を図ることを目的として、交通反則通告制度が導入された。さらに、この時期は、戦後のベビー・ブームの時代に出生した者たちが少年へと成育し、10代後半の少年人口が増加した結果、少年による窃盗や粗暴犯等も増加した。

このように、1960年代は、公安労働事件や交通事件等の戦後復興に伴って生じた種々の問題への対処が求められた。

矯正の分野では、この年代に、処遇の個別化の考え方に立脚して開発・発展してきた開放的処遇が相次いで実施されるなど、受刑者処遇の基礎が形成された。

（注）出典：「人口推計」（総務省統計局）

（<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>）



東京オリンピック
〔1964（昭和39）年に開催〕
(c)Topfoto/amanaimages



東海道新幹線
〔1964（昭和39）年に開通〕
(c)共同通信社/アマナイメーجز

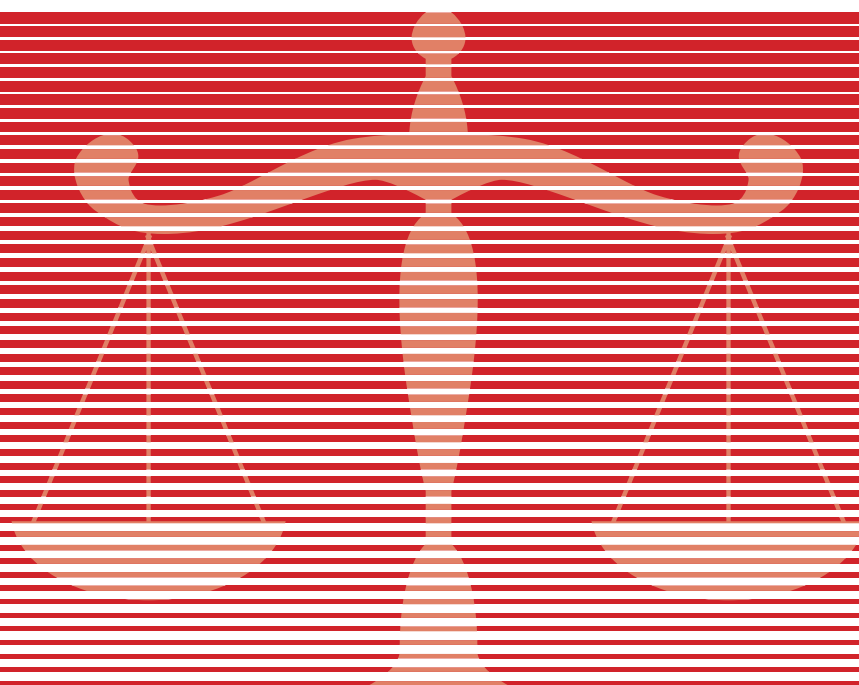


東大安田講堂事件
〔1969（昭和44）年に発生〕
(c)共同通信社/アマナイメーجز

第3編

1970年から2020年までの 50年間の振り返り

- 第1章 1970年代(昭和45年から昭和54年まで) ……26
- 第2章 1980年代(昭和55年から平成元年まで) ……34
- 第3章 1990年代(平成2年から平成11年まで) ……41
- 第4章 2000年代(平成12年から平成21年まで) ……57
- 第5章 2010年代(平成22年から令和元年まで) ……79



第1章

1970年代(昭和45年から昭和54年まで)

～公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、刑事司法の運用が安定～

第1節 刑事司法の動き

1 概要

(1) 1970年代、我が国の経済は、1974(昭和49)年に戦後初のマイナス成長を記録し、1950年代から続いた高度成長路線から離れたものの、翌年から、再びプラス成長に転じ、安定的に成長を続けた。国際的には、アメリカとソ連との緊張緩和が進行するなどして戦後始まった冷戦構造に大きな変化が生じた時代であった。このような中で、我が国において、1970(昭和45)年に、アジアで初めて、大阪で万国博覧会が、京都で国際連合最大規模の犯罪防止・刑事司法の会議である第4回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「第4回コングレス」)が、それぞれ開催され、1964(昭和39)年に開催された東京オリンピックに加えて、我が国の先進国入りを国外にアピールすることとなった。



大阪万国博覧会

(c)ピクスタ

この年代、我が国は、このように、経済及び社会が安定し、犯罪の認知件数も減少して治安情勢が比較的安定した。

(2) もっとも、当時は、戦後、著しい経済発展をもたらした経済優先の政策が引き起こした種々の問題への対処が課題となっていた。例えば、1950年代半ばから発生した大気汚染、水質汚濁といった公害が、各地で顕在化し、これが大きな社会問題化したことから、1970年代に公害を規制するための刑事立法が行われ(本節2「公害対策」26頁。)、また、自動車の急速な普及により社会問題となった交通事故の取締りが強化された。また、1960年代には、急進的な者たちによって引き起こされた公安労働事件が、1970年代に至ると一層先鋭化・過激化し、いわゆる過激派による暴動事件やハイジャック事件など凶悪重大な事件が少なからず発生した。過激派の鎮圧には少なくない数の警察官の殉職者を伴い、ハイジャック事件においては、超法規的措置により、被告人等を釈放するなど多大な犠牲を払った。我が国では、これら暴動事件等に対処するために、火炎びんの使用等を規制する立法措置等が講じられた(本節3「凶悪重大な公安事件への対処」28頁。)

(3) このように、1970年代は、公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、基本的には治安情勢は比較的安定しており、戦後再出発してから約四半世紀を経た我が国の刑事司法は、その運用が安定したといえる。

2 公害対策

(1) 背景・経緯

戦後、我が国においては、経済の成長、工業の発展に代表される産業構造の変化が進み、それに伴う都市部への人口流入、自動車台数の増加等により、環境汚染が進んで生活環境が悪化した結果、1955(昭和30)年頃以降には、いわゆる公害が全国的な問題となるに至った。

そこで、1967(昭和42)年8月に、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、事業者、国

及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めた公害対策基本法が公布された。さらに、その翌年の1968(昭和43)年には、大気汚染防止法や騒音規制法等が公布・施行され、各種環境基準が設けられた。

このような中で、1970(昭和45)年12月に、いわゆる公害国会と呼ばれた第64回国会において、公害対策基本法の改正を含む14の公害関係法の改正又は制定が行われ、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等が成立し、公害事犯に対する罰則が整備された。



排水溝で検査を行う捜査員、対策本部の新設

(出典：平成16年警察白書79頁
「3 昭和40年代の日本警察」)

(2) 内容等

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律は、公害の防止に関する他の法律に基づく規制とあいまって人の健康に係る公害の防止に資することを目的として制定された。同法は、それまでの公害関係行政法令の罰則が主として行政措置を実効あらしめるための規定であったのに対し、公害を発生させる行為を刑法的な犯罪として処罰するものであった。すなわち、故意又は過失によって、工場又は事業場における事業活動に伴う人の健康に有害な物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者を処罰するとともに、当該行為によって人を死傷させた者についても

処罰することとし、行為者のほか法人等の事業主をも処罰する両罰規定を設けた。また、厳格な条件の下に、排出物質と現に発生している危険な状態との関係につき、推定規定を設けた。

このほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等が改正され、公害に対する罰則が強化された。

■表3-1-1 公害犯罪検察庁 新規受理人員

(1972年～1980年)

年次	新規受理人員	
	実数	指数
1972年	2,613	100
1973	3,999	153
1974	4,909	188
1975	5,504	211
1976	6,624	254
1977	6,574	252
1978	6,299	241
1979	6,605	253
1980	6,440	246

注 法務省刑事局の資料による。

表3-1-1は、公害関係諸法がおおむね整備されるに至った1972(昭和47)年以降の全国検察庁における公害犯罪の新規受理人員である。新規受理人員は、同年の2,613人から逐年増加し、1976(昭和51)年に6,624人と最高に達し、その後は増減を繰り返し、1980(昭和55)年は前年165人減の6,440人となっている。1972(昭和47)年を100とする指数で見ると1976(昭和51)年が254で最も高い。

3 凶悪重大な公安事件への対処

(1) 航空の危険を生じさせる行為や人質による強要事犯への対処

ア 航空機の危険を生じさせる行為への対処

1970(昭和45)年3月に、日本国内線の旅客機が不法奪取(ハイジャック)されたいわゆるよど号ハイジャック事件が発生したのを直接の契機として、飛行中の航空機のハイジャック犯罪に対する処罰規定の整備が求められた。また、当時、ハイジャック犯罪の規制を目的とした航空機の不法な奪取の防止に関する条約(航空機不法奪取防止条約)の要請に応ずる必要があった。

そこで、同年5月に、航空機の強取等の処罰に関する法律が制定され、暴行・脅迫等を用いて航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配する罪等が設けられた。

次に、1974(昭和49)年6月に、ハイジャック以外の航空機に対する爆破その他の不法行為の規制を目的とした、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(民間航空不法行為防止条約)を締結するために、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律が制定された。同法は、航空の危険を生じさせる行為、航行中の航空機を墜落させる行為、業務中の航空機を破壊する行為等を処罰する規定を設けた。

イ 人質による強要事犯への対処

1977(昭和52)年9月に、日本の国際線の旅客機が乗っ取られ、バングラデシュのダッカ空港に着陸させられた上、日本国内で身柄拘束中の者の釈放等が要求されるいわゆるダッカ事件が発生した。当時、同事件を始めとして、航空機の乗っ取り、在外公館の占拠等の不法事犯が過激化・悪質化する傾向にあった。これに対しては、同年に、前記航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正によって航空機強取犯人による人質強要に係る罪を設けるなどの措置が採られてきたが、さらに、航空機強取を手段とするものに加えて、それ以外の方法で行われる人質による強要行為に対しても一層有効な取締りを実施する必要が生じた。

そこで、1978(昭和53)年5月に、人質による強要行為等の処罰に関する法律が制定された。同法は、二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為等を処罰する規定を新設するとともに、当該罪を犯した者が人質を殺害する行為を特に重く処罰する規定を設けた。また、これらの罪について国外犯処罰規定を設けることとした。

なお、同法は、1987(昭和62)年6月に改正され、必ずしも二人以上共同して凶器を示してすることを要件とはしない「人質による強要等」の罪等が設けられた。

(2) 過激派の集団暴力事犯への対処

ア 背景・経緯

1968(昭和43)年頃から、過激派の集団暴力事犯の主な凶器として火炎びんが多量に使用されるようになり、また、1969(昭和44)年頃からは、爆弾事件の発生も相次いだ。そして、1971(昭和46)年11月に起きたいわゆる渋谷暴動事件の際に、警察官が火炎びんにより焼殺されるという事件が起きた。

これを契機に、火炎びんや爆発物の使用を規制する立法の必要性が議論されるようになった。

イ 内容

そこで、まず、火炎びんの使用を規制するために、議員立法により、1972(昭和47)年に、火炎びんの使用等の



渋谷暴動事件
(写真提供：警察庁)

■表3-1-2 凶器の使用・押収状況

(1972年)

爆 発 物 (個)	使 用	20
	押 収	203
	計	223
火 炎 び ん (本)	使 用	406
	押 収	440
	計	846
劇 毒 物 (個)	使 用	1
	押 収	88
	計	89
銃 器 (丁)	押 収	13
鉄 パ イ プ 類 (個)	押 収	856
角 材、竹 竿 類 (本)	押 収	3,808
空 び ん (本)	押 収	2,313
爆 竹、発 煙 筒 (個)	押 収	213
石 塊 (kg)	押 収	3,414

注) 爆発物、火炎びん及び劇毒物の押収数は、使用以前の段階で警察が発見押収した凶器の数である。

(出典：昭和48年警察白書)

処罰に関する法律が成立した。同法律は、火炎びんの使用、製造、所持等を処罰する規定を設けた。

次に、爆発物について、同年に、毒物及び劇物取締法の一部の改正がなされ、引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物を正当な理由なく所持する行為等を処罰する規定が設けられた。

同年には、警察は、凶器準備集合罪、傷害罪、建造物侵入罪、公務執行妨害罪、爆発物取締罰則違反、公安条例違反などにより、4,000人を超える者を検挙したほか、表3-1-2のとおり、多量の凶器を押収した。

前記火炎びんの使用等の処罰に関する法律の施行日前後における火炎びんの使用状況は、施行前(1月1日から5月13日まで)は372本、施行後(5月14

日から12月31日まで)は34本であったが、同法施行後には火炎びんの使用が著しく減少しており、同法は大きな効果を生じたものであった。

もっとも、同年中に、警察官2名が殉職し、尊い人命が失われ、824名が負傷するなどした。

コラム 1 | 第4回国連犯罪防止刑事司法会議（第4回 कांग्रेस）

1970（昭和45）年に、京都において、国際連合犯罪防止刑事司法会議（通称「 कांग्रेस」）の第4回会議（以下「第4回 कांग्रेस」という。）が開催された。

総会議長を務めた馬場義績元検事総長は、第4回 कांग्रेसの日本開催に至る経緯について、「国際連合アジア極東犯罪防止研修所……を関係諸君の努力によって見事に運営してきたことが、結局において我が国が刑事司法、矯正、保護の各分野において、いわゆる先進諸国に伍して決して遜色を見ない域に達していることを国際的に明らかにすることになり、またわが法務省がすぐれた組織力を持っていることを国連当局に認識させ、アジアにおいてはじめてのこの世界会議の日本における開催方を求めてきたものと思う。」としている。

第4回 कांग्रेसは、同年8月17日から同月26日までの10日間にわたり、国立京都国際会館において、85か国の政府代表等1,000人以上の参加を得て開催され、そのテーマは、国連が1960年代を開発の10年として開発計画を実施したこと、1970（昭和45）年が第二次開発計画が推進される次の10年の幕開けの年に当たること等を受け、「犯罪と開発」とされた。

そして、第4回 कांग्रेसの成果として、 कांग्रेसにおける最初の政治宣言といえる「総会宣言」が採択された。

このいわゆる「京都宣言」は、開発が人間の生活と環境に与える影響を慎重に考慮しつつ、各国が経済的、社会的発展のための計画を緊急に改善する必要があること、多数の国において、犯罪問題が質、量ともに重大化しているにもかかわらず、開発の過程において、生活の多くの面で十分な注意が払われていないことが明らかであること、犯罪が、より良き環境と生活を得ようとする国民の努力を脅かすものであること、世界の犯罪問題が内容及び規模において重大化していること等を指摘した上で、①各国政府に対し、各国が計画している経済的、社会的開発の枠の中で、犯罪防止の施策を調整し、かつ、強化するための効果的な措置をとるよう要請する、②国際連合その他の国際機関に対し、犯罪防止の分野における国際協力の強化に高い優先権を与え、特に、犯罪と非行の防止及び規制に関し、施策を発展させるため効果的な技術援助を要望する国に対し、かかる援助を保障するよう督促するといった内容であり、現代に通じる問題意識に基づいた非常に先見性に富んだものであったといえる。



第4回 कांग्रेस

第2節 国内外の情勢

[1970 (昭和45) 年]

国内

- 3月 日本万国博覧会が大阪で開幕
- 3月 よど号ハイジャック事件発生
- 8月 第4回コンGRESSが京都で開催
- 12月 公害国会(第64回国会)で公害対策基本法等が改正
 - 刑法犯の認知件数が193万件と戦後2回目のピーク

国外

- 3月 核不拡散条約(NPT)発効
- 12月 航空機の不法な奪取の防止に関する条約(航空機不法奪取防止条約)採択



よど号ハイジャック事件で
解放された人質
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の成立(27頁参照)
- ・ 航空機の強取等の処罰に関する法律の成立(28頁参照)

[1971 (昭和46) 年]

国内

- 7月 環境庁発足
- 11月 渋谷暴動事件発生

国外

- 9月 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(民間航空不法行為防止条約)採択
- 10月 中華人民共和国の国連加盟決定



札幌冬季オリンピック
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

[1972 (昭和47) 年]

国内

- 2月 冬季オリンピックが札幌で開催
- 2月 あさま山荘事件発生
- 5月 沖縄の施政権返還・沖縄県発足

国外

- 5月 テルアビブ空港乱射事件発生
- 9月 日中共同声明調印・日中国交正常化



あさま山荘事件
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 火災びんの使用等の処罰に関する法律の成立(28, 29頁参照)
- ・ 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律の成立(29頁参照)

[1973 (昭和48) 年]

国内

- 2月 変動相場制へ移行
- 刑法犯の認知件数が戦後最少(当時)の約119万件を記録

国外

- 10月 第4次中東戦争勃発
10月 第1次石油ショック

[1974 (昭和49) 年]

国内

- 8月 三菱重工爆破事件発生
- 戦後初のマイナス成長

国外

- 8月 ニクソン米大統領(当時)がウォーターゲート事件で辞任



三菱重工爆破事件
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の成立(28頁参照)

[1975 (昭和50) 年]

国内

- 8月 クアラルンプール事件発生

国外

- 4月 ベトナム戦争終結
11月 第1回サミット(主要国首脳会議)がフランスで開催

[1976 (昭和51) 年]

国内

- 2月 ロッキード事件発覚

国外

- 7月 ベトナム社会主義共和国成立(南北ベトナム統一)

[1977 (昭和52) 年]

国内

- 9月 ダッカ事件発生

国外

- 3月 米ソ200カイリ漁業専管水域実施(200カイリ時代)

[1978 (昭和53) 年]

国内

12月 ダグラス・グラマン事件発覚

国外

8月 日中平和友好条約調印



日中平和友好条約

(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 人質による強要行為等の処罰に関する法律の成立 (28頁参照)

[1979 (昭和54) 年]

国内

6月 第5回サミット (主要国首脳会議) が東京で開催

国外

1月 第2次石油ショック

2月 イラン革命成立

12月 ソ連がアフガニスタンに侵攻

第2章

1980年代(昭和55年から平成元年まで) ～世界で最も安全な国の一つと言われる社会を実現した 刑事司法～

第1節 刑事司法の動き

1 概要

- (1) 1980年代, 我が国は, 自動車生産台数が世界一になるなど, 経済発展を遂げて世界有数の経済大国に成長し, 豊かな社会を形成した。また, 都市への人口の集中, コンピュータ等電子機器による情報処理システムの発展, クレジット・システム等に支えられた消費生活の拡大など, 社会生活の在り方やその環境が急激に変化した。国際的には, 1989(平成元)年に米ソが冷戦終結を宣言するに至った。



東京ディズニーランド開園
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

1980年代において, 刑法犯の認知件数は増加傾向にあり, 1980(昭和55)年の約136万件であったものが1989(平成元)年には約167万件に達したが, その原因の一つは, 万引きや自転車盗, 占有離脱物横領等の少年非行等の増加があると考えられる。こうした動向の背景としては, 豊かな社会における価値観の多様化, 家庭や学校などの保護的・教育的機能の低下, 犯罪の機会の増大などの社会的諸条件の変化が挙げられる。

1980年代末は, 少年非行の増加した時期であるが, 全体的に観察すれば, 治安は比較的安定した時代であって, 我が国は, 「世界

で最も安全な国の一つ」であると評される, 治安情勢の良好な国となるに至った。このような良好な治安情勢を維持できた理由として, 1989(平成元)年版犯罪白書では, 遵法精神に富む国民性, 経済的な発展, 低失業率, 教育の高水準, 地域社会の非公式な統制の存在, 島国である地理的条件, 刑事司法の運営に対する民間の協力, 銃砲刀剣や薬物の厳重な取締り, 高い検挙率で示される効果的な警察活動及び刑事司法機関の適正かつ効果的な機能等が挙げられている。

- (2) 1980年代は, 1960年代から始まった刑法の全面改正作業や, 1970年代から始まった少年法や行刑の基本法である監獄法の改正作業が引き続き行われた時期でもあった。いずれの改正作業も, 戦後の社会情勢の変化等を踏まえた大規模なものであったが, 意見の対立が激しく, 遂に結実するには至らなかった。その結果, 1980年代半ばまでに行われた刑事司法分野の立法は, 1970年代から続いた個別具体的な課題への対処にとどまるものとなり, 具体的には, ロッキード事件等の贈収賄事件の再発防止のために必要な罰則の整備(本節2「収賄罪の法定刑の引上げ等」35頁。), 犯罪により被害を受けた者を救済するための制度の設立(第4編第4章「犯罪被害者等施策の進展」106頁。)及びハイジャック事犯や国際的テロ等の国際犯罪に対する国際協力の促進(本節3「国際捜査共助」36頁。)に必要な措置にとどまった。



平成元年版犯罪白書

このように, 1980年代, 我が国の刑事司法は, 世界で最も安全な国の一つと言われるような社会を

実現したが、法制面では全面的・抜本的な見直しは結実せず、基本的には、固定化したと言ってよい状況であった。

- (3) なお、1987(昭和62)年には、刑法に規定されている伝統的な犯罪類型では対処が困難であったコンピュータを利用した犯罪を処罰する規定や、国際条約締結のために条約による国外犯規定を新設するための刑法の一部改正が行われ(本節4「コンピュータの普及等に伴う犯罪への適切な対処等」36頁。), これ以降、刑事司法分野での立法が徐々に活発化していった。

2 収賄罪の法定刑の引上げ等

(1) 背景・経緯

1976(昭和51)年2月、いわゆる「ロッキード事件」が発覚し、同年8月には元内閣総理大臣が多額の受託収賄罪で起訴された。贈収賄に対する国民の厳しい目や、公務員の綱紀肅正の観点等から、かねて贈収賄罪の法定刑の引上げが議題となっていたところ、同事件を契機に、政・財構造汚職に対する国民の批判は一層厳しいものとなるとともに、再発防止を求める国民世論が一段と強まった。

政府は、再発防止策として、1977(昭和52)年、贈収賄罪の法定刑の引上げを内容とする刑法の一部改正法案を国会に提出した。同法案は、2度にわたり廃案となるも、汚職の防止に対する国民世論に後押しされ、1980(昭和55)年、三度の法案提出の末、可決・成立して公布された。

(2) 内容

本改正は、贈収賄事件が増加し、かつ、悪質化する傾向にあった実情に鑑み、この種事犯に対し、事案に応じた適切な科刑の実現を図り、かつ一般予防的効果を期するために、収賄罪等の法定刑を引き上げを内容とするものである。これにより、多額収賄事犯等の悪質な事犯に対して事案に応じた適切な科刑を可能ならしめるとともに、一般予防的効果が期待された。

また、公訴時効期間は、法定刑を基準にして定められていたところ、同改正により、単純収賄罪(公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくはこれを約束する罪)等の公訴時効の期間が3年から5年に延長されることとなった。これにより、この種収賄事犯の捜査処理を一層容易ならしめるという趣旨で相当の効果があるとされた。

■表3-2-1 収賄事件の第一審科刑状況

(1978年~1982年)

年次	懲役刑期				B/A (%)	うち、執行猶予(C)	C/A (%)
	総数(A)	1年以上(B)	6月以上	6月未満			
1978年	178	92	63	23	51.7	160	89.9
1979	179	103	68	8	57.5	169	94.4
1980	134	73	58	3	54.5	126	94.0
1981	189	99	78	12	52.4	180	95.2
1982	160	102	47	11	63.8	151	94.4

注 司法統計年報による。

(出典：昭和59年版犯罪白書)

3 国際捜査共助

(1) 背景・経緯

国際交流の大幅な拡大に伴う犯罪の著しい国際化傾向、特に過激派によるハイジャックその他のテロ事件や多国籍企業による国際的腐敗行為の多発を契機として、国際犯罪防止のための国際協力の一層の推進の気運が世界的に高まり、各国は、各種の条約により捜査をも含む国際協力の推進を図るとともに、現実にも相互に積極的に最大限の協力を行うようになってきていた。そして、当時、外国からの共助の要請が増加するとともに、我が国から外国へ共助を要請する必要がある事例も増加していた。狭義の司法共助に関しては、1905(明治38)年に制定された外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法によりこの種の要請に応じてきたところであり、また、この法律を背景として、例えば、ロッキード事件における対米囑託尋問など、我が国から外国に対し共助を要請してきた。しかしながら、捜査共助に関しては、国内法が不備であったため、外国からの共助の要請に対しては、我が国の捜査機関が関係者の承諾と協力が得られる限度で事実上の措置として所要の証拠や資料を収集し外国に提供し得るにとどまり、またその結果我が国が外国に共助を要請する必要があるがあっても、共助に関する国際的な原則である相互主義の保証をなし得ないため十分な協力を得られる体制になかった。

このような状況の中で発生した1976(昭和51)年のロッキード事件、1977(昭和52)年のダッカ日航機ハイジャック事件を契機として、我が国でも各方面から国際捜査共助法制の整備の必要性が強く指摘されたことなどを背景に、1980(昭和55)年5月に、国際捜査共助法が成立した。

(2) 内容

同法は、捜査共助すなわち外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供とそのための証拠の収集の要件及び手続を規定するとともに、捜査協力すなわち国際刑事警察機構に対する外国の刑事事件の捜査に関する情報及び資料の提供とそのための要件及び手続を規定している。同法は、これが積極的に活用されることにより、外国における犯罪防止に寄与するとともに、相互主義の保証により我が国が外国から犯罪捜査について協力を得ることが容易となり、その迅速適正化をもたらすこととなり、国際犯罪の防止のための国際協力に大きく貢献することが期待されるものであった。

4 コンピュータの普及等に伴う犯罪への適切な対処等

(1) 背景・経緯

1980年代、コンピュータ・システムの発展・普及は目覚ましく、その利用分野は、銀行のオンラインシステム、鉄道の座席予約システム等の身近なものを始めとして、金融、交通、通信、製造、流通、医療等、社会生活のあらゆる面に及ぶ一方で、コンピュータ・システムを悪用した不正行為も少なからず発生したが、1907(明治40)年に制定された現行刑法によっては、このような不正行為に的確に対応できない場合が少なくない状況であった。

そこで、1987(昭和62)年に、刑法等が改正され、このような不正行為のうち、もともと現行刑法による的確な処罰が可能であった行為と同様の行為であるにもかかわらず、コンピュータの出現に伴い事務処理形態が変化したため、的確な処罰が困難となった類型の行為について、処罰規定が整備された。

(2) 内容

この改正により、新たに、①人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する一定の電磁的記録を不正に作り出し、あるいはこれを供用する行為を処罰する電磁的記録不正作出等の罪、②人の業務に使用する電子計算機や電磁的記録を損壊し、又は、虚偽の情報や不正な指令を与えるなどの方法により人の業務を妨害する行為を処罰する電子計算機損壊等業務妨害の罪、③人の事務処理

に使用する電子計算機に虚偽の情報を与えるなどして財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、財産上の不法な利益を得る行為を処罰する電子計算機使用詐欺の罪などが設けられた。

この他にも、「国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」及び「人質をとる行為に関する国際条約」の締結に必要な包括的国外犯処罰規定の新設等が行われた。

このように、1987(昭和62)年の刑法等の一部改正は、社会の情報化・電子化に対応し、その特質に見合った罰則の新設等を行うとともに、国際化した犯罪の防止を巡る国際協調に適切に対応するための国外犯処罰規定の新設等を行ったものであり、時代、社会の変遷に対応する刑事法の整備の適例の一つと考えられる。

コラム 2 | 捜査とコンピュータ

1 指紋及び掌紋(以下「指掌紋」という。)は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、1911(明治44)年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査において重要な役割を果たしている。

警察庁では、1982(昭和57)年に被疑者から採取した指紋をデータベースに登録し、犯罪現場等から採取した指紋と自動照合し、容疑者を割り出す「指紋自動識別システム」を導入した。

1998(平成10)年からは、各都道府県警察全ての警察署に被疑者の指紋を短時間で採取できるライブスキャナを整備し、警視庁及び道府県警察本部に遺留指紋照会端末装置等を整備するとともに、警察庁、警視庁及び道府県警察本部並びに警察署間をオンラインで結ぶことにより、指紋照合の効率化・迅速化を図った。

また、2007(平成19)年からは、「指掌紋自動識別システム」の運用を開始し、事件解決に役立てている。

2 この他にも、1980年代に、警察では、捜査活動で押収した膨大な書類等を手作業で分析処理するには大変な人手と期間が掛かるため、これをパソコンや大型コンピュータで集計、分析することにより、捜査の合理化が図られた。1980年代後半頃は、企業の会計事務がコンピュータ処理されることが多くなったため、押収した磁気テープ、フロッピー等の解読、分析等にもパソコンや大型コンピュータが用いられた。



ライブスキャナ被疑者指紋採取状況

(写真提供：警察庁)

第2節 国内外の情勢

[1980 (昭和55) 年]

国内

- 自動車生産台数世界一

国外

- 7月 モスクワオリンピック開催(日・米・西独・中国等不参加)
- 9月 イラン・イラク戦争勃発

【刑事司法の動き】

- ・ 刑法の一部を改正する法律の成立(35頁参照)
- ・ 国際捜査共助法の成立(36頁参照)

[1981 (昭和56) 年]

国内

- 3月 三和銀行オンライン詐欺事件発生

国外

- 7月 チャールズ英皇太子とダイアナ嬢の結婚式挙行



チャールズ皇太子結婚

(c)Pacific Coast News/amanaimages

[1982 (昭和57) 年]

国内

- 6月 東北新幹線開業
- 11月 上越新幹線開業

国外

- 6月 米ソ戦略兵器削減交渉(START)開始

[1983 (昭和58) 年]

国内

- 4月 東京ディズニーランドが開園

国外

- 3月 欧州評議会が「刑を言い渡された者の移送に関する条約」採択

[1984 (昭和59) 年]

国内

- 覚せい剤取締法違反の検挙人員が約2万4,000人となり、1956年以降でピークを記録

国外

- 3月 アフリカで飢餓深刻化

[1985 (昭和60) 年]

国内

- 8月 日航ジャンボ機墜落
- 9月 プラザ合意による円高ドル安進行
 - いじめが社会問題化

国外

- エイズの恐怖が世界に広まる



日航ジャンボ機墜落

(c) 共同通信社/アマナイメーヅ

[1986 (昭和61) 年]

国内

- 4月 男女雇用機会均等法施行
- 9月 社会党に日本初の女性党首誕生
- 11月 伊豆大島三原山大噴火
 - 日銀公定歩合引下げ, バブル景気始まる

国外

- 10月 米ソ首脳会談

[1987 (昭和62) 年]

国内

- 4月 国鉄分割民営化
- 6月 日本の外貨準備高世界一

国外

- 10月 ニューヨーク株式市場大暴落 (暗黒の月曜日)
- 11月 大韓航空機爆破事件発生



国鉄分割民営化

(c) 共同通信社/アマナイメーヅ

【刑事司法の動き】

- ・ 刑法等の一部を改正する法律の成立 (37頁参照)

[1988 (昭和63) 年]

国内

- 3月 青函トンネル開通
- 4月 瀬戸大橋開通
- 10月 東京地検, リクルート本社等一斉捜索, 前社長室長逮捕

国外

- 8月 イラン・イラク戦争停戦協定成立
- 12月 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約採択

[1989 (昭和64・平成元) 年]

国内

- 1月 昭和天皇崩御, 平成に改元
- 4月 消費税導入
- 11月 坂本弁護士一家殺害事件発生
- 12月 日経平均株価史上最高値

国外

- 6月 天安門事件発生
- 7月 金融活動作業部会 (F A T F) 設立
- 11月 ベルリンの壁崩壊
- 11月 児童の権利に関する条約採択
- 12月 マルタ会談 (冷戦の終結を宣言)



平成に改元

(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز



ベルリンの壁崩壊

(c)Luigi Caputo/Anzenberger/amanaimages

第3章

1990年代(平成2年から平成11年まで)

～国際的動向や社会情勢の変化に対応して刑事立法が活発化～

第1節 刑事司法の動き

1 概要

(1) 1990年代に入ると、80年代後半から急騰していた株価、地価などの資産価格が急落し、いわゆる「バブル」が崩壊した。これによって、金融機関は多額の不良債権を抱え、日本経済は、「失われた10年」とも呼ばれる長きにわたる景気の低迷を経験した。

刑事司法分野では、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(以下本節において「麻薬新条約」という。)が1988(昭和63)年に採択されたことに加えて、主要国首脳会議や国際連合等の国際会議において組織的犯罪対策が課題の一つとして取り上げられるようになったことから、我が国としても、これらの国際的動向を踏まえた対処が求められることとなった。時折しも、1989(平成元)年の東西冷戦終結やグローバリゼーションの進展により、人、金、物が国境を越えて容易に移動するようになった時代でもあり、そのような状況を背景に、我が国自体においても、暴力団組織等による薬物・銃器取引事犯や外国人犯罪組織による集団密航事犯などが少なからず発生したり、国内のみならず世界をも震撼させた地下鉄サリン事件等の凶悪重大事犯が起きたりするなどして、これらの新たな展開をみせる組織的犯罪に対する有効な対処が強く求められるようになってきていた。加えて、いわゆる児童買春が国内外で問題となったり、インターネットを中心とする情報通信技術の進歩によりいわゆるハイテク犯罪が増加したりして、これらの犯罪への対処も求められる時期でもあった。

そこで、我が国は、新規の立法により、薬物犯罪について、マネー・ローンダリング行為の犯罪化、不法収益の没収・追徴の拡充、没収・追徴に関する保全手続に係る規定(本節2「薬物犯罪への効果的な対処」42頁。)を、また、組織的犯罪について、捜査手段としての通信傍受や証人の保護などに係る手続規定(本節3「組織的犯罪を的確かつ適正に処罰するための方策」43頁。)を、さらには、児童買春や児童ポルノの提供等の処罰や不正アクセス行為等の規制に係る規定(本節4「児童を性的搾取・虐待から保護するための方策」48頁。)(本節5「ネットワークの進展に伴うハイテク犯罪への対策」49頁。)を、それぞれ整備するなどの措置を講じた。

このように、我が国は、1990年代、時代の変化に応じた犯罪の防止や的確な処罰に資する立法措置を種々講じた。また、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護事業法を制定したり(本節6「更生保護制度の基盤強化」50頁。)、現代に即した刑法典にするための表



バブル崩壊

(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز



地下鉄サリン事件発生

(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز

記の平易化等を行ったりした(本節7「刑法の表記の平易化等」51頁。)

- (2) 以上のとおり、1990年代は、刑事実体法の分野のみならず、捜査手段の拡充や公判における証人の保護に関する手続の追加がなされて、刑事手続法の分野においても進展が見られたほか、更生保護の分野においても法改正が行われるなど多様な措置が講じられ、刑事立法が活発に行われた時期であった。

2 薬物犯罪への効果的な対処

(1) 背景・経緯

1988(昭和63)年に、麻薬新条約が採択され、我が国も1992(平成4)年に、同条約を批准した。同条約は、薬物犯罪が国際的規模で行われており、これによって生じた不法収益のはく奪が薬物犯罪防止の有効な手段であるという認識の下に、薬物犯罪によって生じた不法収益についてのマネー・ローンダリング行為及び不法収益收受行為等の犯罪化などを締結国に求める規定を置くものであった。さらに、1989(平成元)年7月のアルシュ・サミットの経済宣言に基づき、金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)が招集され、我が国もこれに参加し、1990(平成2)年に、同会合において、①麻薬新条約の早期批准、②マネー・ローンダリング行為の犯罪化等を求める40項目にわたる勧告が採択された。

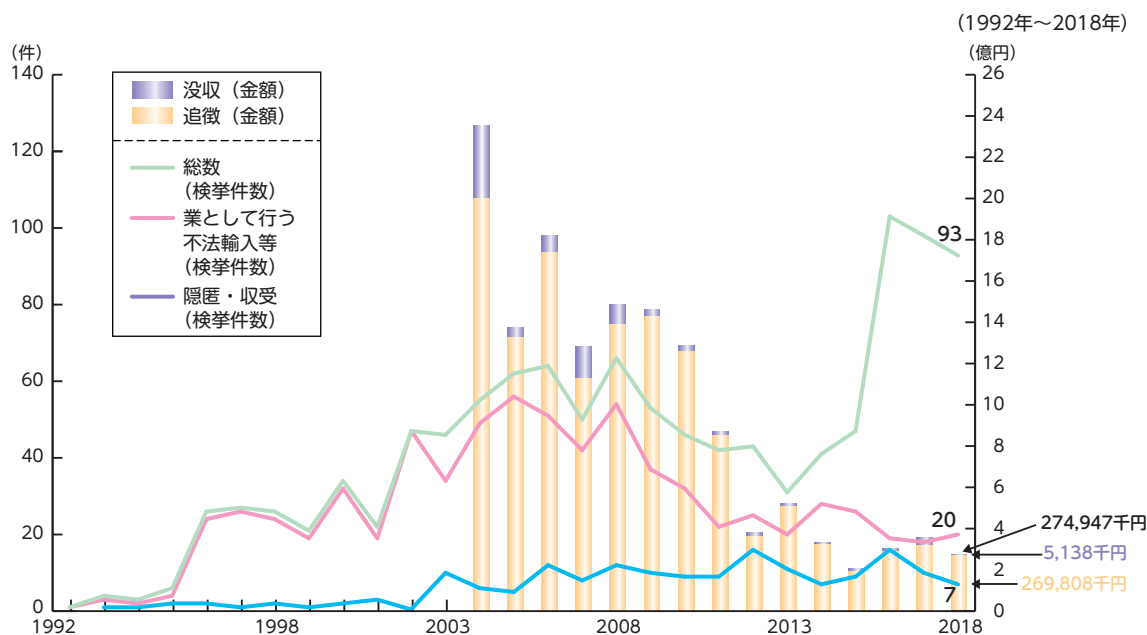
これらに対応して、我が国においては、1991(平成3)年10月に、いわゆる麻薬二法、すなわち「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下本節において「麻薬特例法」という。)が制定された。

(2) 内容

麻薬二法の施行により、①マネー・ローンダリング罪等の新設、②不法収益の没収、没収等の保全手続及びその国際共助制度の整備、③コントロールド・デリバリーの実施を可能とする措置、④金融機関等による疑わしい取引の届出制度の新設、⑤薬物犯罪の国外犯処罰規定の新設等が行われた。特に、没収及び保全手続の国際共助の制度は、条約に基づき、没収等の外国の確定裁判の執行又は没収等のための財産の保全の共助の要請があった場合、双罰性等の一定の条件の下に、我が国に存在する財産に対してこれを実施することとしたもので、犯罪人が薬物犯罪による不法収益等を国外で所有し続けることを防止し、国際協力によりこれをはく奪することを可能にしたものである。

麻薬特例法違反の検挙件数の推移(1992(平成4)年以降)及び第一審における没収・追徴金額の推移(統計の存在する2004(平成16)年以降)は、図3-3-1のとおりである。検挙件数の総数は、2006(平成18)年までおおむね増加傾向にあり、2009(平成21)年以降は減少傾向にあったが、2014(平成26)年から2016(平成28)年にかけて大きく増加し、2018(平成30)年は93件(前年比5件減)であった。また、没収・追徴金額の合計は、増減を繰り返しながらもおおむね減少傾向にある。

■ 図3-3-1 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等収受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。ただし、1998年までは、9条違反の検挙件数を除く。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。
 8 没収・追徴金額は、統計の存在する2004年以降の数値を示した。

（出典：令和元年版犯罪白書）

3 組織的犯罪を的確かつ適正に処罰するための方策

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の成立

ア 背景・経緯

暴力団については、この頃、団体数及び構成員数の漸増、特定の広域暴力団への集中統合、いわゆる民事介入暴力の増加やその手口の巧妙・陰湿化、対立抗争事件数は減少しながらも銃器発砲事件数の割合の増加や民間人を巻き添えにするなど事件の悪質化等の傾向が見受けられた。

そのような背景事情の下、1991（平成3）年5月、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずること等により、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が制定された。

イ 内容

同法は、暴力団を「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不良行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義するとともに、一定の要件に該当する暴力団を指定し、指定暴力団の構成員による具体的行為のうちで従来の刑罰法令では対処し難い不当な行為を規制対象とした。この規制手段としては公安委員会による中止命令等の行政命令によるものとし、刑事罰はその実効性を担保するためのものとして位置付けられ



住民による暴力団事務所撤去運動
 （出典：平成16年警察白書82頁「5 昭和60年から平成6年までの日本警察」）

た。また、民間の公益的団体による暴力団排除活動を側面から援助し、促進するための措置が定められるとともに、暴力団員による不当な要求によって生じた被害の回復等の援助措置が設けられた。

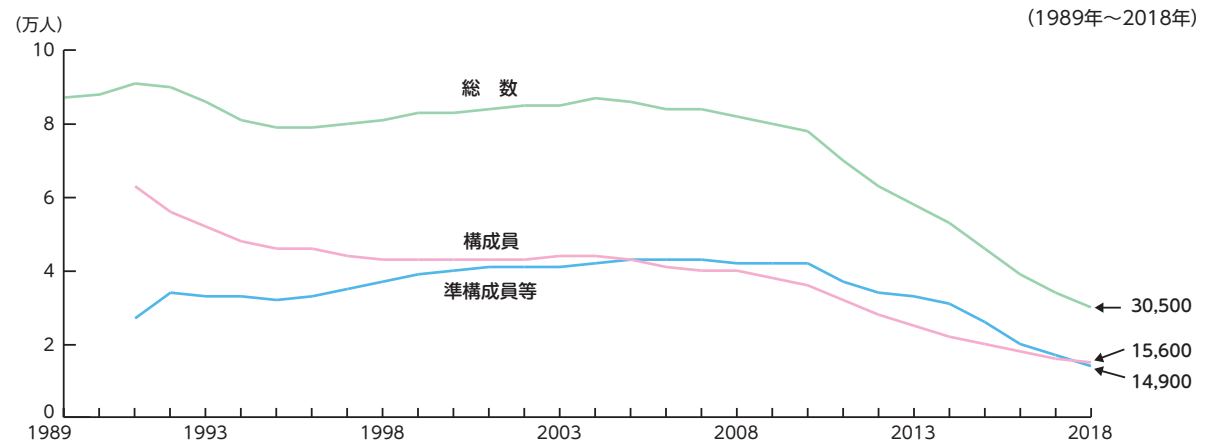
ウ 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移は、図3-3-2のとおりである。

暴力団構成員及び準構成員等の人員は、1991（平成3）年の約9万1,000人から年々減少し、1996（平成8）年から2004（平成16）年までは毎年増加し、同年には約8万7,000人となったものの、2005（平成17）年以降、再び減少し続け、2018（平成30）年は約3万5,000人で、1991（平成3）年の約3分の1となっている。

この減少の背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。他方、暴力団構成員及び準構成員等のうち、主要団体等（六代目山口組、神戸山口組及び絆會（任侠山口組から改称）並びに住吉会及び稲川会）の占める割合は約7割に及んでいる。

■ 図3-3-2 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移



- 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 人員は、各年12月31日現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。
- 3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- 4 「構成員」及び「準構成員等」は、統計の存在する1991年以降の数値で作成した。

（出典：令和元年版犯罪白書）

(2) 組織的犯罪対策関連三法の成立

ア 背景・経緯

1990年代は、暴力団等による薬物や銃器等の不正取引が引き続き深刻な状況にあり、また、暴力団等の不正な権益の獲得・維持を目的とした各種犯罪のほか、外国人犯罪組織による集団密航事犯が少なからず発生し、地下鉄サリン事件や坂本弁護士一家殺害事件等一連のいわゆるオウム真理教事件のような大規模な組織的形態による凶悪事犯が発生するなどした。

このような暴力団等による犯罪については、組織的に行われることから、その目的実現の確実性が高く、重大な結果を生じやすいという意味で、極めて危険かつ悪質な犯罪といえること、犯行態様は密行性が高く、犯罪自体が容易に発覚しなかったり、その捜査及び公訴の維持が著しく困難となる場合が少なからず生じていること、犯罪による収益も多額にのぼる場合が多く、これが犯罪的

な組織の維持や事業活動への投資あるいは犯罪実行への再投資に利用されることなどの特徴が認められるところである。

そのような組織的な犯罪に対処するための刑事実体法及び手続法の当時の現状は、これまでの刑法等の法定刑ではその違法性が十分に評価されていないと思われるものがあるほか、没収・追徴を含め、犯罪収益の利用を規制するための刑事法上の措置が必ずしも十分でない点があると考えられた。また、このように密行性の強い犯罪の捜査については、従来の捜査方法だけでは、これに効果的に対処することが極めて困難な場合があり、例えば通信の傍受といった新たな捜査方法を導入する必要性もあると考えられた。他方、こうした犯罪に係る証人等については、捜査や公判に協力することで自己や親族に危害を加えられるおそれも強く、適正な刑事司法の運営を図る上で、その保護措置が必ずしも十分ではないと考えられた。

このような状況を踏まえ、1999(平成11)年8月に、いわゆる組織犯罪対策関連三法、すなわち①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、②犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、③刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立した。

イ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の制定

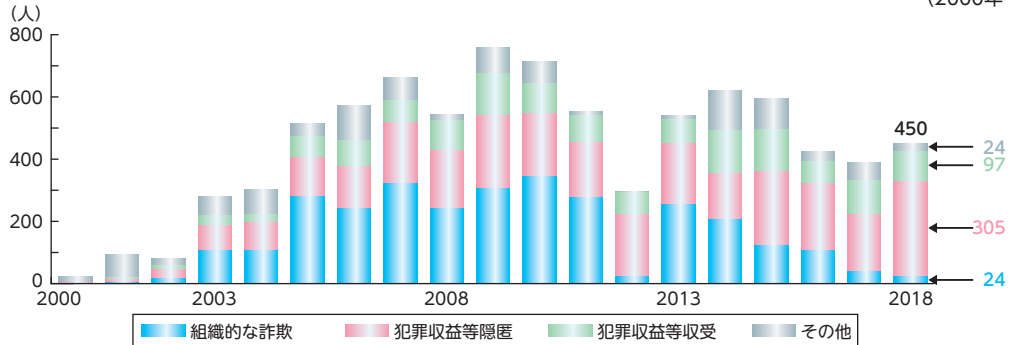
同法は、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について規定した。

同法違反の検察庁新規受理人員の推移は、図3-3-3①のとおりである。2000(平成12)年以降増加傾向にあったが、2009(平成21)年の758人をピークに減少傾向に転じたものの、2018(平成30)年は再び増加して450人であった。また、同法違反の通常第一審における没収・追徴金額の推移(資料を入手し得た2002(平成14)年以降)は、図3-3-3②のとおりであり、2018(平成30)年は、約7億2,900万円であった。

■ 図3-3-3 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

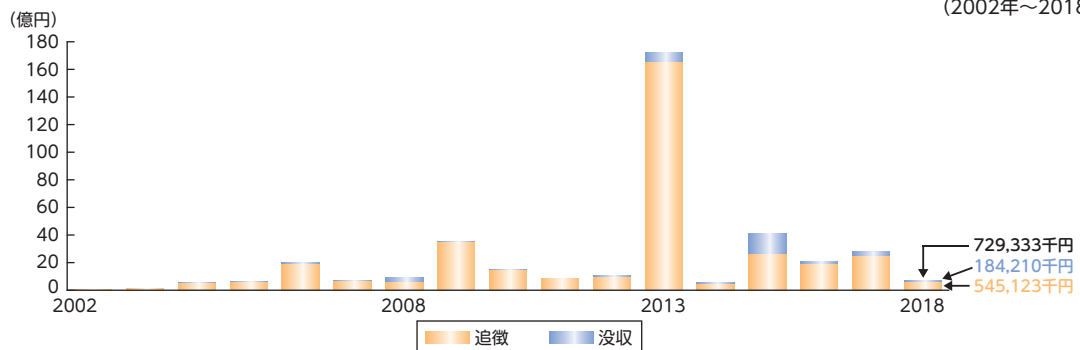
① 検察庁新規受理人員

(2000年～2018年)



② 没収・追徴金額

(2002年～2018年)



- 注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。
 4 ①の2000年は、組織的犯罪処罰法の施行日である2月1日以降の数値に基づく。
 5 ②は、資料を入手し得た2002年以降の数値で作成した。

(出典：令和元年版犯罪白書)

ウ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の制定

同法は、電気通信の傍受を行う強制処分について、その要件・手続等を定めたものである。同法は、犯罪捜査のための通信傍受について、同法の別表に掲げる罪に関する高度の嫌疑があり、犯罪の実行に関する事項を内容とする通信が行われる蓋然性がある、他の方法では事案の解明が著しく困難と認められるときに限り、裁判官が発する傍受令状により、特定の通信手段に限って許される旨を規定している。別表に掲げる通信傍受の対象犯罪は、捜査方法としての通信傍受が必要不可欠と考えられる最小限度の範囲に限定する観点から、1999(平成11)年の制定時には、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、組織的な殺人及び集団密航犯罪の4類型に限定された(その後、2016(平成28)年の刑事訴訟法等の改正において、通信傍受の対象犯罪が拡大された)。

2000(平成12)年の同法の施行後、2018(平成30)年までの通信傍受の実施状況は、表3-3-4のとおりである。

■表3-3-4 通信傍受の実施状況

(2000年～2018年)

年	実施事件数	事件の種類別	傍受令状		逮捕人員
			請求件数	発付件数	
2000年	0				
2001年	0				
2002年	2	薬物密売 2事件	4	4	8
2003年	2	薬物密売 2事件	4	4	18
2004年	4	薬物密売 4事件	5	5	17
2005年	5	拳銃所持, 組織的殺人 1事件 薬物密売 4事件	10	10	20
2006年	9	薬物密売(密輸を含む) 9事件	21	21	31
2007年	7	薬物密売 7事件	11	11	39
2008年	11	拳銃所持等 2事件 拳銃所持等, 組織的殺人 1事件 薬物密売 8事件	22	22	34
2009年	7	拳銃所持等 1事件 薬物密売(密輸を含む) 6事件	23	23	33
2010年	10	拳銃所持等 1事件 組織的殺人 1事件 薬物密売 8事件	34	34	47
2011年	10	拳銃所持等 3事件 拳銃所持等, 組織的殺人等 1事件 組織的殺人 1事件 薬物密売 5事件	27	25	46
2012年	10	拳銃所持等 3事件 組織的殺人 1事件 薬物密売(密輸を含む) 6事件	32	32	43
2013年	12	拳銃所持等 2事件 拳銃所持等, 組織的殺人未遂 1事件 組織的殺人未遂 1事件 薬物密売(密輸を含む) 8事件	64	64	117
2014年	10	拳銃所持等 3事件 薬物密売(栽培を含む) 7事件	26	26	86
2015年	10	組織的殺人未遂 1事件 薬物密売(密輸を含む) 9事件	42	42	131
2016年	11	拳銃所持等 4事件 組織的殺人 1事件 薬物密売(密輸及び所持を含む) 5事件 電子計算機使用詐欺 1事件	40	40	35
2017年	13	拳銃所持等 1事件 監禁致死 1事件 逮捕監禁 1事件 強盗致傷 1事件 窃盗, 窃盗未遂 4事件 詐欺, 詐欺未遂 3事件 恐喝, 恐喝未遂 2事件	51	51	70
2018年	12	薬物密売 3事件 拳銃所持等, 殺人 1事件 殺人 1事件 窃盗, 窃盗未遂 1事件 詐欺 3事件 詐欺, 電子計算機使用詐欺 1事件 恐喝, 恐喝未遂 2事件	46	46	82

合計	145件	拳銃所持等 20事件 拳銃所持等, 組織的殺人(未遂を含む) 4事件 拳銃所持等, 殺人 1事件 組織的殺人(未遂を含む) 6事件 薬物密売(密輸等を含む) 93事件 殺人 1事件 逮捕監禁 1事件 監禁致死 1事件 窃盗(未遂を含む) 5事件 強盗致傷 1事件 詐欺(未遂を含む) 6事件 詐欺, 電子計算機使用詐欺 1事件 電子計算機使用詐欺 1事件 恐喝(未遂を含む) 4事件	462件	460件	857人
----	------	--	------	------	------

注 警察庁の資料を基に作成。

エ 刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立

この改正により, 犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関する根拠規定及び証人等の保護に関する規定が設けられた。

証人等の保護に関する規定としては,

- ① 裁判長は, 証人等又はその親族の身体又は財産への加害行為等がなされるおそれがあり, これらの者の住居, 勤務先等が特定される事項が明らかにされたならば証人等が十分な供述をすることができないと認めるときは, 当該事項についての尋問を制限することができる旨の規定
- ② 検察官又は弁護人は, 刑事訴訟法の規定により証人等の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類等を閲覧する機会を与えるに当たり, 証人等若しくは証拠書類等に氏名の記載されている者又はその親族の身体又は財産への加害行為等がなされるおそれがあると認めるときは, 相手方に対し, その旨を告げ, これらの者の安全が脅かされることのないように配慮することを求めることができる旨の規定

が設けられた。

4 児童を性的搾取・虐待から保護するための方策

(1) 背景・経緯

我が国では, 国内における援助交際や東南アジアにおける買春ツアーのように, 対償を供与して児童と性交等を行うことが社会問題となっていた。また, 児童の性的な姿態を描写した写真, ビデオテープ等の製造及び販売も問題となっていたところである。

諸外国の多くは, これらの行為を厳しく処罰しているところ, 我が国では, 対償を供与して児童と性交等を行うことは, 13歳以上の者に対しては暴行又は脅迫を用いていない場合には原則として処罰対象となっておらず, また, 諸外国において児童ポルノとして取り締まられているもの全てが刑法上のわいせつ図画に該当するものではない状況であった。

そこで, これらの児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性に鑑み, 1999(平成11)年5月に, 議員立法により, 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が制定された。

(2) 内容

同法においては, 「児童」とは18歳に満たない者をいうとされ, 児童買春, 児童買春の周旋, 児童買春の勧誘, 児童買春目的での人身売買, 児童ポルノの頒布等を処罰する規定や, これらの行為等によ

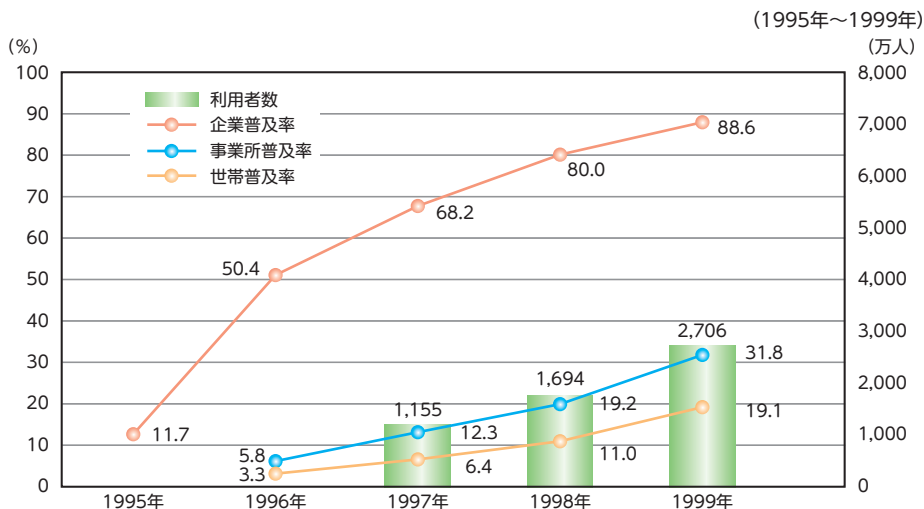
り心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等に関する規定が設けられた。

5 ネットワークの進展に伴うハイテク犯罪への対策

(1) 背景・経緯

我が国におけるインターネットを始めとするコンピュータ・ネットワークの利用は、1990年代後半に急速に進んだ。また、ネットワーク利用の普及とともに、提供されるサービスも多様化している。

■図3-3-5 インターネットの普及状況



- ※ 1 事業所は全国の（郵便業及び通信業を除く。）従業者数5人以上の事業所。
- ※ 2 企業は全国の（農業、林業、漁業及び鉱業を除く。）従業者数300人以上の企業。
- ※ 3 「通信利用動向調査」（郵政省）、「生活の情報化調査」により作成。

（出典：通信白書平成12年版）

図3-3-5は、我が国におけるインターネットの普及状況を表すものである。これによると、国内のインターネット利用者数は、1996（平成8）年から急激に増加して、1999（平成11）年には約2,700万人を記録した。

このようなコンピュータ・ネットワークの急速な発展、普及により、ハイテク犯罪が増加、多様化の一途をたどっており、その被害も深刻なものとなっていくことが予測されたことなどを踏まえ、1999（平成11）年8月、高度情報通信社会の健全な発展に寄与するため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律が制定された。

(2) 内容

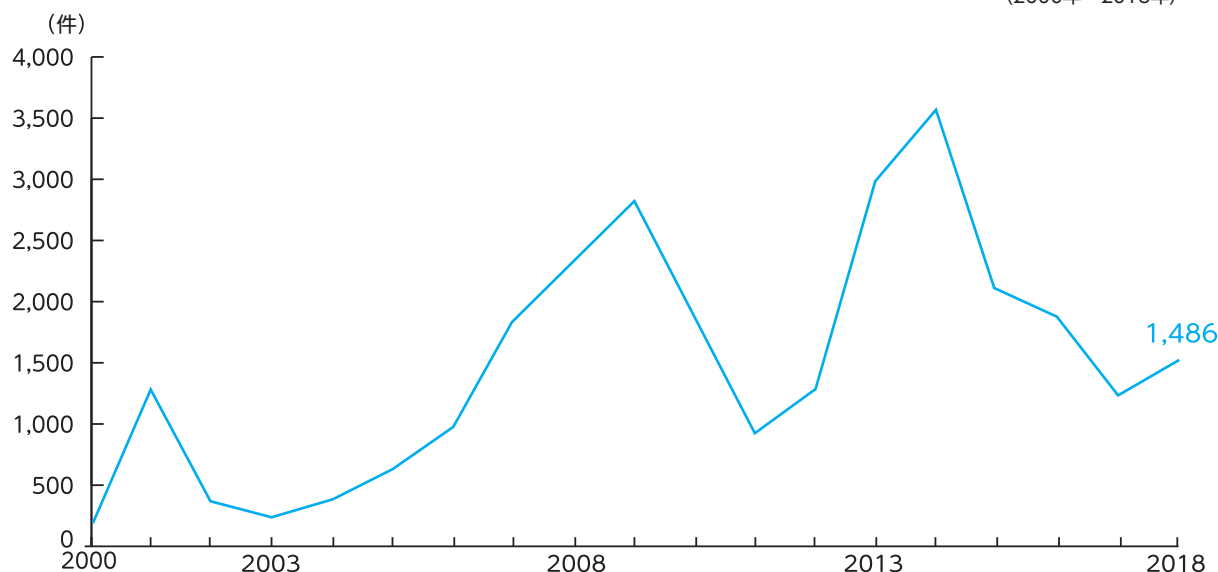
同法においては、不正アクセス行為やこれを助長する行為を禁止するとともに、これらについての罰則や不正アクセス行為の再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等が定められた。

同法は、1999（平成11）年に成立した後、不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保することを目的として、2012（平成24）年に成立した同法の一部改正法により、他人のIDやパスワードの不正取得等の罪が新設され、不正アクセス行為に対する法定刑が引き上げられるなど罰則が強化された。

図3-3-6は、不正アクセス行為の認知件数の推移（同法が施行された2000（平成12）年以降）である。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら、2014（平成26）年の3,545件をピークとしてその後減少していたものの、2018（平成30）年は増加に転じ、1,486件であった。

■ 図3-3-6 不正アクセス行為認知件数の推移

(2000年～2018年)



- 注 1 警察庁生活安全局，総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
2 認知件数は，不正アクセス被害の届出を受理した場合のほか，余罪として新たな不正アクセス行為の事実を確認した場合，報道を踏まえて事業者等に不正アクセス行為の事実を確認した場合，その他関係資料により不正アクセス行為の事実を確認することができた場合において，被疑者が行った構成要件に該当する行為の数である。
3 2000年は，不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

(出典：令和元年版犯罪白書)

6 更生保護制度の基盤強化

(1) 更生保護事業法の成立

ア 背景・経緯

更生保護事業法が制定されるまで，更生保護事業は更生緊急保護法において定められており，民間篤志家のたゆまぬ努力によって維持・運営され，犯罪をした者の社会復帰に大きく貢献してきた。

1994(平成6)年6月に，更生保護事業の主たる担い手である更生保護会に対する補助制度の改善を内容とする更生緊急保護法の一部の改正がなされ，これに基づき，同年度の予算において更生保護施設整備費補助金が認められるなど更生保護会の施設整備の面では相応の措置がなされた。

もっとも，更生保護会の当時の状況は，その経営基盤はなおも脆弱であり，また，当時，高齢者やアルコール・薬物乱用者など，処遇に特別の配慮を要する保護対象者が増加し，更生保護会における補導援護体制の強化が特に重要な課題となっているなど，更生保護事業は多くの困難に直面しており，早急にその改善を図る必要があった。

そこで，1994(平成6)年の更生緊急保護法の一部改正の際，衆参両院において「更生保護事業の健全な育成，発展のため，法整備を含めて制度の改善，充実に努めること。更生保護事業の充実を図るため，社会福祉事業との均衡にも留意し，被保護者に対する補導援護体制の強化に努めること。」などを趣旨とする附帯決議がなされたことを受け，1995(平成7)年5月に，更生保護事業の適正な運営を確保し，その健全な育成発達を図るために，更生保護事業法が制定された。

イ 内容

更生保護事業法は，更生保護事業に関する国の責務を明らかにするとともに地方公共団体の協力に関する規定が設けられ，また，更生保護事業を，継続保護事業，一時保護事業及び連絡助成事

業の3種類とした。さらに、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより法務大臣の認可を受けて設立される法人を更生保護法人とし、その設立手続、法人の組織、管理、解散、合併及び法務大臣による監督について所要の規定が設けられた。そして、更生保護事業の法務大臣による認可並びに監督及び更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設け、また地方公共団体も更生保護事業を営むことができることを定めた。



更生保護施設の外觀

(2) 保護司法の一部を改正する法律の成立

ア 背景・経緯

保護司制度は、保護司が、社会奉仕の精神をもって活動し、その民間性・地域性の特色を生かしながら保護観察官と協働して保護観察等に当たるものであり、我が国の刑事政策上極めて重要な役割を果たしてきた。当時、社会風潮等によって、保護司としての有能な人材の確保が容易でなくなりつつある一方で、様々な問題点を抱える処遇困難な対象者が増加して保護司の負担が増している状況の中で、保護司とその活動に対する一般国民や地域社会の理解及び保護司組織による組織的な支援体制の強化が喫緊の課題となっていた。

そこで、保護司制度の充実強化を図るため、1998(平成10)年5月に、保護司法の一部を改正する法律が成立した。

イ 内容

保護司の職務のうち、犯罪予防活動のように様々な活動形態があり得るものについては、どのような活動を行うのが公務であるのか必ずしも明確ではなく、一般国民の保護司に対する理解が不十分になり、十分な協力を得難い原因の一つとなっていた。また、保護司の活動を支える上で重要な機能を担っている保護司組織は、当時、任意組織に過ぎず、その役割、機能について明確な規定がないため、対外的に保護司組織について理解を得るのに障害になるなどしていた。さらに、保護司や保護司組織が活動をする上で、地方公共団体との協力関係を推進していくためには、その法律的な根拠を明確にすることが必要であった。

そこで、保護司法の一部を改正する法律は、保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事するものとし、保護司の職務を支援する組織として保護司会及び保護司会連合会を法定化し、地方公共団体は、保護司及び保護司組織に対し必要な協力をするができることを規定した。



保護司と保護観察対象者の面接の様子

7 刑法の表記の平易化等

(1) 刑法の表記の平易化等

現行刑法は、1907(明治40)年に制定された法律であり、1990年代までに、10回余の一部改正が

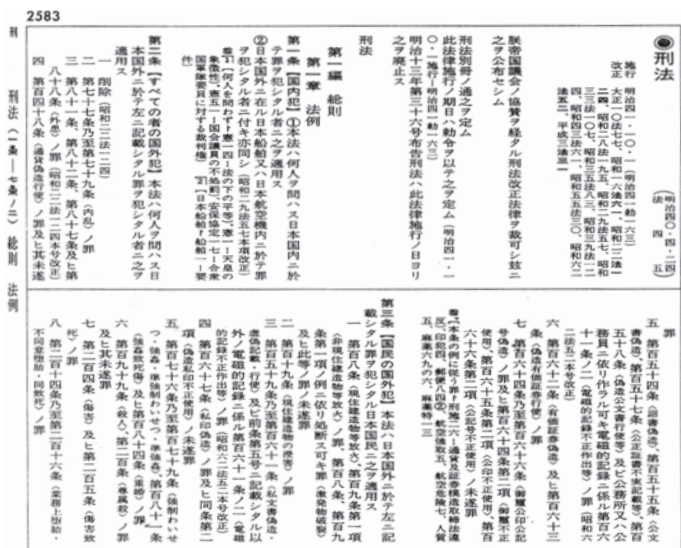
なされたものの、法文の表記は、カタカナ交じりの漢文調の古い文体のままであり、難解な用字用語が少なくないものであった。そのため、かねてから一般国民が法文を読んで内容を正確に理解することが困難であるとの指摘がなされていた。

そこで、1995(平成7)年に刑法が改正され、国民の日常生活に深い関わりを持つ法律である刑法の表記が国民に分かりやすく平易化された。

具体的には、①漢文調の古い文体を現代文にする、②カタカナをひらがなにして、句読点及び濁点・半濁点を付する、③著しく難解な言葉は、できる限り分かりやすい言葉に変える、④条文に見出しを付するなどし、刑典全体がより分かりやすい形に書き改められた。

(2) 尊属加重規定の全廃等

同改正前の刑法には、尊属殺、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁の4つのいわゆる尊属加重規定があり、被害者が犯人又はその配偶者の直系尊属である場合に、科し得る刑の範囲を通常の場合よりも重くしていた。しかしながら、1973(昭和48)年に、最高裁判所において、尊属殺に係る処罰規定について、その法定刑が通常の殺人罪に比べて著しく重く均衡を失することを理由として違憲の判断がなされていた。そのため、同改正において刑法の表記の平易化とともに尊属加重規定が全て削除された。尊属に対する犯罪という事実は、個々の裁判において、通常の殺人罪の法定刑の範囲で考慮し、真に非道なものは重く、酌量すべき点が多いものは軽く、それぞれの事案に応じて適切な量刑をすることが相当であると考えられた。



1995年改正前の刑法
(出典：平成7年版六法全書)

コラム 3 | 刑事司法と科学技術－DNA型鑑定への導入

- 1 客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定等の科学技術の活用を推進している。
- 2 我が国の警察では、1989(平成元)年に科学警察研究所が初めてDNA型鑑定を実施して以降、DNA型鑑定の捜査への活用が始まった。

その後、警察庁がDNA型鑑定の運用に関する指針を定めるとともに、鑑定施設、機器等の全国整備及び鑑定員の養成を行うことにより、1995(平成7)年度までに機器等の整備が完了して全国での鑑定体制が整うこととなった。

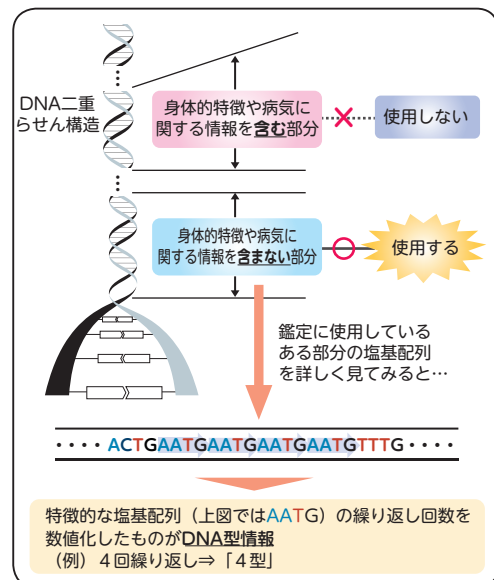
以降、鑑定件数は増加し続けてきたが、2003(平成15)年にフラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いたSTR型検査法が導入され、鑑定件数は一層増加することとなった。

- 3 STR型検査法とは、STRと呼ばれる4塩基を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である。

DNA型鑑定は、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

■ 図3-3-7 警察におけるDNA型鑑定の概要



(提供:警察庁)

第2節 国内外の情勢

[1990 (平成2) 年]

国内

- 1月 大学入試センター第1回試験実施
- 11月 天皇即位の礼
- 11月 海外渡航者初の1,000万人突破

国外

- 10月 東西ドイツ統一

[1991 (平成3) 年]

国内

- 3月 バブル崩壊
- 6月 長崎県の雲仙普賢岳で大火砕流発生

国外

- 1月 湾岸戦争勃発
- 7月 米国とソ連の間で、戦略兵器削減条約 (START) 調印
- 12月 ソ連が解体し、ロシアを始めとする独立国家共同体が発足

【刑事司法の動き】

- ・ 麻薬二法 (国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律等) の成立 (42頁参照)
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の成立 (43頁参照)

[1992 (平成4) 年]

国内

- 7月 山形新幹線開業
- 9月 P K O部隊の自衛隊第1陣、カンボジアに派遣

国外

- 2月 E C加盟国、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) に調印

[1993 (平成5) 年]

国内

- 5月 プロサッカーリーグ「Jリーグ」開幕
- 7月 北海道南西沖地震発生
- 8月 初の女性衆議院議長誕生
- 8月 非自民連立政権発足 (いわゆる55年体制の崩壊)

国外

- 1月 E C12か国が単一市場を発足
- 11月 欧州連合 (E U) が発足

[1994 (平成6) 年]

国内

- 6月 松本サリン事件発生
- 6月 自民党, 社会党, さきがけの3党による, 自社さ連立政権発足
- 7月 日本女性初の宇宙飛行士がスペースシャトルで宇宙へ

国外

- 5月 英・仏間のユーロ・トンネル開通

[1995 (平成7) 年]

国内

- 1月 阪神・淡路大震災発生
- 3月 地下鉄サリン事件発生
- 11月 日本語版Windows95発売

国外

- 1月 世界貿易機関 (WTO) 発足



阪神淡路大震災

(c) ピクスタ



日本語版Windows95販売

(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 更生保護事業法の成立 (50頁参照)
- ・ 刑法の表記の平易化 (51頁参照)

[1996 (平成8) 年]

国内

- 2月 厚生大臣 (当時) が, いわゆる薬害エイズ問題で, 血友病患者に直接謝罪

国外

- 9月 国際連合が包括的核実験禁止条約 (CTBT) を採択

[1997 (平成9) 年]

国内

- 4月 消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げ
- 10月 長野新幹線開業
- 11月 北海道拓殖銀行, 山一証券が相次いで破綻
- 12月 温暖化防止京都会議開幕

国外

- 7月 香港がイギリスから中国に返還
- 7月 アジア通貨危機発生

[1998 (平成10) 年]

国内

- 2月 冬季オリンピックが長野で開幕
- 4月 老年人口が初めて子供人口(15歳未満)を上回る

国外

- 7月 国際刑事裁判所に関するローマ規程採択

【刑事司法の動き】

- ・ 保護司法の一部を改正する法律の成立(51頁参照)

[1999 (平成11) 年]

国内

- 5月 行政機関の保有する情報の公開に関する法律成立

国外

- 1月 欧州連合(EU)の単一通貨であるユーロ導入
- 1月 テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約採択



ユーロの導入

(c)Science Photo Library/amanaimages

【刑事司法の動き】

- ・ 組織犯罪対策関連三法の成立(44頁参照)
- ・ 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の成立(48頁参照)
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の成立(49頁参照)

第4章

2000年代(平成12年から平成21年まで)

～犯罪情勢の悪化への対処や制度改革等を経て、
刑事司法が飛躍的に進化～

第1節 刑事司法の動き

1 概要

(1) 2000年代では、これまでの経済の重石となってきた構造的な問題、すなわち、過剰債務、過剰設備、過剰雇用といった「三つの過剰」問題が解消し、民間需要を中心とした自律的回復が長期間持続した。その一方で、雇用形態の多様化の動きに伴い、経済的格差についての関心が高まるとともに、大衆社会の形成により、大都市に生じた匿名社会化や、相互関心・モラルの低下の傾向が地方都市にも拡大し、家庭や学校における教育機能が低下するなど、我が国の伝統的な犯罪抑止要因が機能不全を起し始めた。

このような社会的背景の下で、1996(平成8)年から続いていた刑法犯の認知件数の急激な増加は、2000年代当初もその勢いが止まることなく、2002(平成14)年には280万件を超えて、統計を取り始めて以来、最悪の数値を記録した。この急増の原因は、車上ねらい、万引き、空き巣等の窃盗犯の増加であった。このような犯罪情勢を受けて、政府は、2003(平成15)年に、「犯罪対策閣僚会議」を初めて開催し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として、関係省庁が連携し、政府全体として様々な取組を進めることとした。我が国では、このように犯罪対策を政府全体の政策課題として取り上げたのは戦後初めてのことであり、画期的な意義があった。また、当時、社会の少子高齢化や核家族化を背景に、孫など親族を装うなどして高齢者に電話を架けて現金を騙し取る、いわゆる「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺が社会問題化した。その対策として、警察及び検察が適切な捜査・訴追を行うのみならず、警察と民間団体が協力して被害防止に当たるなど、官民が連携して犯罪防止を行うようになった(本節2「悪化する犯罪情勢への対処」58頁。)

2003(平成15)年になると、これまで増加していた刑法犯の認知件数が減少に転じ、以後16年連続で減少し続けている。これは刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少したことに伴うものである。窃盗の認知件数が減少した理由としては様々な要因が考えられるが、窃盗を含めた犯罪の防止に向けた各種施策や民間の取組も一定の抑止要因となっていると考えられる。

(2) 2000年代は、刑事司法分野において、これまでにない様々な制度改革が実施された時期でもあった。

まず、1つ目は、司法制度改革である。我が国は、この時期、新世紀を迎えるに当たって、様々な分野で構造改革が行われ、従来のいわゆる「事前規制調整型社会」から「事後監視救済型社会」への転換が図られたが、これに伴って刑事手続を含む司法制度全般についても改革が進められた(本節3「国民の期待に応える刑事司法制度改革」60頁。)。その中でも、裁判員制度の導入は、刑事司法にとって非常に大きな改革であり、同制度の下での法廷の有り様はもとより、その導入に備えて、警察及び検察において取調べの録音・録画の試行を開始するなど運用面においても多大な影響を与えた。



犯罪対策閣僚会議の開催

(写真提供：首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/koizumiphoto/2006/06/20hanzai.html>))

2つ目は、2000年代以前に議論されていた諸課題に関連する制度改革である。2000年代に入り、刑事手続、矯正及び更生保護等の様々な分野に関し、社会的に注目を集める重大な事件や問題が少なからず発生した。これらが契機になって、重要な改革が行われ、また、新たな制度が導入された。例えば、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について適切な処遇を決定するための審判手続等の整備や運用（本節4「刑事司法と精神医療を効果的に架橋する新制度」63頁。）、少年審判の事実認定の適正化や国選付添人制度の導入等（本節5「少年法の大改正」65頁。）、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者の人権を尊重しつつ適切な処遇を行うための成人矯正の基本法の制定（本節6「明治以来の行刑大改革」66頁。）、民間の資金・ノウハウを活用したPFI手法による刑務所の整備及び運営（第4編第5章「開かれた矯正への歩み」110頁。）、更生保護の基本法である更生保護法の制定等（本節7「更生保護制度改革」68頁。）が行われた。また、再犯者による重大事件の発生のほか、再犯者の実態が明らかにされることにより、各種の再犯防止施策が本格的に検討されるようになったのも、この時期である。

3つ目は、犯罪被害者への配慮の要請に基づく数々の被害者保護施策の推進である。これまで刑事司法において犯罪被害者への配慮が極めて不十分であったことが広く認識されるようになり、2004（平成16）年に犯罪被害者等基本法が制定され、2008（平成20）年に被害者参加制度が開始されるなど、犯罪被害者等の支援や保護を図るための施策が数多く実施された（第4編第4章「犯罪被害者等施策の進展」106頁。）。

- (3) 2000年代は、国際的には、アメリカで同時多発テロが発生するなど、世界各地でテロとの闘いが重要課題となった。また、1990年代から進んだグローバル化の波が犯罪現象の国際化を誘発し、これに伴い、一定の犯罪類型について国際的に統一した対応を行う動きが加速し、我が国もこの動きに応じて適切な対策を講じる必要があった。

このような状況の下で、我が国の刑事司法分野でも、テロや人身取引を防止するための国際条約の締結に必要な立法措置（本節8「国際組織犯罪への更なる対処」69頁。）や、捜査共助、国際受刑者移送、国際刑事裁判等の多方面にわたって国際化への対処が行われた（本節9「国際化への対処」70頁。）。

- (4) 以上のとおり、2000年代は、刑事事件の捜査・公判の手続やその運用、矯正や更生保護の分野について大規模な変革が加えられ、これにより、犯罪防止及び刑事司法の分野において、国民参加、政府一体となった取組や官民連携が進み、国際協力が深まるなど、飛躍的な進化が見られることとなった。



米同時多発テロ

(c)Polaris/amanaimages

2 悪化する犯罪情勢への対処

(1) 犯罪対策閣僚会議

ア 政府は、2003（平成15）年9月に、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を開催した。犯罪対策全般を幅広く取り扱う総合的かつ省庁横断的な枠組みが設けられたのは犯罪対策閣僚会議が初めてであった。同会議では、「治安回復のための3つの視点」として、①国民が自らの安全を確保するための活動の支援、②犯罪の生じにくい社会環境の整備、③水際対策を始めとした各種犯罪対策が示された。

■ 図3-4-1 治安回復のための3つの視点



(出典：平成21年警察白書)

そして、この3つの視点を前提としつつ、同年12月に開催された犯罪対策閣僚会議では、5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱することを目標として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。同行動計画では、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題が設定され、各重点課題について取り組むべき施策が具体的に示された。

同行動計画に沿って、関係機関連携の下での犯罪の取締りや水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正、地方警察官等の増員等の施策が着実に講じられ、地方公共団体や地域住民、関係事業者等の間でも、これに呼応した取組が積極的に行われた。

■図3-4-2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の骨子

<p>1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現 ・犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進 ・犯罪被害者の保護 	
<p>2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年犯罪への厳正・的確な対応 ・少年の非行防止につながる健やかな育成への取組 ・少年を非行から守るための関係機関の連携強化 	<p>3 国境を越える脅威への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水際における監視、取締りの推進 ・不法入国・不法滞在対策等の推進 ・来日外国人犯罪捜査の強化 ・外国関係機関との連携強化
	<p>4 組織犯罪等からの経済、社会の防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織犯罪対策、暴力団対策の推進 ・薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現 ・組織的に敢行される各種事犯の対策の推進 ・サイバー犯罪対策の推進
	<p>5 治安回復のための基盤整備</p>

(出典：平成16年警察白書)

イ このような中、刑法犯認知件数は、2003(平成15)年以降減少に転じ、2007(平成19)年には200万件を割り込むなど犯罪情勢は一定程度改善したが、国民の体感治安は依然として改善せず、2008(平成20)年9月に発生した世界金融危機等で社会的な不安感も増大していた。そこで、同年12月、犯罪対策閣僚会議は、前記行動計画を引き継ぎ、向こう5年間を目途に、継続的かつより根本的な犯罪対策を講じて、犯罪を更に減少させることにより、国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現することを目標として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した。同行動計画は、現下の犯罪情勢の特徴的な傾向に即した7つの重点課題を設定し、各課題ごとに取り組むべき施策が設定された。

例えば、①「身近な犯罪に強い社会の構築」の施策としては、防犯ボランティア活動等の促進、振り込め詐欺対策の強化等、②「犯罪者を生まない社会の構築」の施策としては、刑務所出所者等の再犯防止等、③「国際化への対応」の施策としては、水際対策、多文化共生を可能とする社会基盤の整備等、④「犯罪組織等反社会的勢力への対策」の施策として、暴力団対策等、⑤「安全なサイバー空間の構築」の施策として、違法情報・有害情報対策等、⑥「テロの脅威等への対処」の施策として、サイバーテロ対策等、⑦「治安再生のための基盤整備」の施策として、人的・物的基盤の強化等が設定された。

■図3-4-3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」における7つの重点課題

①身近な犯罪に強い社会の構築	②犯罪者を生まない社会の構築
③国際化への対応	④犯罪組織等反社会的勢力への対策
⑤安全なサイバー空間の構築	⑥テロの脅威等への対処
⑦治安再生のための基盤整備	

(出典：平成21年警察白書)



外国人による地域での防犯活動

(出典：平成22年警察白書43頁)

(2) 窃盗犯対策

前記のとおり、刑法犯の認知件数は、1996(平成8)年から2002(平成14)年にかけて7年連続で増加し、同年には戦後最多の約285万件を記録した。特に、この間、街頭犯罪及び侵入犯罪が増加しており、治安の悪化に対する国民の不安感の増大は著しく、治安対策はいわば国民的な課題となった。そのため、これらの窃盗犯を抑止するための多様な施策や取組が行われた。

例えば、街頭犯罪対策としては、2003(平成15)年1月から、警察庁において、「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」が推進されており、街頭犯罪等について、犯罪発生の実態を多角的に分析するとともに、犯罪多発地域・時間帯における警戒活動や取締活動が強化されている。また、同年12月に策定された前記行動計画においては、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体の支援についても積極的に取り組むこととされ、警察官等の増員や防犯ボランティア団体の構成員数の大幅増加により、官民一体となった防犯対策がなされている。また、侵入犯罪対策としては、2002(平成14)年11月に、警察庁等関係省庁と建物部品関連の民間団体によって「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置され、それまでの侵入犯罪の手口を踏まえ、建物への侵入を防ぐための各建物部品の基準等について検討が重ねられ、2004(平成16)年以降、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有すると評価された建物部品がウェブサイトで公表され、普及に努めるなどの措置が講じられている。さらに、2003(平成15)年に特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が施行され、ピッキング用具等に対する取締りが強化された。

(3) 特殊詐欺対策

2003(平成15)年頃から、いわゆるオレオレ詐欺等の特殊詐欺の発生が目立ち始め、2004(平成16)年に認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達するなど社会問題化した。

このため、警察では、体制の整備により取締活動を強化したほか、金融機関に対するATM利用限度額の引下げの促進、金融機関職員等と連携した声掛け等の予防活動を推進し、2009(平成21)年には、2004(平成16)年の約3分の1まで認知件数が減少した。

なお、特殊詐欺は、2010年代に入ると、認知件数及び被害総額が共に悪化し、2014(平成26)年には、被害総額が過去最高の約566億円となった。このため、警察では、取締りを推進するとともに、官民一体となった予防活動を推進している。

3 国民の期待に応える刑事司法制度改革

(1) 概要

この時期、我が国では、新世紀を迎えるにあたって、従来の、主として行政による事前規制や指導を通じて個人や企業の活動をあらかじめ調整して紛争や被害の発生等を回避する、いわゆる「事前規制

調整型社会」から、国民一人一人が自らの発意と責任により自由に活動することにより社会の活性化を実現させることを基本とし、その結果生じる紛争や利害対立については、法による明確なルールと適正な司法手続により妥当な解決・救済を確保する、いわゆる「事後監視救済型社会」への転換が図られたが、これに伴って司法の役割が一層重要なものとなると考えられたことから、①国民の期待に応える司法制度（民事手続、刑事手続等）の構築、②司法制度を支える法曹の在り方の改革、③国民の司法参加などによる司法の国民的基盤の確立を基本理念として、司法制度改革が構想され、実施された。

刑事司法分野においては、①国民の期待に応える司法制度の構築の一環として、2000年代後半に、(a) 公判前に争点や証拠を整理することを目的とする公判前整理手続の創設や証拠開示の拡充等を内容とする刑事裁判の充実・迅速化のための諸規定の整備、(b) 被疑者に対する国選弁護人制度の整備、(c) 検察官が不起訴にした事件について一般の国民によって構成される検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を始めとした検察審査会の機能強化等が実施された。また、国民の司法へのアクセスを拡充するために、2006（平成18）年に、日本司法支援センター（通称、法テラス）が設立され、全国において、民事・刑事を問わず、司法のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援に関する業務が開始された。次に、②司法制度を支える法曹の在り方の改革として、2004（平成16）年に、法曹に必要な学識・能力を養うことを目的とする法科大学院制度が創設され、法科大学院における教育内容を踏まえた選抜試験や司法修習を行って法曹を養成する新たな制度が導入された。③国民的基盤の確立（国民の司法参加）としては、2009（平成21）年から、一般国民が「裁判員」として職業裁判官と協働して裁判を審理する裁判員制度が導入された。

以下、裁判員制度の導入、検察審査会の機能強化及び日本司法支援センターについて説明する。

(2) 裁判員制度の導入

裁判員が関与する刑事裁判の対象事件は、地方裁判所で取り扱う事件のうち、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件（殺人、放火等）及び短期1年以上の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（傷害致死等）である。裁判員が関与する裁判においては、原則、職業裁判官3名と一般国民から公平にくじで選任された裁判員6名が一つの合議体を形成し、審理の対象となる事件について、有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑を科すのかを判断することとなる。

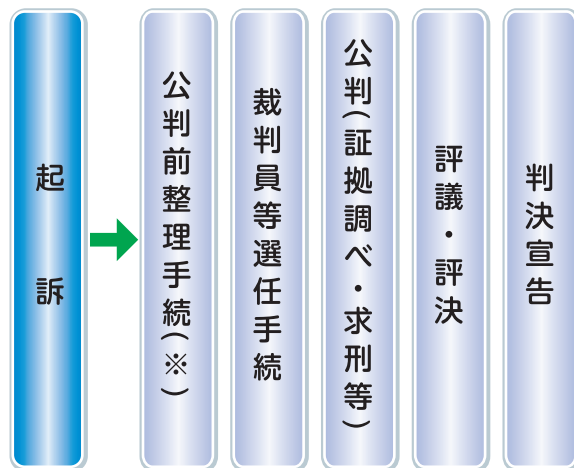


裁判員裁判の様子

(写真提供：最高裁判所)

裁判員の職務は、①裁判官とともに刑事事件の公判に立ち会い、検察官や弁護人から証拠として提出された書証や物を取り調べるほか、必要に応じて被告人や証人に対する質問を行う、②証拠を取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪であると判断した場合どのような刑を科すかを、職業裁判官とともに評議し、評決する、③法廷で裁判長が判決を宣告する際に立ち会うというものである。

■図3-4-4 裁判員裁判の手続の流れ



検察官は、証人尋問などを行って被告人が犯罪を行ったことなどを証明し、証拠調べの終了後、犯罪事実の認定及び法律の適用や求刑についての意見を述べる。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、的確な立証に努めている。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等において、争点に即した充実した審理を実現するため、その裁判が開始される前に、裁判官の主宰の下で、検察官及び弁護人等の間で、争点及び証拠の整理を行うとともに、審理計画の策定等を行う手続である。

[出典：検察庁パンフレット]

裁判員制度は、2019(令和元)年で、導入から10年が経過し、国民の間に着実に定着してきている(コラム5「裁判員制度の定着」89頁参照)。

(3) 検察審査会の機能強化

検察審査会は、一般国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分の当否について審査をする機関である。それまで検察審査会の議決には法的拘束力がなかったが、司法に対する国民の理解と信頼を深めるため、裁判員制度の導入とともに、検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度が導入された。

この制度においては、検察官が不起訴にした事件について、検察審査会が8人以上の多数により起訴相当の議決をしたのに対し、検察官が再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に公訴を提起しなかったときは、当該検察審査会は、再度審査を開始しなければならない。そして、その審査において、8人以上の多数により改めて起訴を相当と認めるときは、起訴をすべき旨の議決(「起訴議決」)をし、起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この「指定弁護士」が、起訴議決に基づき、公訴を提起し、その維持に当たることとなる。

(4) 日本司法支援センターの設立

日本司法支援センター(以下本節において「法テラス」という。)は、2006(平成18)年10月から業務を開始した。法テラスは、政府の全額出資により設立された公的な法人であり、法務省の所管法人である。

法テラスは、司法を国民により身近なものとするため、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援(総合法律支援)に関する業務を迅速かつ適切に実施することを目的として設立された。

法テラスの主な業務は、①弁護士・司法書士が少ないなど法律サービスを受けることが難しい地域

の解消に向けた取組を行う「司法過疎対策業務」、②法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供する「情報提供業務」、③資力の乏しい方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等における弁護士費用等の立替えを行う「民事法律扶助業務」、④国選弁護士及び国選付添人候補者の指名並びに裁判所への通知、国選弁護士及び国選付添人への報酬等の算定や支払などを行う「国選弁護等関連業務」、⑤犯罪被害者等からの問合せ内容に応じた法制度や相談窓口に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務（国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、同弁護士に対する報酬の支払等）などを行う「犯罪被害者支援業務」である。

法テラスは、2019（平成31）年4月現在、東京に本部を置き、全国108か所に事務所を設置し、総合的な法律支援に関する事業を適切かつ迅速に行っている。



法テラスのコールセンターにおける業務の様子

4 刑事司法と精神医療を効果的に架橋する新制度

(1) 経緯

重大な犯罪に当たる行為をした精神障害者の処遇の在り方については、従前から、政府内で議論・検討がなされていたところ、2001（平成13）年6月に発生したいわゆる大阪池田小学校児童等無差別殺傷事件を契機に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の処遇に関する適切な施策を求める声が更に高まった。

そうした意見等も踏まえ、2003（平成15）年に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下本節において「医療観察法」という。）が制定された。

(2) 制度内容

医療観察法に基づく処遇制度では、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行い、不起訴処分か、無罪等の確定裁判を受けた者について、検察官が、医療観察法による医療を受けさせるべきかどうかの決定をすることを地方裁判所に申し立てる。

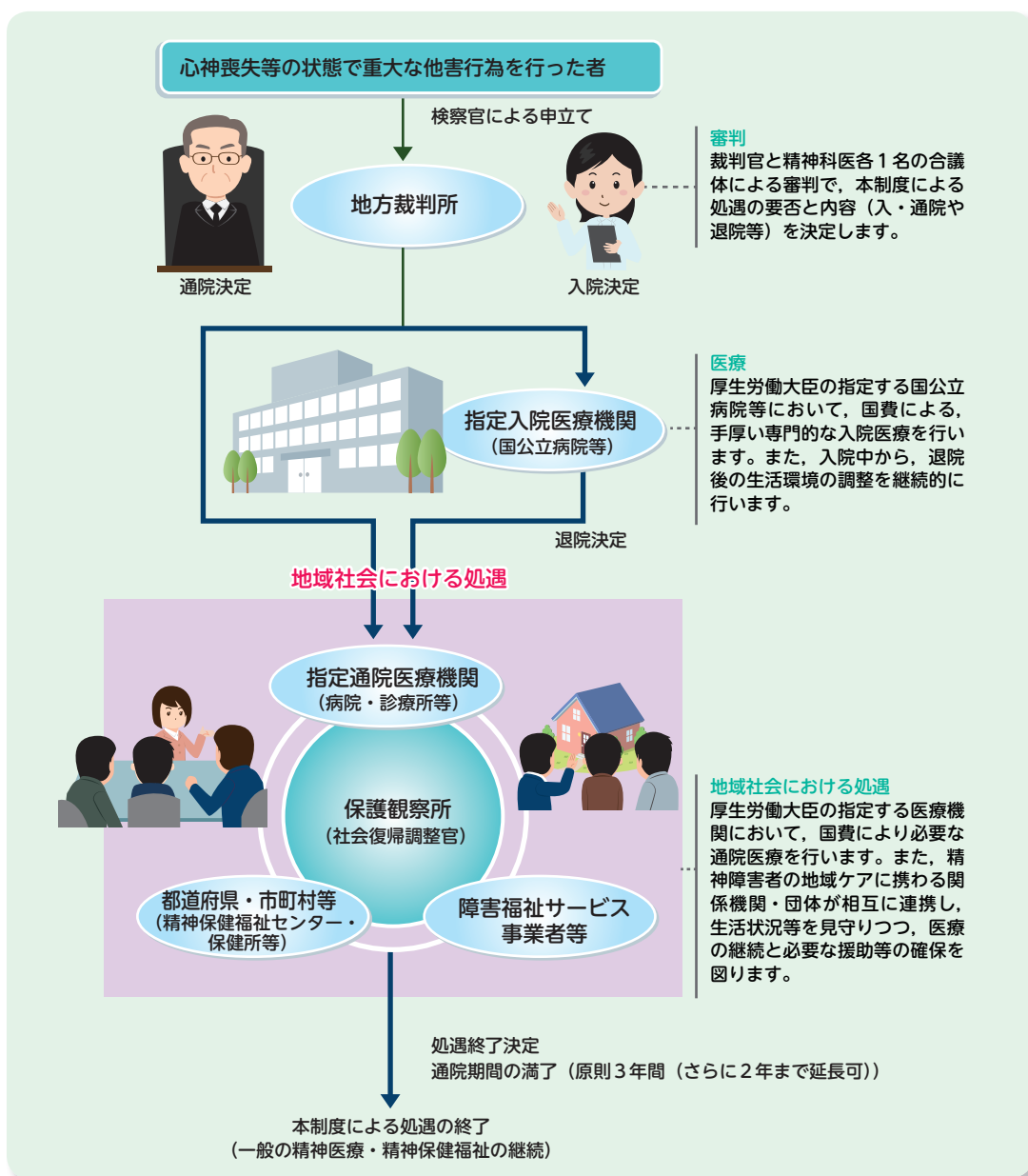
検察官から申立てがなされると、精神科医による鑑定が行われるとともに、法務省所管の保護観察所による生活環境の調査が行われ、裁判官と精神保健審判員（必要な学識経験を有する医師）の各1名からなる合議体による審判で、本制度による処遇の要否と内容が決定される。

審判の結果、入院させて医療観察法による医療を受けさせる決定を受けた者に対しては、厚生労働省が指定した医療機関（指定入院医療機関）において、手厚い専門的な医療の提供が行われるとともに、入院中から、保護観察所の社会復帰調整官により退院後の生活環境の調整が実施される。

また、入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者及び指定入院医療機関からの退院を許可された者については、保護観察所が関係機関等と協議して作成する処遇実施計画に基づき、原則として3年間、地域において、厚生労働省が指定した医療機関（指定通院医療機関）による医療及び都道府県・市町村、障害福祉サービス事業者等による援助を受けることとなる。

この通院期間中には、保護観察所がコーディネート役となり、ケア会議を開催するなどして、地域処遇に携わる関係機関が相互に連携しながら、対象者に対する処遇が進められる。

■ 図3-4-5 医療観察制度の概要

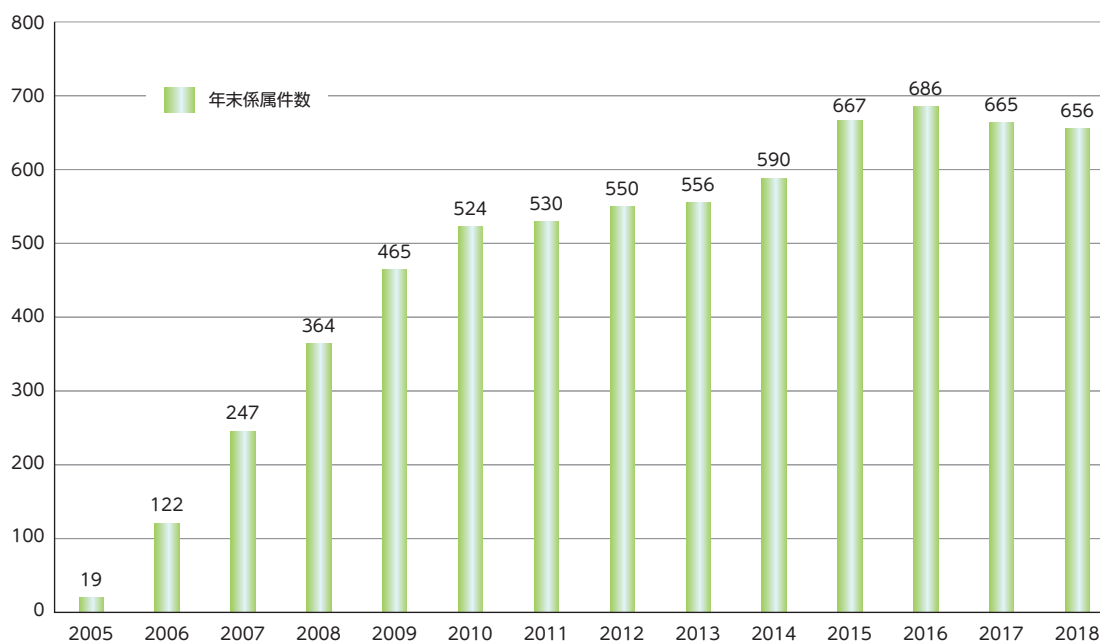


検察官申立人員は、おおむね300人台から400人台で推移している。

また、医療観察法の通院により医療を受けている人員の各年末現在の係属件数は、2005（平成17）年の制度開始以降増加傾向にあったが、2015（平成27）年以降はおおむね650件から700件で推移

している。

■図3-4-6 医療観察法の通院による医療を受けている人員の推移



5 少年法の大改正

少年は、成人と比べて一般に未成熟であり、また可塑性に富むため、我が国においては、「少年」（20歳未満の者）が犯罪を行った場合、成人とは異なり、少年法に基づく特別な手続の下で事件が処理される（2020（令和2）年現在の少年の刑事手続の流れは、第1編第1章第2節「2 非行少年に関する手続の流れ」参照。）。

(1) 我が国の少年法については、1948（昭和23）年の成立以来、50年余りにわたり実質的な改正がなかったが、2000年代には、3回にわたり、実質的な内容にわたる改正が行われた。

(2) 2000（平成12）年の改正は、大別して3つの改正を行うものであった。

すなわち、まず、第1点目として、この当時社会の耳目を集めた複数の事件において、少年審判における非行事実の認定が問題とされたことなどを踏まえ、少年審判における事実認定手続の適正化を図るため、それまで1人の裁判官による単独制で行われていた少年の審判手続について、必要と認めるときには3人の裁判官による合議制を採用することができることとされた（裁定合議制度の導入）。また、検察官及び弁護士である付添人が審理に関与する制度等が導入された。

第2点目として、少年による特に凶悪な事件が発生したことなどを契機に、少年事件の処分等の在り方の見直しが必要とされたことから、刑事処分可能年齢が16歳から14歳に引き下げられるとともに、いわゆる原則逆送制度（前記「非行少年に関する手続の流れ」⑥⑦参照）が導入された。

さらに、第3点目として、当時、犯罪被害者への社会的関心が高まる中で、少年犯罪の被害者に対しても配慮の充実が求められるようになったことなどから、被害者等への審判結果等の通知制度、被害者等による審判記録の閲覧・謄写制度及び被害者等の申出による意見の聴取制度等が導入された。

(3) 2007（平成19）年の改正においては低年齢の少年による重大事件が発生したこと等を踏まえ、触法少年に係る事件の調査手続に関する規定が整備されるとともに、14歳未満の少年を少年院に送致することができることとされ、また、一般的な国選付添人制度が導入された。

(4) 2008（平成20）年の改正では、被害者等が少年審判を傍聴することを許すことができる制度及び

家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度が導入され、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲が拡大された。

- (5) なお、少年法は、2014(平成26)年にも改正されており、この改正により、検察官関与制度及び国選付添人制度の対象事件が拡大された。また、少年に科し得る不定期刑の長期と短期の上限を引き上げるなどの改正が行われた。

6 明治以来の行刑大改革

我が国における刑事施設における実務の基本法は、1908(明治41)年以来およそ100年にわたり監獄法であったが、監獄法は、同年の制定以降実質的な改正がなされることがなかったことから、1955(昭和30)年に国連総会で採択された「被拘禁者処遇最低基準規則」や諸外国の立法に示された国際的な行刑理念にそぐわなくなってきたほか、社会の情勢の変化への対応や受刑者の改善更生・社会復帰という刑事政策的観点からも不十分なものとなっていた。

このため、1976(昭和51)年に監獄法改正について法務大臣から法制審議会に諮問され、1980(昭和55)年に同審議会から答申がなされ、これに基づく刑事施設法案が作成された。同法案の主な内容として、①国と被収容者との間の法律関係の明確化を図るため、宗教上の行為、書籍の閲覧、面会及び信書の発受等の被収容者の権利事項を明示するとともに、規律秩序維持のための措置、懲罰等生活及び行動に対する制限の要件、手続、限界を明確にし、併せて適正かつ迅速な手続により被収容者の権利救済を図るための不服申立制度を定めること、②被収容者に対する適切な生活水準の保障を図るため、医療、食事、物品の給貸与等の充実を期するほか、作業報奨金等に関する規定を整備すること、③受刑者の改善更生・社会復帰のための効果的な処遇制度の整備を図るため、個々の受刑者の資質及び環境に応じて最も適切な方法で受刑者の処遇を行うという「処遇の個別化」の原理を明らかにし、特に、矯正処遇については、個々の受刑者の特性に応じた適切な処遇要領に基づいて計画的に行うことを明らかにした上、外部通勤作業、外出、外泊等の新たな処遇方法を導入することなどがあった。

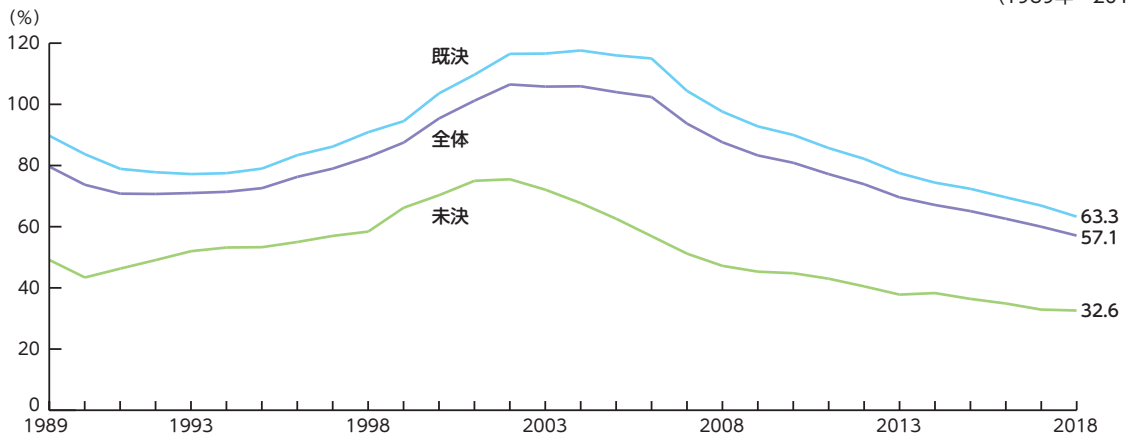
刑事施設法案は、1982(昭和57)年の国会に提出され、さらに、一部修正を経た上で、1987(昭和62)年及び1991(平成3)年にも国会に提出されたが、いずれも衆議院の解散によって廃案となった。

このような状況を受け、法務省は、被収容者の処遇を含む行刑運営の在り方に関する問題のうち、当時の監獄法の下で実施可能なものについては、これを逐次実施することとし、1990年代から2000年代にかけて、行刑運営の改善策を実施に移した。

このように改善措置が講じられる一方、1996(平成8)年頃から、刑法犯認知件数は増加の度を強め、また、体感治安の悪化が指摘されるようになった。刑法犯認知件数は、1996(平成8)年から2002(平成14)年まで7年連続して戦後最多を更新し、それとともに刑務所人口も急増し、図3-4-7のとおり、1995(平成7)年に79.0%だった既決の収容率(年末収容人員の収容定員に対する比率をいう)は、2000(平成12)年には100%を超え、2004(平成16)年には117.6%に達した。

■ 図3-4-7 刑事施設の収容率の推移

(1989年～2018年)



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

(出典：令和元年版犯罪白書)

このような過剰収容の問題が顕在化しつつある中で、2002(平成14)年から2003(平成15)年にかけて、刑務所における受刑者死傷事案が明らかとなり、法務省では、再発防止策の検討・策定に取り組む一方、同年3月からは、法務大臣が委嘱した有識者から成る行刑改革会議が開催され、同年12月22日、同会議から、「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」と題する提言がなされた。

行刑改革会議提言は、「国民の目が刑務所の中に届き、また、その声が伝わり、そして、刑務所の中の声が国民に伝わってくるのが、最も大切なことではないか」との認識に基づき、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生と社会復帰を図る、②刑務官の過重な負担を軽減する、③国民に開かれた行刑を実現するという3つの観点から、監獄法の全面改正を含む行刑運営全般の見直しや改善を求めるものであった。

この提言を受けて、法務省において、刑事施設法案をベースとして監獄法の改正作業が進められた。そして、まずは受刑者の処遇に係る監獄法の規定を全面的に改める「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が2005(平成17)年5月に国会において成立し、2006(平成18)年5月に施行された。さらに、未決拘禁者に係る監獄法の規定についても、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が同年6月に成立、2007(平成19)年6月に施行され、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の名称は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下本節において「刑事収容施設法」という。)に改められた。これらの改正の結果、約100年ぶりに監獄法の全面改正が実現した。

刑事収容施設法は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的に明示するとともに、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを受刑者処遇の基本理念とした上、処遇の個別化の原則を採ることを明らかにしている。また、作業、改善指導及び教科指導の矯正処遇について、刑執行開始時及び釈放前の指導とともに、受刑者がこれを受けることを義務付けているほか、その改善更生に向けた更なる努力を促すため、一定期間における受刑態度の評価に応じて、外部交通の回数の増加や使用できる自弁物品の範囲の拡大といった「優遇措置」や、行刑運営をより開かれたものとするために、外部の委員からなる「刑事施設視察委員会」を新たに設けるなど、行刑改革会議提言の内容や、被拘禁者処遇最低基準規則等の国際準則をも踏まえたものとなっている。

7 更生保護制度改革

更生保護法の成立

(1) 背景・経緯

戦後、更生保護に関する基本的な法律は犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の2法に分かれていた。

そのような中、2004(平成16)年から2005(平成17)年にかけて、元保護観察対象者ないし保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことから、更生保護制度の実効性、とりわけ、再犯を防止する機能の現状に対し、国民の厳しい目が向けられることになり、更生保護制度全般の抜本的な検討・見直しが急務となった。

そこで、2005(平成17)年6月に「更生保護のあり方を考える有識者会議」が法務大臣の下に設けられ、約1年間にわたる検討を経て、2006(平成18)年6月に報告書が提出された。

まず、2006(平成18)年3月、保護観察付執行猶予者による少女監禁事件を受け、議員立法により、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律が成立し、執行猶予者に対する保護観察においても、転居・旅行には保護観察所長の許可を要することとされるとともに、特別遵守事項の設定も可能となった。同改正により、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法が規定する保護観察制度の実質的な差異は、基本的に解消されることとなった。

これを受けて、2007(平成19)年6月に、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理・統合し、更生保護法という新たな法律が成立した。



更生保護制度改革の提言

(2) 更生保護法の概要

更生保護法の成立により、①犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理・統合、②保護観察における遵守事項の整理及び充実、③社会復帰のための環境の調整の充実、④犯罪被害者等の関与等の制度の導入がなされた。

まず、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理・統合(①)については、更生保護の基本的な法律が二つに分かれているところ、両法律を貫く更生保護の目的について、犯罪をした者の再犯を防ぎ、非行のある少年の非行をなくし、これらの者が自立し改善更生することを助けることであることを明確化した上で、両法律の内容を整理し、統合した。次に、保護観察における遵守事項の整理及び充実(②)については、遵守事項の法的性質について、違反した場合に仮釈放の取消し等の措置に結び付く法的規範であることを明確化し、保護観察を充実強化するため、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、保護観察実施者に対する面接及び生活の実態を示す事実の申告等を義務付け、保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項について、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の定め得る事項の類型を列記し、保護観察の実施状況に応じた特別遵守事項の設定・変更・取消しを可能とした。

社会復帰のための環境の調整の充実(③)については、社会復帰又は保護観察の開始を円滑とするため、仮釈放者・少年院仮退院者については、必要性が認められる場合に必ず生活環境の調整を行うこととし、保護観察付執行猶予者については、保護観察所の長が主導的に生活環境の調整を開始できるようにするとともに、調整の方法・内容を明記した。

犯罪被害者等の関与(④)については、2005(平成17)年12月に閣議決定された犯罪被害者等基

本計画において実施を求められている施策として、

ア 仮釈放等の審理において被害者等から意見を聴取する制度

イ 悔悟の情を深める指導監督を行うため、被害者等の心情等を保護観察中の加害者に伝達する制度

が導入された。

8 国際組織犯罪への更なる対処

(1) 国際組織犯罪防止条約締結に向けた動き

国際組織犯罪や国際テロに適切に対処するためには、国際社会の一致協力した継続的取組が重要であることから、我が国は、2000年代に、多数国間条約の締結及び履行といった国際的な取組に積極的に関与した。

国際組織犯罪対策について、国連が、2000（平成12）年に、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）を採択した。同条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ロンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものであった。また、2000（平成12）年11月に、同条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）も採択された。

我が国は、2003（平成15）年に国際組織犯罪防止条約の締結について、2005（平成17）年に人身取引議定書等の締結について、それぞれ国会の承認を得た。

(2) 人身取引対策

当時、我が国においても、人身取引やこれに関連する反社会的行為が発生していることがうかがわれた。

政府は、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、その防止・撲滅と被害者保護に向けた総合的な対策を進め、2004（平成16）年には人身取引議定書を早期締結すべきことも盛り込んだ人身取引対策行動計画を策定した。

人身取引議定書においては、「人身取引」について、

搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

と規定されている。

この人身取引議定書が定義する「人身取引」の相当部分については、従前の刑法によって処罰が可能であったが、例えば、人身取引議定書にいう「臓器摘出の目的」に係る行為など、従前の刑法の規定では対応しきれない面があった。

そこで、人身取引議定書の締結に伴い必要となる罰則の新設等を行うために、2005（平成17）年6月に、刑法等の一部を改正する法律が成立した。

これにより、人身売買の罪が新設されたほか、臓器摘出目的を含む「生命若しくは身体に対する加害の目的」で行う略取等や被略取者引渡し等の行為の処罰規定が整備された。

(3) テロ対策

従来から、国連など様々な国際機関においてテロリストをいずれかの国で処罰できるようにするこ

などを目的とした多数国間条約等が作成されてきたが、2001（平成13）年9月11日の米国における同時多発テロ事件を含む凶悪テロ事件の続発を受け、新たな条約の作成、既存の条約の改正に向けた動きが加速した。国連総会においては、1997（平成9）年に「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」が、1999（平成11）年に「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」が、2005（平成17）年に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」がそれぞれ採択された。我が国では、例えば、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の国内担保法として、2002（平成14）年に、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律を制定し、公衆又は国、地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的の犯罪行為のために資金を提供する行為等について処罰規定を整備するなど、前記の条約を含むテロ防止対策に関する13の条約について国内担保法を整備して締結済みである。

また、G7（フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、1998（平成10）年から2014（平成26）年までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、1978（昭和53）年にテロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、1995（平成7）年のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、1996（平成8）年に国際組織犯罪と闘うための40の勧告が採択され、その後も、銃器、薬物及び人の密輸、サイバー犯罪、マネー・ローンダリング、汚職等の腐敗行為等の国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について、議論等が行われている。2001（平成13）年の米国における同時多発テロ事件以降は、ローマ・グループとリヨン・グループによる合同会合が現在まで年数回継続的に開催されるようになり、2002（平成14）年には、前記の勧告を見直し、国際組織犯罪対策に加え、テロ対策についても定めた国際犯罪に関するG8勧告が採択された。

さらに、1989（平成元）年にG7サミットの宣言を受けて設立されたFATFは、1990（平成2）年にマネー・ローンダリング対策の国際基準となる40の勧告を採択し、数次にわたり、同勧告を改訂するとともに、2001（平成13）年9月に発生した米国同時多発テロ事件を受けて、テロ資金対策に関する会合を開催し、テロ資金供与に関する特別勧告を採択するなど、テロ資金供与対策にも取り組むようになった。

9 国際化への対処

(1) 国際受刑者移送

我が国では、1998（平成10）年頃から、外国人受刑者数が急増し、2001（平成13）年は、約2,300人と、10年前と比較して、約8.5倍であり、国籍も62か国と多様化した。

そこで、これらの外国人受刑者の効果的な処遇について新たな施策を実施する必要があり、1983（昭和58）年に欧州評議会において採択された「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入して、受刑者移送を実施することとした。

そこで、2002（平成14）年に、同条約の履行を担保するための国内法として、国際受刑者移送法が成立し、翌2003（平成15）年に施行された。これにより、外国において自由刑の確定裁判を受け拘禁されている日本人受刑者及び我が国において懲役又は禁錮の確定裁判を受け拘禁されている外国人受刑者について、同条約に基づき、本人の同意、両国の合意、双罰性等一定の要件の下で、その母国等に移送して刑の執行を行うことができるようになった。

なお、2010（平成22）年には、国際受刑者移送法が改正され、同条約以外の受刑者移送に関する条約に基づいた受刑者移送も行うことができるようになった。

初の送出国が2004（平成16）年から2018（平成30）年までの我が国への受入移送人員

(裁判国別) 及び我が国からの送出移送人員(執行国別)は、表3-4-8及び表3-4-9のとおりである。

■表3-4-8 受入移送人員

(2006年～2019年)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	計
計	1	1	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	1	0	10
アメリカ	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
韓国	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2

■表3-4-9 送出移送人員

(2004年～2019年)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	計
計	7	12	16	44	48	35	15	25	21	25	33	43	38	27	28	41	458
アイルランド	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アメリカ	1	3	2	6	5	5	2	1	2	0	1	4	6	6	7	11	62
イギリス	3	3	7	7	8	4	3	1	3	6	4	11	0	0	0	8	68
イスラエル	0	1	0	0	1	2	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	10
イタリア	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5
エストニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
オーストリア	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	7
オランダ	0	0	0	12	12	9	3	7	0	2	1	2	0	0	3	0	51
カナダ	0	2	1	5	7	2	4	5	3	7	1	1	2	2	2	1	45
ギリシャ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
スペイン	2	1	1	0	1	1	0	0	1	2	3	3	9	0	2	0	26
スロバキア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
セルビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
チェコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	6
デンマーク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ドイツ	0	0	1	4	1	3	0	3	0	0	8	1	2	6	4	4	37
トルコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
ノルウェー	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
ハンガリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
フランス	0	2	3	1	3	0	0	0	0	0	0	2	6	2	1	0	20
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
ポーランド	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	6
ボリビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ポルトガル	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	7
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	3	2	3	0	16
ラトビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
リトアニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	1	7
ルーマニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	2	7
韓国	0	0	0	2	8	6	0	5	10	3	2	4	2	1	0	3	46

(2) 国際捜査共助の強化

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助等の円滑な実施を図るなどの観点から、2004(平成16)年に国際捜査共助法など関係法律が改正された。これにより、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされるときは、法務大臣がこれを行うものとするほか、いわゆる双罰性等がない場合であっても、条約に別段の定めがある場合には、共助を実施することができるなどとされた。

■表3-4-10 捜査共助等件数の推移

①

(1989年～2005年)

年次	捜査共助等を要請した件数		捜査共助等の要請を受託した件数
	検察庁の依頼	警察等の依頼	
1989年	6	…	18
1990	5	…	13
1991	8	…	14
1992	9	…	18
1993	16	6	22
1994	17	8	20
1995	15	5	21
1996	12	7	30
1997	17	14	30
1998	19	12	16
1999	23	9	22
2000	28	13	16
2001	13	24	19
2002	13	15	28
2003	11	10	21
2004	5	14	24
2005	8	14	71

②

(2006年～2018年)

年次	捜査共助等を要請した件数				捜査共助等の要請を受託した件数	
	検察庁の依頼		警察等の依頼		締約国間	締約国間
		締約国間		締約国間		
2006年	16	4	30	5	35	2
2007	12	6	28	14	34	12
2008	10	3	40	24	28	11
2009	9	5	36	30	26	9
2010	9	6	60	39	40	7
2011	10	8	46	34	55	37
2012	17	12	62	37	98	78
2013	17	6	138	101	76	61
2014	17	10	78	60	62	49
2015	12	6	54	44	70	46
2016	12	8	85	67	79	67
2017	8	4	110	95	54	45
2018	24	9	156	125	94	83

- 注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「警察等の依頼」は、警察が依頼した捜査共助等の要請件数並びに特別司法警察員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数である。
 3 ②において、「締約国間」は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数である。

(出典：令和元年版犯罪白書)

(3) 日本国民が一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯処罰規定の整備

現行刑法の制定当時、同法には、国民の国外犯規定に定められた罪につき、日本国外で日本国民に対してこれらの罪を犯した外国人に刑法を適用する旨の規定があったが、1947(昭和22)年の刑法改正の際、当時の諸外国の立法例等を踏まえて削除された。

その後、2000年代に至り、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、これに伴って日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増え、特に、殺人や誘拐、強盗等の重大な犯罪の被害に遭うことも少なくない時代となった。こうしたことに鑑み、2003(平成15)年に、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命、身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯処罰規定を整備する刑法の一部を改正する法律が制定された。

■表3-4-11 国外における日本人の犯罪被害件数の推移

(1995年～2017年)

年次	総数	殺人	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
1995年	6,148 (100.0)	14 (0.2)	55 (0.9)	14 (0.2)	54 (0.9)	401 (6.5)	5,344 (86.9)	232 (3.8)	5 (0.1)	29 (0.5)
1996	6,694 (100.0)	21 (0.3)	56 (0.8)	15 (0.2)	55 (0.8)	606 (9.1)	5,682 (84.9)	202 (3.0)	2 (0.0)	55 (0.8)
1997	6,466 (100.0)	19 (0.3)	57 (0.9)	18 (0.3)	50 (0.8)	831 (12.9)	5,176 (80.0)	268 (4.1)	2 (0.0)	45 (0.7)
1998	6,486 (100.0)	23 (0.4)	38 (0.6)	21 (0.3)	49 (0.8)	875 (13.5)	5,170 (79.7)	254 (3.9)	5 (0.1)	51 (0.8)
1999	6,676 (100.0)	29 (0.4)	53 (0.8)	37 (0.6)	32 (0.5)	938 (14.1)	5,228 (78.3)	316 (4.7)	4 (0.1)	39 (0.6)
2000	7,342 (100.0)	21 (0.3)	64 (0.9)	16 (0.2)	68 (0.9)	1,062 (14.5)	5,582 (76.0)	488 (6.6)	3 (0.0)	38 (0.5)
2001	7,953 (100.0)	18 (0.2)	63 (0.8)	31 (0.4)	75 (0.9)	1,089 (13.7)	6,115 (76.9)	510 (6.4)	8 (0.1)	44 (0.6)
2002	7,109 (100.0)	26 (0.4)	92 (1.3)	29 (0.4)	61 (0.9)	1,023 (14.4)	5,439 (76.5)	375 (5.3)	6 (0.1)	58 (0.8)
2003	6,255 (100.0)	20 (0.3)	92 (1.5)	38 (0.6)	71 (1.1)	686 (11.0)	4,831 (77.2)	430 (6.9)	9 (0.1)	78 (1.2)
2004	6,410 (100.0)	14 (0.2)	104 (1.6)	44 (0.7)	94 (1.5)	442 (6.9)	5,169 (80.6)	455 (7.1)	7 (0.1)	81 (1.3)
2005	6,352 (100.0)	24 (0.4)	122 (1.9)	45 (0.7)	62 (1.0)	519 (8.2)	5,067 (79.8)	436 (6.9)	8 (0.1)	69 (1.1)
2006	6,186 (100.0)	15 (0.2)	119 (1.9)	32 (0.5)	69 (1.1)	404 (6.5)	5,014 (81.1)	421 (6.8)	8 (0.1)	104 (1.7)
2007	5,692 (100.0)	19 (0.3)	105 (1.8)	36 (0.6)	73 (1.3)	425 (7.5)	4,535 (79.7)	381 (6.7)	4 (0.1)	114 (2.0)
2008	5,574 (100.0)	28 (0.5)	117 (2.1)	29 (0.5)	86 (1.5)	421 (7.6)	4,428 (79.4)	380 (6.8)	9 (0.2)	76 (1.4)
2009	5,495 (100.0)	20 (0.4)	99 (1.8)	30 (0.5)	101 (1.8)	387 (7.0)	4,334 (78.9)	439 (8.0)	6 (0.1)	79 (1.4)
2010	5,589 (100.0)	19 (0.3)	116 (2.1)	33 (0.6)	91 (1.6)	428 (7.7)	4,394 (78.6)	429 (7.7)	7 (0.1)	72 (1.3)
2011	5,267 (100.0)	14 (0.3)	127 (2.4)	30 (0.6)	49 (0.9)	296 (5.6)	4,225 (80.2)	489 (9.3)	—	37 (0.7)
2012	5,457 (100.0)	13 (0.2)	121 (2.2)	36 (0.7)	57 (1.0)	281 (5.1)	4,456 (81.7)	461 (8.4)	—	32 (0.6)
2013	5,353 (100.0)	9 (0.2)	108 (2.0)	34 (0.6)	41 (0.8)	294 (5.5)	4,400 (82.2)	397 (7.4)	2 (0.0)	68 (1.3)
2014	5,040 (100.0)	13 (0.3)	94 (1.9)	29 (0.6)	55 (1.1)	227 (4.5)	4,140 (82.1)	429 (8.5)	9 (0.2)	44 (0.9)

2015	4,719 (100.0)	14 (0.3)	95 (2.0)	33 (0.7)	53 (1.1)	257 (5.4)	3,834 (81.2)	382 (8.1)	—	51 (1.1)
2016	4,202 (100.0)	9 (0.2)	85 (2.0)	31 (0.7)	50 (1.2)	233 (5.5)	3,416 (81.3)	308 (7.3)	—	70 (1.7)
2017	4,531 (100.0)	9 (0.2)	82 (1.8)	24 (0.5)	48 (1.1)	270 (6.0)	3,676 (81.1)	320 (7.1)	—	102 (2.3)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 本表は、暦年の数値を入手し得た1995年以降の数値で作成した。
 3 「その他」は、テロを含む。
 4 ()内は、構成比である。

(出典：令和元年版犯罪白書)

(4) 国際刑事裁判所への協力

1998(平成10)年、国連主催の外交会議において、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」が採択され、2002(平成14)年の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所(ICC:International Criminal Court)が設置された。同裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を犯した個人を、国際法に基づき訴追し、処罰するための常設の国際刑事法廷であり、国家の刑事裁判権を補完するものである。

2007(平成19)年、同規程の国内担保法として、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律が成立し、我が国は同規程の加盟国となった。

同法は、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定のほか、証拠隠滅等、国際刑事裁判所の運営を害する罪について罰則を設けることなどを内容とするものであった。

なお、我が国からは、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

コラム 4 | 取調べの録音・録画の試行

本節の1「概要」(2)で述べたとおり、取調べの録音・録画は、2006(平成18)年から、検察の一部の庁において試行が開始された。その後、取調べの録音・録画の有効性が認識され、捜査機関における取調べの録音・録画の対象や範囲が拡大し、検察においては、裁判員裁判対象事件等や検察官独自捜査事件に該当する全ての身柄事件の被疑者取調べは、原則、全過程が録音・録画されるようになった。これらの2類型の事件における被疑者取調べの録音・録画の実施率は、2018(平成30)年度はほぼ100%であった。また、警察においても、2008(平成20)年から一部の都府県において試行が開始された。裁判員裁判対象事件等の被疑者取調べは、原則、録音・録画を実施しており、2018(平成30)年度の裁判員裁判対象事件の被疑者取調べの実施率はほぼ100%だった。

また、検察においては、前記2類型の事件以外にも、知的障害者に係る事件又は精神障害者等に係る事件に該当する全ての身柄事件の被疑者取調べについては、原則、録音・録画を行い、また、公判請求が見込まれる身柄事件の取調べで、録音・録画が必要であると考えられる被疑者取調べや被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により録音・録画が必要であると考えられる被害者・参考人の取調べについても積極的に録音・録画を実施してきたところである。検察は、同年度は、前記2類型の事件を含め、合計10万2,154件において、被疑者取調べの録音・録画を実施している。また、警察においても、知的障害等の障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件について、被疑者の特性等を考慮した上でその取調べの録音・録画を実施しており、同年度の実施件数は、4,978件であった。

第2節 国内外の情勢

[2000 (平成12) 年]

国内

1月 オウム真理教, 教団名をアレフと改称

国外

6月 韓国・北朝鮮初の首脳会談

11月 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約採択

【刑事司法の動き】

- ・ 少年法等の一部を改正する法律の成立 (65頁参照)

[2001 (平成13) 年]

国内

1月 中央省庁再編

6月 大阪池田小学校児童等無差別殺傷事件発生

6月 司法制度改革審議会が意見書を取りまとめ

12月 名古屋刑務所事件発生

12月 司法制度改革推進本部設置

国外

9月 米同時多発テロ事件発生

[2002 (平成14) 年]

国内

4月 ゆとり教育スタート

5月 サッカー日韓W杯開幕

9月 小泉首相 (当時) が北朝鮮訪問, 日朝平壤宣言署名

10月 北朝鮮拉致被害者5人帰国

- 刑法犯の認知件数が1996 (平成8) 年から2002 (平成14) 年まで7年連続戦後最多を更新 (約285万件)

国外

7月 国際刑事裁判所に関するローマ規程発効



北朝鮮拉致被害者が帰国
(c) 朝日新聞社/アマナイメーヅ

【刑事司法の動き】

- ・ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の成立 (70頁参照)
- ・ 国際受刑者移送法の成立 (70頁参照)

[2003 (平成15) 年]

国内

- 5月 個人情報関連5法成立
- 6月 有事法制関連3法成立

国外

- 3月 イラク戦争勃発
- 8月 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約署名
- 10月 腐敗の防止に関する国際連合条約採択



イラク戦争の様子

(c)Science Source/amanaimages

【刑事司法の動き】

- ・ 行刑改革会議
- ・ 刑を言い渡された者の移送に関する条約が我が国において発効
- ・ 犯罪対策閣僚会議設置（「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」決定）（59頁参照）
- ・ 「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」の推進（60頁参照）
- ・ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行（60頁参照）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の成立（63頁参照）

[2004 (平成16) 年]

国内

- 11月 奈良女子児童殺害事件発生
 - 刑事施設の既決の収容率が117.6%に達する

国外

- 7月 サイバー犯罪に関する条約発効
- 12月 スマトラ沖地震, インド洋で大津波

【刑事司法の動き】

- ・ 法科大学院の創設（61頁参照）
- ・ 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の成立（72頁参照）

[2005 (平成17) 年]

国内

- 2月 仮釈放者による安城市幼児刺殺事件発生
- 3月 愛知県にて愛・地球博開幕
- 4月 JR福知山線脱線事故発生
- 5月 保護観察付執行猶予者による監禁・傷害事件発生

国外

- 8月 米南部でハリケーン「カトリーナ」の被害拡大



JR福知山線脱線事故の様子
(c) 朝日新聞社/アマナイメーヅ

【刑事司法の動き】

- ・ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が成立 (67頁参照)
- ・ 刑法等の一部を改正する法律の成立 (69頁参照)

[2006 (平成18) 年]

国内

- 1月 ライブドア社長ら逮捕 (証券取引法違反)
 - 刑法犯により検挙された再犯者が最多 (14万9,164人)

国外

- 中国経済が高成長, 外貨準備高世界一に

【刑事司法の動き】

- ・ 刑務所出所者等総合的就労支援対策策定
- ・ 日本司法支援センターの業務開始 (62頁参照)
- ・ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の成立 (67頁参照)
- ・ 一部の検察庁における被疑者取調べの録音・録画の試行 (74頁参照)

[2007 (平成19) 年]

国内

10月 郵政民営化スタート

国外

- 米サブプライム問題, 国際金融市場を揺るがす



郵政民営化がスタート
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 少年法等の一部を改正する法律の成立 (65頁参照)
- ・ 更生保護法の成立 (68頁参照)
- ・ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の成立 (74頁参照)
- ・ 我が国初となるPFI手法の活用による刑事施設 (美祢社会復帰促進センター) が運営開始

[2008 (平成20) 年]

国内

4月 SNS「Twitter」日本語版公開

6月 秋葉原無差別殺傷事件発生

7月 スマートフォン「iPhone」日本国内で初めて発売

10月 観光庁発足

国外

9月 リーマンショック発生



秋葉原無差別殺傷事件の現場の状況
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の策定 (59頁参照)
- ・ 少年法等の一部を改正する法律の成立 (65, 66頁参照)
- ・ 一部都府県警察における被疑者取調べの録音・録画の試行 (74頁参照)

[2009 (平成21) 年]

国内

9月 民主党, 社民党, 国民新党連立政権発足

国外

6月 世界保健機構 (WHO) が新型インフルエンザの警戒レベルを最高の「フェーズ6」へ引き上げ

【刑事司法の動き】

- ・ 裁判員制度の導入 (61頁参照)
- ・ 高齢者・障害者を対象とする特別調整の運用開始

第5章

2010年代 (平成22年から令和元年まで)

～世界一安全・安心な社会の実現のために、
社会の変化に合わせて発展し続ける刑事司法～

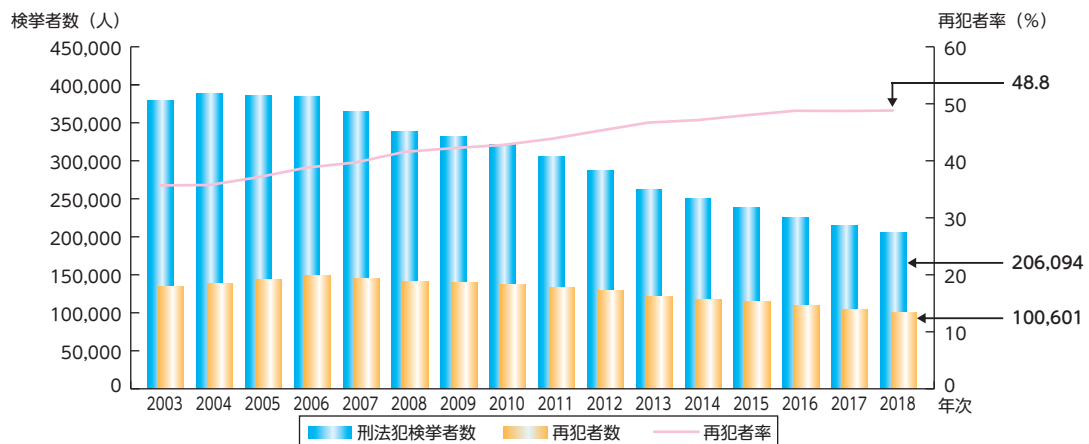
第1節 刑事司法の動き

1 概要

(1) 2010年代、我が国の経済は、2008(平成20)年に起きたいわゆるリーマンショックによる景気悪化からの回復局面で始まった。一時期、景気が後退したものの、2013(平成25)年以降は緩やかな回復を続け、失業率が2%台まで低下するなど、雇用環境が大きく改善した。

このような社会情勢の下、刑法犯の認知件数は減少し続けたが、他方、検挙者に占める初犯者の減少もあり、再犯者の割合は年々増加し、2018(平成30)年には48.8%と非常に高い割合を占めるに至った。そのため、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が認識され、再犯防止に向けた様々な取組が行われるようになった(本節2「再犯防止のための様々な取組」80頁。)

■図3-5-1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

また、この年代は、SNSや動画共有サイト、インターネットを使用した動画サービス等の急速な普及により、社会の情報化及びデジタル化が飛躍的に進み、サイバー犯罪が深刻化したり、児童ポルノ犯罪の増加や私的な性的写真の拡散が増えるなど、インターネットを悪用した悪質な行為が社会問題化した時代でもあった。このような犯罪情勢を受けて、刑事司法分野では、運用及び立法の両面において、これらの犯罪や行為に対処するための多様な措置が講じられた(本節3「高度化した情報処理への対処」82頁、本節4「現代社会における様々な性的被害を防止するための対処」83頁。)

さらに、2010年代は、社会の少子高齢化がますます進んだこと等を背景に、前述のいわゆる「オレオレ詐欺」等を含む特殊詐欺が一層増加し、これによる被害が深刻化したため、これに対して、様々な抑止策が採られた。

- (2) 2010年代は、2000年代に引き続き、刑事司法の様々な分野で改革も行われた。まず、少年分野において、在院者の人権を尊重しつつ、その特性等に応じた適切な処遇を行うための諸改革が行われ、2014(平成26)年に成立した少年院法及び少年鑑別所法により、新たな少年院法が制定されるとともに、旧少年院法の一部において規定されていた少年鑑別所については、新たな独立した法律で規定されることとなった(本節5「少年院・少年鑑別所の改革」86頁。)。また、2000年代の司法制度改革を受け、刑事事件の捜査・公判が被疑者や参考人の取調べとその結果である供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされていたことも踏まえ、刑事手続を時代に即したより適切かつ実効的なものとするにより、国民からの信頼を確保するため、2016(平成28)年に、取調べの録音・録画の制度化、通信傍受の合理化・効率化、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度(以下「合意制度」という。)の導入など捜査及び公判手続に関して大きな改革が行われた(本節6「時代に即した新たな刑事司法制度」87頁。)。さらに、2017(平成29)年には、いわゆる「テロ等準備罪」を新設することなどを内容とする法改正が行われ、我が国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。
- (3) 国際的には、2010年代は、イラク・レバントのイスラム国(ISIL)、アルカイダ、タリバーンなどのイスラム過激派武装組織により世界各地で繰り返されるテロへの対処が問題となった。
- このような中で、改めて、テロ等の国際社会の共通課題に対し各国が協力して対処する重要性が認識され、我が国においても、犯罪の国際化に対して国際協力を充実させるための取組を実施してきている(本節7「国際化への更なる対処」88頁。)
- (4) このように、2010年代、我が国の刑事司法は、世界一安全・安心な社会の実現のために、社会の変化に合わせて発展し続けた。

2 再犯防止のための様々な取組

(1) 再犯防止施策が本格的に実施されるまでの経緯

2004(平成16)年から2005(平成17)年にかけて刑務所出所者等による重大再犯事件が立て続けに発生したほか、刑法犯により検挙された再犯者が2006(平成18)年に14万9,164人と最多になった。また、法務総合研究所が1948(昭和23)年から2006(平成18)年までの間に裁判が確定した犯歴100万人を調査した結果、人数においては全犯罪者の3割である再犯者が、件数においては全犯罪者の6割を執行している状況となっていることも明らかとなった。

こうした再犯者への対策としては、前記のとおり、2008(平成20)年12月に策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の重点課題である「犯罪者を生まない社会の構築」に関する施策があり、刑務所出所者等の再犯防止策として、安定的な収入を確保できない者等に対して就労を促進することなどを積極的に行った。

(2) 2010年代における再犯防止のための積極的で多様な取組

こうした取組を進める中で、政府は、2010(平成22)年12月、関係省庁が緊密に連携し、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討、推進するために、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、政府全体で再犯防止対策に取り組む体制を構築した。そして、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが必要であることから、「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、関係機関の連携による一層効果的な再犯防止対策の推進を図ることとともに、「出所した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を2021(令和3)年までに20%以上減少させる」という数値目標を設定した。

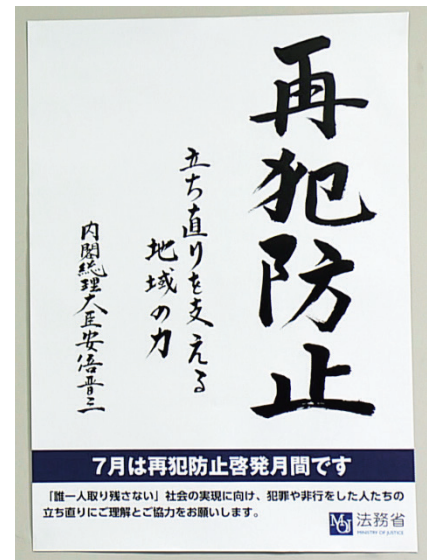
また、政府は、2014(平成26)年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・

戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(以下本項において「宣言」という。)を決定した。宣言においては、2020(令和2)年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数」を3倍にする、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数」を3割以上減少させる」という数値目標を設定した。宣言後、犯罪や非行をした者を実際に雇用する企業が増加するなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の支援の輪は着実に広がった。

しかし、その一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる現状があった。そこで、2016(平成28)年7月、政府は、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を犯罪対策閣僚会議において決定し、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ。

さらに、同年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、同月施行された。同法は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。再犯防止のための国の基本的施策については、犯罪をした者等の特性を踏まえた指導・支援、就労支援・就業機会の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供といった施策に加え、関係機関における体制や再犯防止関係施設の整備といった再犯防止を推進するための人的・物的基盤の整備、施策の実施状況と効果の検証、効果的な処遇の在り方等に関する調査・研究の推進、社会内における適切な指導・支援、国民の理解の増進、民間団体等に対する援助等を規定し、その実施に関する方針等を定めている。

政府は、2017(平成29)年12月に、同法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018(平成30)年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。政府及び関係府省は、同計画に基づき、具体的な施策を積極的に実施してきている。



再犯防止のポスター



再犯防止推進白書

■ 図3-5-2 再犯防止推進計画

[5つの基本方針]

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

[7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

3 高度化した情報処理への対処

(1) サイバー関係の法整備の経緯

ア 背景・経緯

情報通信技術の更なる発展に伴い、いわゆるコンピュータ・ウイルスによる攻撃や、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じた。

また、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から、我が国は、2001（平成13）年11月、サイバー犯罪条約に署名し、2004（平成16）年4月に国会において承認された。

その上で、これらの犯罪に適切に対処するため、2011（平成23）年6月、サイバー関係の罰則及び手続法の整備を行うことを目的とした情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律が制定、公布された。

イ 内容

(ア) 罰則の整備

同法により、刑法が改正され、コンピュータ・ウイルスの作成、供用等を処罰対象とする不正指令電磁的記録に関する罪が新設され、また、電子メールといった電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布する行為を処罰対象とするなどした、わいせつ物頒布等の罪の構成要件の拡充等がなされた。

(イ) 手続法の整備

同法により、刑事訴訟法が改正され、サイバー関係の手続法が整備された。具体的には、差押対象物が電子計算機であるときに、当該電子計算機にネットワークで接続している他の接続媒体（リモートストレージサーバ、メールサーバ、ファイルサーバ等）に記録されている電磁的記録を当該電子計算機等に複写して、これを差し押さえることが可能となったほか、プロバイダ等の電磁的記録の保管者等をして必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、これを差し押さ

える記録命令付き差押え、プロバイダ等の通信事業者に対し、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録を一時的に消去しないよう求める保全要請の制度などが整備された。

(2) デジタル・フォレンジック

現代社会においては、あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用され、これらが犯罪に利用されることは珍しくない状況である。そのため、同機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により抽出し、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つけることが重要である。

このような情報の保全・解析を行う手法・技術であるデジタル・フォレンジック（DF）は、事案の真相を解明するために欠かせないものであり、警察及び検察においては、DFの活用を推進する体制を構築している。

例えば、検察では、最高検察庁に、「DF推進班」を設置し、DF関連機器の計画的整備、各種研修によるDFに関する知識・技術の向上、DFに関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁におけるDFの推進に取り組んでいる。また、東京地方検察庁には、2017（平成29）年4月に、大阪地方検察庁には、2019（平成31）年4月に、それぞれDFセンターを発足させ、全国の検察庁に対し、DFに関する質問や相談、研修、技術（保全、解析）などの支援を行っている。



デジタルフォレンジックのイメージ

4 現代社会における様々な性的被害を防止するための対処

(1) 児童に対する犯罪への対処

ア 児童ポルノ禁止法の改正

1999（平成11）年に成立した児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下本節において「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）は、成立後も児童買春事犯が大幅に増加し、児童ポルノ事犯が後を絶たなかったことなどから、2004（平成16）年に改正され、特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供やこれを目的とした製造、所持等の行為が処罰対象とされた。

その後、表3-5-3のとおり、児童ポルノ事犯の検挙件数は、2004（平成16）年から2013（平成25）年までの10年間で、177件から1,644件と10倍近くに増加した。特に、表3-5-4のとおり、児童ポルノ事犯のうち、インターネットを利用した事犯は、年々増加し、検挙件数の約68%を占めるに至った。

■表3-5-3 児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員

(2004年～2013年)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
検挙件数	177	470	616	567	676	935	1,342	1,455	1,596	1,644
検挙人員	137	312	350	377	412	650	926	1,016	1,268	1,252

注 2013年中の少年の補導及び保護の概況（警察庁）による。

■表3-5-4 インターネットを利用した事犯

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
検挙件数	935	1,342	1,455	1,596	1,644
うち、インターネット利用事犯	507 (54%)	783 (58%)	883 (61%)	1,085 (68%)	1,124 (68%)

このようにインターネットの発達等により、児童ポルノの被害に遭う児童の数が増え続けていることや、児童ポルノの単純所持罪を設けるべきとの国際社会の強い要請等があったため、2014(平成26)年6月に、議員立法により、児童買春・児童ポルノ禁止法の改正が行われ、同法の題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められるとともに、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持することなどが処罰対象とされた。

このように、児童ポルノ事犯に対しては法改正により厳しく対処してきたものの、2018(平成30)年の検挙件数は、3,097件と過去最多となっており、より一層、厳正な対処が求められるところである。

イ 捜査及び公判段階における警察、検察及び児童相談所の連携等

(ア) 児童虐待に係る事件では、被害者や目撃者となった児童の供述に依拠して立証する場合も多いところ、警察、検察においては、いわゆる「司法面接」的な手法による被害児童等の事情聴取の取組が実施されている。司法面接は、虐待等の被害が疑われる児童等年少者から、可能な限り、多くの情報を正確に、かつ対象者に心理的負担をかけずに聴取するために行われる聴取技法であるとされている。

こうした聴取を成功させるためには、事案の性質、対象となる児童の性格・状況等に配慮するとともに、関係機関が連携の下で情報を共有し、相互に協力しながら実施することが重要であり、児童からの事情聴取時は、例えば、聴取を担当する者とは別の検察官、警察官や児童相談所職員がバックスタッフルームに待機し、事情聴取をリアルタイムで見ることができ、聴取内容に合わせ、適宜、聴取担当の者に対し聴取の途中で助言を行うなどしている。

(イ) 証人尋問予定者が年少者で、児童相談所に保護されているケースにおいては、検察官は、証人尋問の日時、場所、証人尋問における付添いの要否や人数等について、当該児童相談所と十分に協議して調整を行うなどしている。また、執行猶予判決が予想される場合、児童相談所、警察、保護観察所等関係諸機関との間で情報共有を図り、釈放後を見据えた各種調整を図ることも取り組んでいる。

司法面接室



バックスタッフルーム



東京地方検察庁



大阪地方検察庁



仙台地方検察庁

(2) 強制性交等罪等の創設

性犯罪に対する罰則については、現行刑法が1907(明治40)年に制定されて以来、基本的にその構成要件が維持されていたところ、口腔性交等、性交と同等の濃厚な身体的接触を伴う強制わいせつ事案や、年少の被害者に対して強い影響力を有する親権者等による性犯罪の事案等において、適正な処罰が困難な場合があるとの指摘や、強姦罪の法定刑の下限が同罪の悪質性や重大性に鑑みると低きに失して国民意識と合致しないとの指摘、強姦罪等の性犯罪が親告罪であることにより、告訴をするかどうかの選択を被害者に迫り、かえって被害者に精神的な負担を生じさせていることが少なくないなどの指摘がなされていた。

そこで、このような性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、2017(平成29)年6月、刑法の一部を改正する法律による改正がなされた。この改正により、①強姦罪が強制性交等罪に改められ、性交(「姦淫」)のほか、肛門性交及び口腔性交も同罪の処罰の対象とすることとされた上で、被害者の性別を問わないものとされ、法定刑の下限が懲役3年から懲役5年に引き上げられた。

また、②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設され、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力に乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様の法定刑で処罰することとされた。さらに、③強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、これらの罪が非親告罪に改められた。

5 少年院・少年鑑別所の改革

(1) 背景・経緯

旧少年院法は、1948(昭和23)年に制定された法律であり、少年院及び少年鑑別所の双方について規定するものであった。同法は、制定以来、社会情勢の変化に対して、主には法律の改正によることなく、省令、訓令、通達等をもって対応してきたため、法律の条項をみても在院者²及び在所者に対する処遇の具体的な内容は判然としない状況であった。少年院の矯正教育、少年鑑別所の鑑別、在院者及び在所者の権利義務関係、職員の権限等が不明確であり、法規範として不十分といわざるを得ない状況であった。

そのような状況の中で、2009(平成21)年4月に、広島少年院において、法務教官が在院者に対して暴行等を行うという重大な不適正処遇事案が発覚し、少年院及び少年鑑別所の適正な運営の在り方等について、抜本的な改革が求められることとなった。

そこで、2014(平成26)年6月に、新しい少年院法及び少年鑑別所法が成立し、同月に公布された。これらの法律により、再非行防止に向けた処遇の充実、適正な処遇の実施及び社会に開かれた施設運営の推進が図られた。

(2) 再非行防止に向けた処遇の充実

再非行防止に向けた処遇の充実を図るため、少年院法においては、矯正教育の基本的制度、社会復帰支援等が規定され、少年鑑別所法においては、鑑別の基本的事項、観護処遇の原則等のほか、非行及び犯罪の防止に関する援助が規定された。

まず、矯正教育の基本的制度については、少年院法において、少年院の種類を見直すとともに、矯正教育の目的、内容及び方法を明確化し、在院者の特性に応じた体系的・組織的な矯正教育を実施することとされた。また、社会復帰支援等については、保護観察所との連携の下、帰宅先確保、就労等の支援を行うこととされたほか、退院者等からの相談に応じることとされた。

次に、鑑別については、少年鑑別所法において、内容や方法等の基本的な事項が規定された。鑑別を求める機関として新たに児童自立支援施設、児童養護施設が加えられたほか、少年院在院者を少年鑑別所に収容して行う処遇鑑別の規定も新たに設けられるなど、鑑別の対象者、実施方法等の拡充も図られた。また、観護処遇については、観護処遇の原則が明らかにされた。さらに、非行及び犯罪の防止に関する援助が少年鑑別所の業務として規定され、専門的な知識及び技術を地域社会に還元するための法的枠組みが設けられた。

(3) 適正な処遇の実施

適正な処遇を実施するため、在院者・在所者の権利義務関係、職員の権限の明確化が図られたほか、保健衛生・医療及び不服申立制度の規定の整備がなされた。

具体的には、金品の取扱い等、書籍等の閲覧、宗教上の行為等、規律及び秩序の維持のための措置、外部交通等が規定されたほか、保健衛生・医療については、社会一般の医療水準の確保、運動の機会の付与等が規定され、不服申立制度については、自己に対する処遇全般について、法務大臣に対する救済の申出等の制度が創設され、在院者・在所者に対する処遇の適正化を期することとされた。

(4) 社会に開かれた施設運営の推進

社会に開かれた施設運営を推進するため、少年院に少年院視察委員会を、少年鑑別所には少年鑑別所視察委員会を各施設ごとに置くこととされた。委員には、人格が高潔で、少年の健全育成に関する識見を有し、少年院及び少年鑑別所の運営の改善向上に熱意のある方から、法務大臣が任命することとされ、委員会は、施設を視察し、その運営に関し、施設長に対して意見を述べることとされた。

また、外部有識者等からの意見聴取、一般の部外者による参観等も規定された。

6 時代に即した新たな刑事司法制度

(1) 概要

前記のとおり、2016(平成28)年、証拠収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の一層の充実を図ることを目的として、刑事訴訟法が大幅に改正された。

この改正は、我が国における捜査・公判が、取調べ及び供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされていたことや、諸外国では組織的な犯罪の捜査等における証拠収集方法として活用されている捜査手法、例えば、捜査段階で罰則による威嚇を背景に文書等を提出させる制度やいわゆる会話傍受、広汎な司法取引、仮装身分捜査等の捜査手法が導入されておらず、前記のとおり1999(平成11)年に導入された通信傍受についても、その対象犯罪は極めて限定的であったこと等を踏まえ、取調べ及び供述調書に過度に依存した状況を改めて、刑事手続を時代に即したより機能的なものとし、国民からの信頼を確保するため、証拠収集手続の適正をより一層担保するとともに、取調べ以外の証拠収集方法を整備することなどを目的とするものであった。

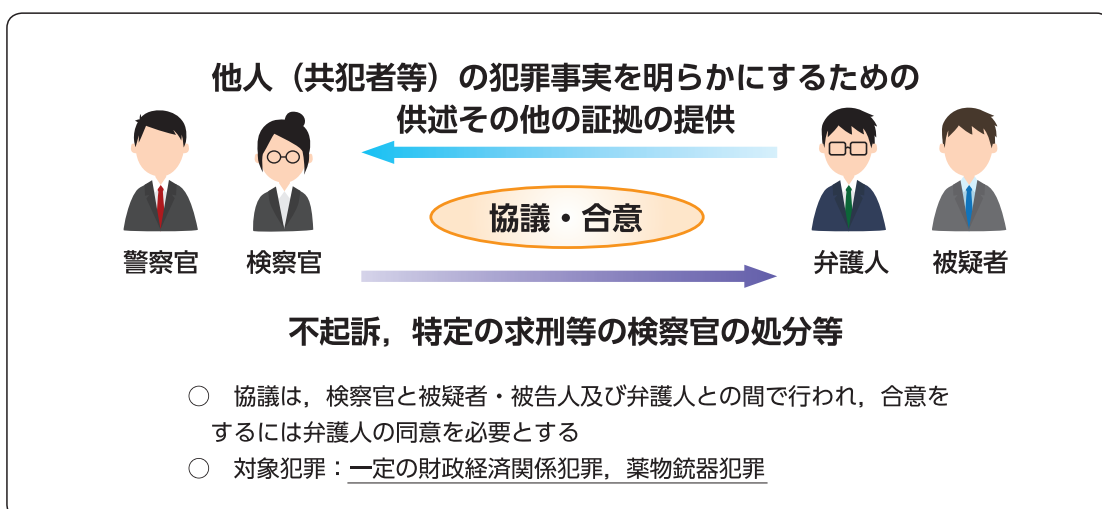
(2) 取調べの録音・録画制度の導入

裁判員裁判対象事件又は検察官独自捜査事件について、逮捕中又は勾留中の被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に当たる場合を除き、その取調べ等の全過程を録音・録画しておかなければならないこととするとともに、検察官は、前記2類型の事件に該当する被告事件において、逮捕・勾留中に行われた被疑者の取調べ等の際に作成され、被告人に不利益な事実の承認を内容とする被告人の供述調書等の証拠調べを請求する場合において、その任意性が争われたときは、原則として、その取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならないこととされた。検察官がこの証拠調べ請求義務に違反して所定の録音・録画の記録媒体について証拠調べを請求しないときは、任意性が争われた供述調書等の証拠調べ請求は、却下されることとなる。

(3) 合意制度及び刑事免責制度の導入

ア 合意制度の概要は、図3-5-5のとおりであり、検察官と被疑者・被告人が、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人が共犯者等の他人の刑事事件の解明に資する協力的行為を行い、検察官がこれを被疑者・被告人に有利に考慮してその事件において不起訴処分や一定の軽い求刑等をする内容を内容とする合意をすることができるというものである。

■ 図3-5-5 合意制度の概要



イ このほか、手続の適正を担保しつつ組織的な犯罪等において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する供述等を確保するための証拠収集方法として、刑事免責制度が導入された。同制度は、裁判官が、検察官の請求に基づいて、証人に対して、一方的に、尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は証人の刑事事件において証人に不利益な証拠とすることができない旨の免責を付与することにより、その自己負罪拒否特権を失わせて証言を義務付けるものである。

(4) 通信傍受の合理化・効率化

前記のとおり、1999(平成11)年の通信傍受法の制定時から、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人の4類型に限定されていた通信傍受の対象犯罪について、新たに①殺傷犯関係の罪、②逮捕・監禁、略取・誘拐関係の罪、③窃盗・強盗、詐欺・恐喝関係の罪、④児童ポルノ関係の罪を追加した(通信傍受の実施件数については、表3-3-4参照)。このほか、通信傍受の手続を合理化・効率化する改正が行われた。

(5) その他

2016(平成28)年の刑事訴訟法改正においては、上記のほか、裁量保釈に当たっての考慮事情の明確化、勾留状が発せられている全ての被疑者を被疑者国選弁護制度の対象とする等の弁護人の援助の充実化、公判前整理手続等において検察官保管証拠の一覧表を被告人側に交付する手続の導入等の証拠開示制度の拡充、ビデオリンク方式による証人尋問の拡大等の犯罪被害者等及び証人を保護するための措置の拡充、自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入などが行われた。

7 国際化への更なる対処

(1) 国際組織犯罪対策

我が国は、2003(平成15)年に国際組織犯罪防止条約の締結について、2005(平成17)年に人身取引議定書等の締結について、それぞれ国会の承認を得た。まず、2005(平成17)年6月に、人身取引の罰則等を整備するために刑法等が改正された。

そして、2017(平成29)年6月の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法)等の改正により、国内担保法が整備されるに至り、同年7月に、同条約及び両議定書に加え、腐敗の防止に関する国際連合条約(国連腐敗防止条約)を締結し、同年8月にこれらが我が国について発効した。

同改正は、①テロ等準備罪の新設、②証人等買収罪の新設、③組織的犯罪処罰法の「犯罪収益」の前提犯罪の拡大等、④国外犯処罰規定の整備などを内容とするものである。

(2) テロ対策

F A T Fは、2012(平成24)年に従来の40の勧告及びテロ資金供与対策に関する特別勧告を改訂・統合し、新たな40の勧告を採択した。同勧告は、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施や法人・信託に関する透明性の向上等、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の温床となるリスクが高い分野について、重点的な対策を求めている。我が国も、F A T F参加国の一員として、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施しているほか、国家公安委員会が、疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供することなどにより、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加するとともに、F A T F勧告に沿った国内法の整備を行っている。最近では、2014(平成26)年にいわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(いわゆるテロ資金提供処罰法)の改正により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る

行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（いわゆる国際テロリスト財産凍結法）が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

(3) その他

ア 国際捜査共助

国際捜査共助に関しては、前記のとおり、我が国は、2006（平成18）年にアメリカ合衆国との間で条約を締結済みであったが、その後も、韓国（2006（平成18）年締結）、中国（2008（平成20）年締結）、香港特別行政区（2009（平成21）年締結）、欧州連合（2010（平成22）年締結）及びロシア（2010（平成22）年締結）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。これらに加え、前記のとおり、2017（平成29）年8月に我が国につき発効した国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づき、多数の締約国との間で両条約に基づく捜査共助を実施する体制を構築している。

イ 国際受刑者移送

68か国（2019（令和元）年12月末時点）が加入している欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入しない国との間で受刑者移送を実施するため、2010（平成22）年7月に日・タイ受刑者移送条約、2016（平成28）年1月に日・ブラジル受刑者移送条約、2016（平成28）年7月には日・イラン受刑者移送条約、2020（令和2）年7月には日・ベトナム受刑者移送条約を締結した。さらに、中国との間では2019（令和元）年12月に第6回受刑者移送条約締結交渉を実施するなど、2013（平成25）年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても明記された、諸外国との間における受刑者移送条約の早期締結に向けた作業を推進している。

コラム5 裁判員制度の定着

2019(令和元)年5月、裁判員制度10周年を迎え、最高裁判所長官は、「制度の導入を受けて、公判審理が、法廷で的確に心証を採れる、活性化したものを目指して大きく変化するとともに、裁判員の方々の視点・感覚を反映し、より多角的で深みのある判断が示されるようになるなど、この10年間、戦後最大の刑事司法の改革がおおむね順調に歩み続けていることに大きな感慨を覚えます。」と述べている。

裁判員制度が2009(平成21)年5月に開始されてから、2019(令和元)年5月末時点において、累計1万2,000人を超える被告人が裁判員裁判を受け、9万人を超える国民が裁判員等として刑事裁判に参加した。

裁判員裁判においては、争点及び証拠の整理を行う公判前整理手続が行われ、裁判官、検察官及び弁護人が協議を繰り返し、公判立証の在り方をより分かりやすいものにする工夫を重ねてきた。

そのような努力もあり、裁判員経験者に対するアンケートによると、制度施行後、毎年、裁判員経験者の約9割が審理内容を理解できたと評価し、裁判員経験者の裁判員裁判の参加についての評価は、「非常によい経験」又は「よい経験」と回答した者の割合が、一貫して95%を超えており、これらの評価及び感想を踏まえると、裁判員裁判は、国民の理解を得て、国民から信頼されるものであり、それが10年継続していることから、国民の間に定着したものと評価し得る。

他方で、裁判員裁判においては、公判前整理手続の長期化、裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に大きい遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いといった課題も見えてきたところであるが、これらの課題に対しても、検察は、事案の真相解明、適正かつ迅速な科刑の実現といった刑事裁判の目的を達成すべく、証明予定事実記載書面の早期提出、検察官請求証拠の早期開示など公判前整理手続が速やかに進むよう努めるとともに、裁判員の心理的負担に配慮しつつも、必要かつ適切な主張、立証に努めているところである。



さいたま地方裁判所裁判員法廷
(写真提供：最高裁判所)

第2節 国内外の情勢

[2010(平成22)年]

国内

9月 郵便不正事件に関連し大阪地検特捜部検事逮捕

国外

11月 告発サイト・ウィキリークス, 外交文書の公開を開始

【刑事司法の動き】

- ・ 犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」の設置(80頁参照)
- ・ 少年矯正を考える有識者会議
- ・ 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約発効

[2011(平成23)年]

国内

3月 東日本大震災発生

3月 福島第一原発1号機で炉心溶融(メルトダウン)事故発生

国外

- チュニジアでジャスミン革命, アラブ世界に波及



岩手県沿岸部の集落を襲う津波
(東日本大震災)

(写真提供:警察庁)

【刑事司法の動き】

- ・ 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」の策定(80頁参照)
- ・ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の成立(82頁参照)

[2012(平成24)年]

国内

5月 国内の全原発の運転を中止

12月 自民党, 公明党連立政権発足

国外

8月 NASAの火星探査機キュリオシティが火星に到着

【刑事司法の動き】

- ・ 再犯防止に向けた総合対策(犯罪対策閣僚会議決定)

[2013 (平成25) 年]

国内

- 9月 2020年オリンピック・パラリンピック東京開催決定
- 12月 特定秘密保護法成立

国外

- 4月 ボストンマラソンで爆弾テロ事件発生



2020年五輪の東京開催決定
(c) 共同通信社/アマナイメーجز

【刑事司法の動き】

- ・ 「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定(89頁参照)
- ・ 刑法等の一部を改正する法律の成立(刑の一部の執行猶予制度)

[2014 (平成26) 年]

国内

- 4月 消費税率が8%に引上げ
- 4月 ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)が日本について発効

国外

- 6月 ISIL(イラク・レバントのイスラム国)がカリフ(全世界のイスラム教徒の指導者)を自称するアブー・バクル・バグダーディーを指導者とする「イスラム国(IS)」の樹立を一方向的に宣言

【刑事司法の動き】

- ・ 「宣言: 犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」を決定(80, 81頁参照)
- ・ 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の成立(84頁参照)
- ・ 少年院法及び少年鑑別所法の成立(86頁参照)

[2015 (平成27) 年]

国内

- 6月 選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法成立
- 9月 安全保障関連法成立・集団的自衛権の行使容認
- 10月 いわゆるマイナンバー法施行

国外

- 9月 国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」採択
- 11月 パリ同時多発テロ発生



[2016 (平成28) 年]

国内

4月 熊本地震発生

国外

6月 英国民投票でEU離脱を決定



EU離脱を通知する書面に署名する英首相

(c)PA Photos/amanaimages

【刑事司法の動き】

- ・ 「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」の決定(81頁参照)
- ・ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の成立
- ・ 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約発効
- ・ 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約発効
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律成立

[2017 (平成29) 年]

国内

6月 「テロ等準備罪」を新設する改正組織的犯罪処罰法成立

国外

7月 国連で核兵器禁止条約採択

【刑事司法の動き】

- ・ 刑法の一部改正法の成立(85頁参照)
- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の成立(88頁参照)
- ・ 再犯防止推進計画閣議決定

[2018 (平成30) 年]

国内

6月 18歳を成年年齢とする改正民法成立

6月 働き方改革関連法成立

12月 外国人労働者の受入れを拡大する改正出入国管理法成立

国外

6月 史上初の米朝首脳会談開催

12月 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)発効

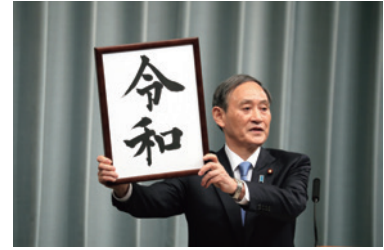
[2019 (平成31・令和元) 年]

国内

- 4月 平成天皇退位
- 5月 今上天皇即位, 令和に改元

国外

- 3月 ニュージーランド・クライストチャーチのモスクで銃乱射事件発生



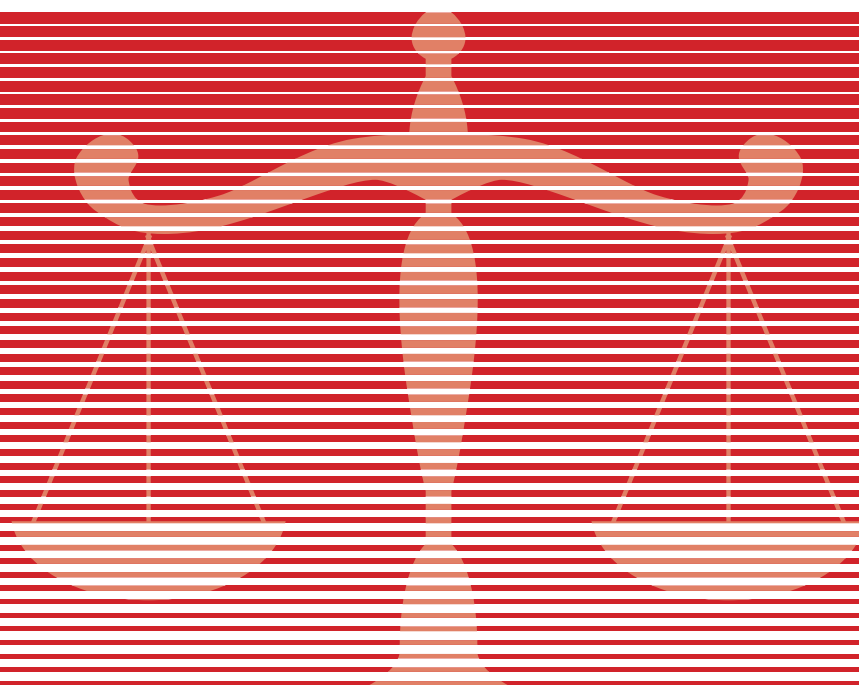
令和に改元

(c) 朝日新聞社/アマナイメーجز

第4編

50年間に変化を重ねて 進展した刑事司法の諸分野

- 第1章 交通事故に対する国民の規範意識の変化と
罰則強化の歴史 …………… 96
- 第2章 経済犯罪対策の移り変わり …………… 99
- 第3章 ストーカー・配偶者からの
暴力事案等への対策 …………… 104
- 第4章 犯罪被害者等施策の進展 …………… 106
- 第5章 開かれた矯正への歩み …………… 110
- 第6章 刑事司法分野における国際社会への貢献 … 115



第1章

交通事故に対する国民の規範意識の変化と罰則強化の歴史

1 はじめに

我が国においては、特定の行為の犯罪化や厳罰化に対して、一般に、謙抑的な姿勢をもって臨んできたと考えられる。

もっとも、交通事故に対する罰則に関しては、この50年の間に、社会構造や自動車交通の実情の変化のみならず、交通死傷事犯に対する国民の認識の変化等をも反映し、実体法の見直しが度々行われてきた経緯がある。

そこで、ここでは、日本における、交通死傷事犯における罰則の歴史を紹介することとしたい。

2 業務上過失致死傷罪による交通死傷事犯への対処とその法定刑の引上げ

我が国においては、長く、自動車による交通死傷事犯に対して、それに特化した規定を設けず、刑法211条に規定する業務上過失致死傷罪、すなわち、業務上の（ここでは、「社会生活上の地位に基づき反復継続してする行為であって、生命身体に危険を生じ得るものを行うに当たっての」という意味である。）不注意により他人に死傷の結果をもたらす行為を処罰する規定を適用して対処していたが、交通事故による死傷者が1967（昭和42）年には約67万人に達し、業務上過失致死傷罪の検察庁における受理人員は、全刑法犯の50.6%を占めるに至るとともに、いわゆる酒酔い運転、技量未熟者による無免許運転、著しいスピード違反等の無謀運転に起因する悪質重大事犯が激増し、当時の法定刑（3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）の上限又はこれに近い刑が言い渡される例が増加した。

こうした状況を受け、1968（昭和43）年に、いわゆる交通三悪（我が国では、一般に、無免許運転、飲酒運転、スピード違反を総称してこのように呼ぶことがある。）を伴う無謀運転による悪質・重大な死傷事犯に厳正に対処するため、業務上過失致死傷罪の法定刑を5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に引き上げる刑法改正が行われ、初めて法定刑に懲役刑が含まれることとなった。

3 危険運転致死傷罪(故意犯類型)の創設

昭和40年代（1965年～1974年）は、自動車保有台数が飛躍的に増加した一方で、1970（昭和45）年には交通安全対策基本法が制定されるなど、国の行政機関や地方公共団体等が一体となって交通安全の諸施策を強力に推進したことにより、交通死傷事犯の発生件数は、一時減少した。

しかし、1980（昭和55）年には、日本の自動車生産台数が1,100万台を突破し、米国を抜いて初めて世界一位となる中、自動車保有台数や運転免許保有者数は更に増加の一途をたどり、それに伴って交通死傷事犯も再び増加傾向となり、2001（平成13）年には交通事故件数が約95万件、死傷者数が約119万人とそれぞれ史上最悪の数値を記録するに至った。

また、道路の整備、車両の性能の向上等を背景として、高速度・大量交通が普遍化し、重大な事故が発生する危険も飛躍的に高まった。

こうした中、飲酒運転や著しい高速度運転等の悪質かつ危険な自動車の運転行為による重大な死傷事犯が引き続き発生し、そうした事故の被害者や遺族を始め、広く国民の間から、これらの事犯が過失

犯として処罰されることや、その法定刑に疑問の声が上がるなど、交通死傷事犯に対する罰則や科刑の在り方に対する国民の意識にも著しい変化が生じた。

このような国民の意識の変化を受け、実態に即した適切な処罰を行うため、2001（平成13）年に、刑法が改正され、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させるなど悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者について、過失犯ではなく、故意犯として処罰し、人を負傷させた場合には10年以下の懲役に、死亡させた場合には1年以上の有期懲役（当時の上限は15年）に処する危険運転致死傷罪が新設された。

この当時の危険運転致死傷罪における危険運転行為は、四輪以上の自動車の走行・運転に限定し（自動二輪車を対象としない）、①アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で走行させる行為、②その進行を制御することが困難な高速度で走行させる行為、③その進行を制御する技能を有しないで走行させる行為、④人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転する行為、⑤赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転する行為の五類型とされた。

さらに、2005（平成17）年には、危険運転致死傷罪のうち、人を死亡させた場合の法定刑は、1年以上20年以下の懲役に引き上げられた。

4 過失犯類型の法定刑の更なる引上げ等

こうして、悪質かつ危険な交通死傷事犯のうちの一定の類型に当たるものについては、危険運転致死傷罪（故意犯）として重い刑を科し得ることとなったが、その後も、危険運転致死傷罪には該当しないものの、飲酒運転中などの悪質かつ危険な運転行為によるものや、多数の死傷者が出るなどの重大な結果を生じる事犯がなお少なからず発生する状況が続いた。

そのような死傷事故に対しては、例えば、2006（平成18）年、「全国交通事故遺族の会」などの団体から、飲酒・ひき逃げ事犯の厳罰化を求める署名約15万人分が提出されたほか、法務省に対し、自動車運転による死傷事故等につき、罰則強化を求める要望書やその趣旨に賛同する多数の署名が提出されるなど、業務上過失致死傷罪の法定刑が5年以下の懲役又は禁錮にとどまることについて、国民の規範意識に合致しないとして、罰則の強化を求める意見が見られた。

また、危険運転致死傷罪が新設された後の自動車運転による業務上過失致死傷事犯の科刑状況をみると、法定刑の上限に近い刑が言い渡される事案が、それまでに比べて大幅に増加している状況にあり、特に飲酒運転等の悪質かつ危険な運転により重大な結果を生じさせたものの、危険運転致死傷罪には当たらない事案等において、事案の実態に即した適正な科刑を実現し得るようになるべきとの要請が高まった。

このような状況を踏まえ、2007（平成19）年、業務上過失致死傷罪に該当する交通死傷事犯のうち、自動車運転によるもののみを対象とする罪として、刑法に自動車運転過失致死傷罪が新設され、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金という、より重い法定刑が定められた。

なお、この刑法改正により、危険運転致死傷罪の対象が自動二輪車等にも拡大された。

5 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の制定

上記改正後、自動車運転による死傷事犯数は減少傾向にあったものの、依然として、飲酒運転や無免許運転など悪質かつ危険な運転行為による死傷事犯が少なからず発生した。そして、同事犯について、危険運転致死傷罪ではなく自動車運転過失致死傷罪が適用された事案に関連して、罰則の在り方に疑

問が呈され、見直しを求める意見がみられるようになった。

このような状況の中、2013(平成25)年、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(以下「新法」という。)が成立した。

新法には、刑法に置かれていた危険運転致死傷罪が移設されるとともに、六類型目の危険運転行為として「通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」が追加された。

また、従来の危険運転致死傷罪と同等とは言い難いが、故意の危険運転として自動車運転過失致死傷罪よりも重い責任を問い、より重い法定刑(人を負傷させた場合には12年以下の懲役、死亡させた場合には15年以下の懲役)とする新たな危険運転致死傷罪が新設された。

これは、アルコール、薬物又は自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響で走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、それらの影響により意識を失うなどして正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為を処罰するものである。

また、アルコールや薬物の影響により走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、過失により人を死傷させる行為をするとともに、現場から逃走するなど、アルコール等の影響についての証拠収集を妨げる行為が行われた場合には、12年以下の懲役に処するとする罪も新設された。

さらに、新法には、刑法の自動車運転過失致死傷罪が過失運転致死傷罪と名称を変えて引き継がれるとともに、無免許運転をして、危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪を犯した場合には、それぞれの刑よりも加重して処罰する規定も新設された。

6 まとめ

以上、概観してきたように、我が国においては、各時代における自動車交通の実情や国民の生活様式、交通の安全に対する国民の認識の変化に的確に対応し、交通法規を無視あるいは軽視した危険かつ悪質な運転により人を死傷させるなどの重大な結果を生じさせた様々な態様の交通死傷事犯に対し、その態様や危険性、悪質さの程度に応じ、それぞれの責任の重さに応じた適切な刑罰が科されるように、その処罰規定について時宜に応じた見直しが行われ、進化を遂げてきたものといえる。この間、道路交通法も数次にわたり様々な改正がなされ、飲酒運転や無免許運転に関する罰則も強化されている。

このように、我が国においては、交通の実情とその安全に対する国民の声を的確に反映した法制度の構築に努めてきたのである。

第2章

経済犯罪対策の 移り変わり

1 はじめに

我が国の経済は、第二次世界大戦による荒廃を経て、1955（昭和30）年から高度成長期に入ったが、1974（昭和49）年に戦後初のマイナス成長を記録し、高度成長路線から離れたものの、その後も安定的な成長を続け、1980年代には世界有数の経済大国に成長した。しかしながら、1990年代に入ると、いわゆる「バブル」の崩壊により、金融機関は多額の不良債権を抱え、日本経済は、「失われた10年」とも呼ばれる長きにわたる景気の低迷を経験した。2000年代に入り、我が国では、経済分野を含む様々な分野で構造改革が行われ、事前規制調整型の社会から事後監視救済型の社会への転換が図られたが、バブルの崩壊からは立ち直れず、日本経済は長期間低迷状態から脱することができなかった。さらに、2008（平成20）年にいわゆるリーマンショックに端を発した世界金融危機により、企業収益は悪化したものの、景気後退局面は比較的短く、2010年代半ば頃からは、景気の拡大が続いている。

本章では、このような日本経済の推移を念頭に置きつつ、1970（昭和45）年からの50年間を中心に、主に立法的な対応を中心に、経済犯罪対策の移り変わりを見る。具体的には、経済犯罪の処罰に関する特別法、すなわち、所得税法、法人税法等の租税関係を規律する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、金融商品取引法等の経済活動を規律する法律、特許法、商標法、不正競争防止法等の知的財産権や競争関係を規律する法律、企業倒産をめぐる犯罪の処罰に関する法律を順に見る。

2 租税関係を規律する法律

所得税法及び法人税法は、1965（昭和40）年に、(旧)所得税法及び(旧)法人税法が全部改正されたことにより公布された。また、相続税法は、1950（昭和25）年に(旧)相続税法が全部改正されたことにより公布された。これに加え、1988（昭和63）年には消費税法が成立した。これらの法律には、いわゆるほ脱行為、申告書等提出義務違反行為等に対する処罰規定が設けられている。

課税の適正化を図り税制に対する信頼を確保する観点から、2010（平成22）年、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法等が改正され、所得税、法人税、相続税、消費税等のほ脱犯に係る法定刑について、懲役刑の上限が5年から10年に引き上げられるなどの罰則強化が行われた。2011（平成23）年、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法等が改正され、申告書をその提出期限までに提出しないことにより税を免れる行為（いわゆる単純無申告ほ脱犯）を処罰する規定や、消費税の不正還付の未遂を罰する規定が新設された。さらに、2018（平成30）年には、消費税法が改正され、金の密輸入に対する抑止効果を高めるため、輸入に係る消費税ほ脱に対する罰則の強化がなされた。

1970（昭和45）年以降の検察庁新規受理人員の推移を見ると、所得税法違反については、1981（昭和56）年に初めて100人を超え、1992（平成4）年には397人に達したが、1998（平成10）年以降は、おおむね100人以下で推移している。法人税法違反については、100人台から300人台で推移しており、そのピークは1993（平成5）年の350人であった。

3 独占禁止法

第二次世界大戦後、産業・金融部門において経済の民主化を具体化するため、民主的な経済秩序を恒久的に維持するための基本法として、1947(昭和22)年、独占禁止法が制定され、同法を所管する行政機関として公正取引委員会が設置された。同法には、私的独占の罪、価格カルテルや入札談合等の不当な取引制限等の罪等が規定された。

1992(平成4)年の改正では、罰則が強化され、事業者による「私的独占」又は「不当な取引制限」等についての両罰規定中、法人等に対する罰金刑の上限の額が、行為者に対する罰金刑の上限の額とは切り離して定められ、1億円に引き上げられた。2005(平成17)年の改正では、課徴金制度を見直し(課徴金対象行為の拡大・明確化、課徴金算定率の引上げ)、課徴金減免制度(違反事実を自ら報告してきた事業者に対して課徴金を減免する制度)、公正取引委員会の調査権限としての犯則調査権限がそれぞれ導入されるなどした。2009(平成21)年の改正では、課徴金制度の見直し(排除型私的独占及び不公正な取引方法の一部の類型に対する課徴金制度の導入)がなされたほか、「不当な取引制限」等の罪に対する懲役刑の上限が3年から5年に引き上げられるなどした。2019(令和元)年の改正では、課徴金減免制度の見直し(調査協力減算制度(申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加する仕組み)の導入)、課徴金制度の見直し(算定基礎の追加、算定期間の延長等)が行われたほか、検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金刑の上限の額が300万円から2億円に引き上げられるなどした。

なお、私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反の罪については、公正取引委員会の告発が訴訟条件とされるが、同委員会は、1990(平成2)年に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を、2005(平成17)年に「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」をそれぞれ公表し、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等については、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている。1990(平成2)年度から2018(平成30)年度までの間、同委員会による告発は、合計17件(追加告発の件数は含まれない)・307人(法人を含む。)に及んでいる。

4 経済活動を規律する法律

(1) 金融商品取引法(証券取引法)

我が国の証券取引を規律する法律として、1948(昭和23)年、アメリカ法制を大幅に取り入れた証券取引法が成立した。同法には、虚偽有価証券報告書提出、風説の流布等の罪が規定された。同法は、その後、多数回にわたり改正されているが、罰則に関する主なものは以下のとおりである。

1988(昭和63)年の改正では、インサイダー取引に関する規制が整備され、その違反に対して刑事罰が導入された。1990(平成2)年の改正では、株券等の大量保有の状況に関する開示制度(5%ルール)が導入され、その違反に対して刑事罰が導入された。1991(平成3)年の改正では、証券会社による大口法人顧客等に対する損失補填により、一般の投資者の証券市場に対する信頼が大きく損なわれるなどしたことを踏まえ、証券会社による損失保証、損失補填等が禁止されるとともに、顧客がその要求により証券会社の損失保証、損失補填を受ける行為等が禁止され、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することとされた。1992(平成4)年の改正では、独立した監視機構として新たに証券取引等監視委員会が設置され、同委員会に調査・告発権限が付与された上、相場操縦行為や損失補填行為に代表されるような当該犯罪の社会的影響が重大であることなどの要件を満たす違反行為についての両罰規定中、法人の罰金刑の上限が、行為者に対する罰金刑の上限の額とは切り離して定められ、大幅に引き上げられた。1998(平成10)年の改正では、インサイダー取引に対する規制の適

用範囲が拡大されるとともに、相場操縦行為等に対する加重処罰規定及びこれらの行為により得た財産等を原則的に没収・追徴するとの規定が新設された。2006(平成18)年の改正では、風説の流布・偽計、相場操縦行為、インサイダー取引等に関する罪の法定刑の上限が引き上げられるなどした。2013(平成25)年の改正では、資産運用に関する不正行為の罪の法定刑の引上げ及びインサイダー取引の処罰対象の範囲の拡大が行われた。2017(平成29)年の改正では、登録をしないで株式の高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為をさせた者等に係る罰則が新設された。

証券取引等監視委員会は、設立から2018(平成30)年度までの間、合計200件・延べ560人(法人を含む。)について告発を行った。

(2) 商法・会社法

1899(明治32)年に制定された商法には、特別背任罪、会社財産を危うくする罪、預合いの罪、株主の権利の行使に関する利益供与の罪等が規定されていた。いわゆる総会屋の根絶を図るとともに、株式会社の運営の健全性を確保するため、1997(平成9)年に商法が改正され、取締役等による特別背任罪等の法定刑が引き上げられたほか、株主の権利の行使に関する利益供与の罪に関して、利益供与の要求行為等を処罰する規定が新設された。

2005(平成17)年に成立した会社法は、社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について体系的かつ抜本的な見直しを行い、従来、商法等の各法律に分かれて置かれていた会社に係る規定を一つの法典として再編成したものである。罰則関係では、特別背任罪等につき国外犯処罰規定を新設し、株主の権利の行使に係る利益供与の罪につき任意的自首減免規定を設けるなどした。2014(平成26)年の会社法改正では、株主等の権利の行使に関する贈収賄罪及び株主の権利の行使に関する利益供与罪について、処罰対象の範囲が拡大された。

(3) 出資法・貸金業法

貸金業における高金利事案等に対する取締りは、1954(昭和29)年に成立した「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(1983(昭和58)年以降の題名は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」。以下「出資法」という。)によってなされてきたが、いわゆる「サラ金」問題が社会問題となるに至り、1983(昭和58)年、同法の改正とともに、貸金業の規制等に関する法律(2007(平成19)年以降の題名は「貸金業法」)が成立した。両法律により、貸金業についての登録制度が導入されるなど、貸金業者に対する規制が強化された。生活困窮者等を標的としたヤミ金融業者(無登録で貸金業を営む業者、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者)が深刻な社会問題となったことを受け、ヤミ金融事犯に対処するため、2003(平成15)年に両法律が改正され、上限金利を超える利息の支払の要求についての罰則の新設、上限金利違反に関する罪の法定刑の引上げ、無登録営業に関する罪の法定刑の上限の引上げ等の措置が講ぜられた。貸金業の適正化、過剰貸付けに係る規制及び出資法の上限金利の引下げ等の措置を講ずるため、2006(平成18)年に再び両法律が改正され、業として行う著しい高金利の貸付けに対する罰則の新設、業として行う高金利の貸付けに対する罰則違反となる金利の引下げ、無登録営業に関する罪の法定刑の引上げ等がなされた。出資法違反及び貸金業法違反の検察庁新規受理人員は、2003(平成15)年に急増したが、出資法違反は2009(平成21)年以降、貸金業法違反は2008(平成20)年以降、それぞれ大きく減少した。

5 知的財産権や競争関係を規律する法律

(1) 知的財産権を規律する法律

知的財産権を規律する法律としては、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び著作権法などがあ

る。これらの法律は、特許権等の権利の侵害行為等に対する処罰規定が設けられている。知的財産権保護の要請の高まりを受け、1996(平成8)年から2000(平成12)年にかけて、商標法、特許法、実用新案法、意匠法及び著作権法がそれぞれ改正され、権利侵害行為等についての両罰規定中、法人等に対する罰金刑の上限の額が行為者に対する罰金刑の上限の額と切り離されて大幅に引き上げられた上、2006(平成18)年には特許法、意匠法、実用新案法及び商標法が改正され、権利侵害行為に係る罰則が引き上げられた。

また、情報通信技術の進展を受け、1997(平成9)年の著作権法改正で、インターネット等を活用した「インタラクティブ送信」の発達に対応する権利(送信可能化権)が創設され、その侵害行為を処罰する行為が処罰の対象とされた上、2012(平成24)年の同法改正では、違法ダウンロードにより著作権等を侵害した者も処罰対象とされた。

(2) 不正競争防止法

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに対する国際約束の的確な実施を確保することなどを目的として、1934(昭和9)年に制定された(旧)不正競争防止法を全部改正したものとして1993(平成5)年に成立し、この中で、商品の原産地・品質等の誤認惹起行為、未登録の周知表示の混同惹起行為等に係る罰則が引き上げられるとともに、両罰規定中、法人等に対する罰金刑の上限の額が行為者に対する罰金刑の上限の額と切り離されて大幅に引き上げられた。

1998(平成10)年、経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)で成立した「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の国内担保法として、不正競争防止法が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設された。同罪については、2004(平成16)年の改正で、国民の国外犯処罰規定が追加され、2005(平成17)年の改正で、法定刑が引き上げられた。

2003(平成15)年の改正では、営業秘密の刑事的保護を図るため、他人の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定が設けられた。営業秘密の保護に関しては、その後、①2005(平成17)年の改正により、不正競争の目的で営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為等についての罰則や営業秘密侵害罪に関する両罰規定が設けられ、②2009(平成21)年の改正では、営業秘密侵害罪の対象範囲を拡大するため、営業秘密侵害罪の目的要件が変更され、第三者による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲が拡大されるなどし、③2011(平成23)年の改正では、営業秘密の秘匿決定や公判期日外の証人尋問等の営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に関する措置が設けられ、④2015(平成27)年の改正では、営業秘密の転得者に対する処罰規定が整備され、営業秘密侵害罪の未遂犯処罰規定が導入されるとともに、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限引上げ、営業秘密侵害罪に係る海外重罰規定の導入、営業秘密侵害罪の非親告罪化等が行われた。

6 企業倒産をめぐる犯罪の処罰に関する法律

(1) 倒産法

バブル崩壊後の破産事件の件数の増加等を踏まえて、迅速・公正な財産の清算等を図る目的で、2004(平成16)年に破産法が成立した(同法により、(旧)破産法は廃止された。)。破産法には、(旧)破産法に規定されていた破産管財人等に係る贈収賄、詐欺破産等についての罰則が引き継がれた上、破産管財人等の特別背任、破産手続開始時における破産者の重要財産開示義務違反行為、破産手続開始後に手続外で破産債権の回収を図る目的で破産者等に対して面会を強請する行為等について罰則が新設された。

(2) 破綻金融機関における不良債権の回収等に関する法律

バブル崩壊後、住宅金融専門会社その他の破綻金融機関における不良債権の回収が我が国の経済における大きな問題の一つとなった。1996(平成8)年、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法により、住宅金融専門会社の債権回収等を目的とする株式会社住宅金融債権管理機構(以下「住管機構」という。)が設立され、また、同年6月の預金保険法の一部改正を受けて、同年9月、株式会社東京共同銀行が改組され、破綻した信用協同組合の整理回収業務(同業務は、その後、信用協同組合以外の破綻金融機関に拡大された。)を主たる目的とする株式会社整理回収銀行(以下「整理回収銀行」という。)が発足した。さらに、1999(平成11)年、住管機構が整理回収銀行を吸収合併して、株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)が発足し、整理回収機構は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律により、破綻の前後を問わず、金融機関全般から買い取った不良債権の回収等を行い得るものとされた。破綻金融機関における不良債権の回収等に関連する犯罪に関しては、刑事責任追及を厳格に行うため、住管機構、整理回収銀行、整理回収機構等の役職員に、告発に向けての所要の措置をとる義務が課され、その後、住管機構等により、破綻金融機関における不良債権の回収等に関連する犯罪に関し、強制執行妨害、競売入札妨害、破産法違反、背任・特別背任等の罪により告発が行われた。

7 おわりに

これまで見たとおり、この50年間、我が国の経済の移り変わり、特に、バブル経済の崩壊による企業活動・国民生活の変化、その後の経済低迷からの脱出への取組、経済活動のグローバル化の進展等に対応するため、種々の立法が行われ、経済犯罪に関し、罰則の新設や法定刑の上げが数多く行われてきた。経済活動が健全かつ円滑に行われることは、安全で安心な社会の基盤をなすものであり、今後も、経済犯罪に対する取組には、なお不断の努力を傾けることが必要であると思われる。

第3章

ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策

1 ストーカー対策

特定の者に対し、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為については、従来、軽犯罪法違反や脅迫罪等として対処が可能なものもあったが、既存法令の適用が困難な場合が多く、有効な対策を講じることが困難であった。1999(平成11)年に埼玉県桶川市で、ストーカー行為がエスカレートした殺人事件が発生するなど、凶悪なストーカー事案が相次いで発生したことから、ストーカー行為の規制を求める国民の声は高まっていった。2000(平成12)年5月、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定める目的で、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)が成立した。同法により、警察署長等は、一定の場合に、反復して、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせるような行為をしてはならない旨を警告することができ、都道府県公安委員会は、警告を受けた者が警告に従わずに相手方に不安を覚えさせるような行為をし、更に反復のおそれがあると認められた場合、更に反復して当該行為等をしてはならないことなどを命じることができる(禁止命令等)とされ、禁止命令等に違反した場合は、処罰の対象とされた。

しかし、その後も、凶悪なストーカー事案は後を絶たず、2011(平成23)年には、男女間のトラブルに関して相談を受理し、傷害事件として捜査中の被疑者が、他県に所在する被害者の実家に押し掛け、その家族を殺害する事件が発生した。また、2012(平成24)年には、元交際相手に対する脅迫罪により保護観察付執行猶予となっていた者が、元交際相手に慰謝料を請求する内容の電子メールを大量に送信した後、同人を殺害する事件が発生し、電子メールの連続送信がストーカー規制法の規制対象に含まれていないなどの不備も指摘された。

そこで、2013(平成25)年の改正により、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為も、ストーカー規制法の規制対象に含まれることとされた上、2016(平成28)年の改正では、都道府県公安委員会が警告を経ないで禁止命令等を行うことが可能となったほか、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続してSNSを利用してメッセージを送信する行為等も規制の対象となった。

さらに、保護観察所と警察との間の連携も強化され、2013(平成25)年からはストーカー行為等により保護観察付全部執行猶予となった者について、さらに、2016(平成28)年6月からはストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付一部執行猶予者について、それぞれが把握した対象者の問題行動等の情報を共有するようになった。

2 配偶者からの暴力事案対策

2000(平成12)年に閣議決定された「男女共同参画基本計画」では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が11の重点項目の一つとして掲げられ、その1項目として、「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」が取り上げられ、2001(平成13)年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立した。同法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備して、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることにより、人権の擁護と男女平等の実現を図ろうとするもので、配偶者からの暴力を受けている者を

発見した者の通報に関する規定や裁判所の保護命令に関する規定等が整備された。被害者が、配偶者からの更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、6か月間の接近禁止又は被害者と共に生活している住居からの2週間の退去を命じる旨の保護命令を発する制度を設け、同命令に違反した者には、懲役刑を含む刑罰を科するものとされた。

2004(平成16)年の改正では、配偶者からの暴力の定義の拡大や元配偶者に対する保護命令が可能となるなど保護命令制度の拡充が図られたほか、内閣総理大臣等は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を、都道府県は、基本方針に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画をそれぞれ定めなければならないことなどが定められた。

また、2007(平成19)年の改正では、電話等を禁止する保護命令及び被害者の親族等への接近禁止命令を可能とするなど保護命令制度の更なる拡充が図られたほか、市町村に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定を努力義務として課することなどが定められた。

2013(平成25)年の改正では、題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められるとともに、生活の本拠を共にする交際相手による暴力及びその被害者についても、配偶者暴力防止法が準用され、当該暴力に係る保護命令に違反した者も処罰対象となった。

さらに、2019(令和元)年の改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として、従来の都道府県警察、福祉事務所等のほか、新たに児童相談所が明記された。

3 まとめ

ストーカー事案について、ストーカー規制法違反による検挙件数は、2012(平成24)年以降2017(平成29)年まで増加し、その後減少したが、2018(平成30)年においても870件と高水準にあり、また、同法以外の法令による検挙件数も2018(平成30)年まで、1,500件を超えて推移している。また、被害者が被疑者の配偶者(内縁関係を含む。)であった事案の刑法犯検挙件数は、2000(平成12)年以降増加傾向にあり、2018(平成30)年の総数は、1989(平成元)年の約11.9倍に達している。ストーカー事案や配偶者からの暴力事案への対策は、活力ある社会を作り出すための前提である安全・安心を確保するために重要であることから、「『世界一安全な日本』創造戦略」(2013(平成25)年犯罪対策閣僚会議)でも、その推進が掲げられている。今後も、ストーカー規制法及び配偶者暴力防止法の適切な運用を通じ、ストーカー行為や配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図っていく必要がある。

第4章

犯罪被害者等施策の進展

1 1960年代まで

1948(昭和23)年に公布された現行の刑事訴訟法の下、犯罪被害者及びその遺族又は家族(以下「犯罪被害者等」という。)は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することに加え、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。これらの申告又は告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものである。犯罪被害者等に対する情報提供として、検察官は、告訴等があった事件について処分をしたときは、速やかに告訴人に通知をしなければならないとされている。このように、犯罪被害者等は、捜査段階では、参考人として捜査機関の取調べを受けたり、公判段階では、証人として出廷したりすることはあったが、我が国において、犯罪被害者等は、刑事訴訟の当事者ではないため、積極的に刑事手続に関与する機会はなく、1960年代までは、法制度に基づいて経済的支援を受けることもなかった。

2 1970年代以降

1974(昭和49)年に発生した過激派集団による無差別爆破事件を契機に、このような爆弾事件やいわゆる通り魔事件の犯罪被害者等が実質的にほとんど救済されていなかったという実情が明らかとなり、犯罪被害者等に対する国による対応を求める世論が高まった。1980(昭和55)年には犯罪被害者等給付金支給法が制定され、生命・身体を害する犯罪によって死亡した犯罪被害者の遺族又は重障害を受けた犯罪被害者に対し、一定の範囲で国家による給付金の支給を行う制度が導入された。その後、1991(平成3)年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、犯罪被害者の遺族自ら犯罪被害者等の精神的援助の必要性を強く指摘したことや、1995(平成7)年3月に発生した地下鉄サリン事件等の重大事件を通じ、犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害のみならず、精神面、生活面、経済面等において様々な被害を受けていることについての国民の認識が深まるとともに、その後の刑事司法過程において、いわゆる二次的被害を受けて精神的被害が更に深くなる場合があることなどが問題として認識されるようになった。このような流れの中、1996(平成8)年2月、警察庁により「被害者対策要綱」が策定され、犯罪被害者の人権を尊重した上で、犯罪被害者への情報提供、犯罪被害者の精神的被害の回復への支援、捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減等の施策が組織全体で総合的に実施されることになった。1999(平成11)年4月以降、検察庁においても、全国的に統一された被害者等通知制度が実施されるようになり、同制度により、犯罪被害者が死亡した事件等において、犯罪被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果等に関する事項について通知が行われるようになった。なお、同制度については、その後、段階的に拡充され、犯罪被害者等が希望する場合には、加害者の自由刑の執行終了予定時期や矯正・更生保護段階における処遇の状況等に関する事項についても通知が行われている。

3 2000年代以降

(1) 犯罪被害者保護二法の成立

2000(平成12)年3月に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が公表した報告書「犯罪被害と当面の犯罪被害者対策について」では、刑事手続における犯罪被害者対策の推進に加え、各府省庁において、相談体制の整備、精神的ケアの実施等の犯罪被害者に対する精神的な支援、犯罪被害に対する啓発活動等の施策を推進していくこととされた。同年5月には、同報告書の刑事手続における犯罪被害者等対策として、いわゆる犯罪被害者保護二法(刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)が成立した。

犯罪被害者保護二法により、犯罪被害者等が公判期日において被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述する制度、犯罪被害者等が証人として尋問される際の負担を軽減するための諸制度(証人への付添い、証人の遮へい措置、いわゆるビデオリンク方式による証人尋問の導入)、被害者等による公判記録の閲覧・謄写制度、刑事和解制度(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解制度)等が導入されるなど、犯罪被害者等施策は一定の進展を見た。

(2) 犯罪被害者等基本法の成立

このような犯罪被害者等施策の進展は、犯罪被害者等から一定の理解を得られたものの、依然として犯罪等が後を絶たず、多くの犯罪被害者等が困難に直面する中、犯罪被害者等、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体からは、刑事司法過程における犯罪被害者等の取扱いに対する不満や、更なる施策の進展を求める声が絶えなかった。このような声を受け、2004(平成16)年6月、「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」が与党から政府に提出された。この提言では、犯罪被害者等に対する施策を総合的かつ迅速に実施していくため、基本法を早期に制定し、基本法にのっとり、総合的施策の全体像を盛り込んだ基本計画を作成し、同計画に従って様々な施策について期限を定めて着実に実行していくことが必要であるとされた。その後、与野党協議を経て、議員立法により、同年12月、犯罪被害者等基本法が成立した。

犯罪被害者等基本法は、その前文において、安全・安心な社会を実現することが国の重要な責務と位置付け、犯罪被害者等が直面している困難な状況を示した上で、社会が犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならないとした。同法は、その上で、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする、③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする、と定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項(基本的施策)を定めた。同法には、基本的施策として、「相談及び情報の提供等」、「損害賠償の請求についての援助等」、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」を含む13の事項が掲げられた。

(3) 犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本法により、政府は、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(犯罪被害者等基本計画)を策定することとされた。同法により設置された犯罪被害者等施策推進会議における検討を経て、2005(平成17)年、犯罪被害者等基本計画が策定された。その後、2011(平成23)年には、第2次犯罪被害者等基本計画、2016(平成28)年には、第3次犯罪被害者等基本計画が策定された。現在、第3次犯罪被害者等基本計画の下、各種施策が進められている。各基本計画には、4つの基

本方針（「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」、「個々の事情に応じて適切に行われること」、「途切れることなく行われること」、「国民の総意を形成しながら展開されること」）、5つの重点課題（「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」）の下、各種の具体的施策が盛り込まれているが、以下では、犯罪被害者等基本計画策定後の主な動きを挙げる。



犯罪被害者白書

ア 損害回復・経済的支援等への取組

(ア) 犯罪被害給付制度

前記犯罪被害給付制度については、犯罪被害者等基本計画を踏まえ、2006（平成18）年、2008（平成20）年、2009（平成21）年、2014（平成26）年及び2018（平成30）年に制度の拡充がなされた。

(イ) 被害回復給付金支給制度

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づいて、没収・追徴した犯罪被害財産（財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等）や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、国から犯罪被害者等に対し、被害回復給付金を支給する制度であり、2006（平成18）年から運用されている。

(ウ) 損害賠償命令制度

一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度であり、2008（平成20）年から運用されている。

イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(ア) 被害者特定事項秘匿決定制度

裁判所が、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等から申出があり、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる制度であり、2007（平成19）年から運用されている。

(イ) 被害児童からの事情聴取における配慮

児童が被害者である事件に関する検察、警察及び児童相談所の連携強化について、2015（平成27）年、最高検察庁、警察庁及び厚生労働省から通達・通知が発出されるなど、被害児童からの事情聴取における配慮に関する取組が進められている。

ウ 刑事手続への関与拡充への取組

(ア) 被害者参加制度

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる制度であり、2008（平成20）年から運用されている。被害

者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、日本司法支援センターを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することもできる。2013(平成25)年には、被害者参加人に対する旅費支給制度の運用が開始された上、被害者参加人が国選被害者参加弁護士の選定を請求する際の資力要件が緩和された。

(イ) 少年審判の傍聴等

少年事件のうち、一定の重大事件については、犯罪被害者等の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判を傍聴することができる制度が、2008(平成20)年から運用されている。

(ウ) 記録の閲覧・謄写等

2007(平成19)年には、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写制度の拡充が図られたほか、2008(平成20)年には、少年審判についても、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写範囲の拡大が図られた。

(エ) 仮釈放・少年院からの仮退院段階における意見等聴取制度及び心情等伝達制度

2007(平成19)年から、地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において、犯罪被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する意見等聴取制度、保護観察所が、犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達する心情等伝達制度が運用されている。

エ 支援等のための体制整備への取組

日本司法支援センターの被害者等支援業務

前記日本司法支援センターは、2006(平成18)年に国によって設立されたが、その業務の一つとして、電話及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、犯罪被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、犯罪被害者等の支援について理解や経験のある弁護士の紹介等を行うなどの犯罪被害者等に対する支援業務を行っている。また、2018(平成30)年からは、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、資力を問わず、被害の防止に必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている。

4 おわりに

これまで見てきたとおり、この50年間は、我が国において犯罪被害者等施策が大きく進展した時代であったと言える。しかしながら、犯罪被害者等が受ける肉体的・精神的・経済的な苦痛の大きさに思いを巡らせば、その苦痛を少しでも軽減・緩和させるため、今後も、犯罪被害者等施策の在り方を不断に検討していく必要があると思われる。

第5章

開かれた矯正への歩み

1 「開かれた矯正」の意義

矯正施設においては、受刑者等の改善更生と円滑な社会復帰を図るため、種々の教育・指導、支援を始め、様々な働き掛けを行っている。しかしながら、受刑者等の生い立ちを見るに、貧困や暴力にさらされ、差別、虐待を受けたり、家庭や学校、地域社会から疎外され、孤立して生きてきた場合も多いのが実情である。そうした受刑者等の改善更生は決して矯正施設の職員の力だけで成し遂げられるものではなく、関係機関との連携・協力はもとより、広く地域社会の支援・助力によって、初めて成し遂げられるものである。

受刑者等は、いずれ矯正施設を出て地域社会へと帰っていく。そうである以上は、矯正施設としては、常日頃から、情報発信に努めるとともに、矯正施設の運営状況や受刑者等の処遇状況等について地域社会の正しい理解が得られるよう、可能な範囲で、地域社会の矯正施設への関与も必要となる。矯正施設と地域社会との間の距離をできるだけ縮めることは、矯正施設出所者の地域社会での「立ち直り」を継続的に支援することにもつながる。矯正施設が社会に開かれ、地域社会等と共生していくことは、結局のところ、出所者等の再犯・再非行の防止、ひいては安全・安心な地域社会の創設に資することにほかならない。

2 行刑改革会議の提言と「開かれた矯正」への歩み

矯正施設への民間協力者、地域社会の関与としては、伝統的に、教諭師や篤志面接委員が大きな役割を担ってきたほか、矯正施設内において実施される行事等への地域社会の方々の参画等があった。また、刑務作業を通して民間企業からも多大なる協力を得ており、中には、民間企業の敷地内に泊込施設を付設し、一般の社会に近い環境下で作業の機会の提供を得る取組も行われてきた。矯正施設には、このように一定程度は、社会に開かれた素地があったところではあるが、基本的には外に対して情報を積極的に出すことなく運営されてきた。

1996(平成8)年以降、刑務所収容人員は急激に増加した。定員を超える過剰収容が続き、限られた職員で対応するには限界があった。その中で、2002(平成14)年から2003(平成15)年にかけて明らかとなった刑務所における受刑者死傷事案を契機として、矯正は大きく変わる事となった。

法務省は、2003(平成15)年4月、外部有識者から成る行刑改革会議を開催した。同会議においては、一切の聖域なく、刑務所改革について議論がなされた。同年12月に法務大臣に提出された同会議提言では、「刑務所の「塙」が余りに高く、その外から中へも、中から外へも、情報が往き来しなかった」と指摘されるとともに、「国民の目が刑務所の中に届き、また、その声が伝わり、そして、刑務所の中の声が国民に伝わってくるのが、最も大切なことではないか」との認識に基づき、次の観点から改革の方向性が示された。すなわち、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生及び社会復帰を図るといふ、受刑者のための改革、②刑務官の過重な負担を軽減し、健全な執務環境を確保するといふ、職員のための改革、③市民が刑務所を訪れ、刑務所運営に「参加」する仕組みや、受刑者の不服などが外部の第三者の耳に届く仕組みなど、刑務所を開かれた存在にするための改革、である。

この提言の下、監獄法の全面改正を含む行刑運営全般の見直しに矯正はまい進することとなり、以降、「国民に理解され、支えられる」矯正を目指し、「開かれた矯正」を旗印に諸改革を行ってきた。

「開かれた矯正」に関する施策としては、法改正を待たず、すぐに実現できることとして、処遇（被收容者）関連情報の定期公表、矯正施設における死亡事案の全件公表、広報のための施設見学の制度化などが実施されるとともに、2006（平成18）年に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律においては、適正な施設運営の確保や透明性の向上の観点から、法務大臣が任命する外部の委員が刑事施設を視察し、その運営に関し刑事施設の長に対して意見を述べる刑事施設視察委員会の創設や、学識経験のある者等からの意見聴取の規定などが盛り込まれた。

行刑改革会議提言が出された2003（平成15）年には、その後の矯正を方向付けることが、あと二つあった。一つは、第1回犯罪対策閣僚会議が開催され、犯罪に強い社会の実現のために、法務省として「犯罪者に改善更生教育を施して、円滑な社会復帰を図る」ことが重要として、再犯防止施策のスタートが切られたこと、もう一つは、「規制改革推進3か年計画（再改定）」を受けて、本格的な刑務所PFI事業の検討が始まったことである。以降、以下に記すとおり、外部・民間の資金、ノウハウ、アイデア等の活用、多機関との連携、地域社会との連携など多義的な拡大を見せるようになり、近時は、国、地方公共団体、民間団体等が連携して取り組む再犯防止施策を推進する上で不可欠な要素となっている。

3 刑務所PFI事業における官民協働

外部・民間の資金、ノウハウ、アイデア等の活用に関しては、2000年代の規制改革、総人件費改革の流れの中、刑務所の過剰収容状態を緩和し、新しい刑事施設の運営の在り方を模索するなどの観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、

刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られることになった。

2007（平成19）年4月に美祢社会復帰促進センター、同年10月に喜連川社会復帰

促進センター及び播磨社会復帰促進センター、2008（平成20）年10月に島根あさひ社会復帰促進センターが、それぞれ官民協働の刑事施設として、運営を開始し、計6,000人分の収容定員拡大が図られることとなった。また、民間のアイデアとして、特色ある職業訓練や改善指導のプログラムが実施されるようになった。例えば、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、公益財団法人日本盲導犬協会の協力により、おおむね生後2か月の盲導犬候補の子犬（パピー）を12か月まで受刑者が養育し、基本的な社会化訓練を実施する盲導犬パピー育成プログラムが導入されるなど、民間のノウハウの活用や地域社会からの様々な協力を得られることとなった。

刑務所PFI事業により、官民協働の施設運営を行うことは、刑務所の職員に外部の者の目を意識させ、行刑運営が一般常識からかけ離れ

美祢社会復帰促進センターにおける職業訓練の様子



調理科（パン職人課程）



PCを用いたデザインの訓練



盲導犬パピー

たものにならないための歯止めともなり、また、施設運営の透明性確保の面でも意義があると考えられ、結果として「開かれた矯正」を目指す行刑改革の趣旨を具体化する象徴の一つとなった。加えて、PFI刑務所は、刑務所周辺の地域社会にとっても雇用機会の増大や地産地消などの面において、地域の活性化に資するものであった。その意味で、「地域との共生」を基本理念の一つとして運用されているPFI刑務所は、「開かれた矯正」を先導する役割を担ってきたといえる。

4 改善指導プログラムの策定等における外部の知見の活用

2006(平成18)年に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを受刑者処遇の基本理念とし、処遇の個別化の原則を採用するとともに、新たな「矯正処遇」という概念の中に、改善指導を従来の作業に並ぶ形で新設し、受刑者がその指導を受ける義務があることを明確にした。取り分け、新たに導入された改善指導の中でも特別改善指導については、同法及びその下位法令により、①薬物依存離脱指導、②性犯罪再犯防止指導、③被害者の視点を取り入れた教育などの類型が定められることとなったが、これらの標準的なプログラムを策定するに当たっては、外部有識者や当事者の参画を得て検討・策定するなど、広く外部の知見を取り入れた。実施場面においても、例えば薬物依存離脱指導に、ダルクや自助グループ(刑務所入所歴のある者を含む。)の参画を得てグループワークを実施するなど、出所後、受刑者が地域社会の協力者となつていくことを見据えた方法を導入したことは、「開かれた矯正」から社会内処遇へ橋渡しをしていく重要な意味があった。また、被害者の視点を取り入れた教育についても、被害者支援団体や犯罪被害者に関する専門研究に携わる大学関係者等の外部有識者を構成員とする有識者会議を開催し、その意見を踏まえ、例えば、被害者の生の声を受刑者等に聞かせる機会を設けるための方策として、被害者支援団体や被害者に協力いただいて制作したビデオ教材や、ゲストスピーカー制度を導入するなどした。

5 再犯防止施策における多機関連携

第1回犯罪対策閣僚会議の開催等により、犯罪に強い社会の構築に向けて関係省庁が連携して再犯防止施策に取り組むようになり、このように、多機関との連携に関しては、以降、更生保護官署、社会内処遇との連携の強化のみならず、他省庁、民間団体等との連携が急速に進んでいる。矯正官署と更生保護官署との連携については、例えば、2006(平成18)年に策定された性犯罪者処遇プログラムは、法務省矯正局及び保護局が共通の理論に基づいて策定し、プログラムのより効果的な実施のため、情報共有や相互理解に基づく連携が図られるものとなっている。

また、受刑者の円滑な社会復帰を図るために、就労支援や福祉的支援等の社会復帰支援についても、厚生労働省を始め、関係省庁と連携した施策が進展した。

就労支援については、2006(平成18)年から厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みが構築され、矯正施設在所中における雇用主による採用面接を始め、多彩な就労支援施策が行われるようになっている。そして、協力雇用主に対する各種支援策が講じられたほか、2016(平成28)年には、東京矯正管区等に



就労支援・職親プロジェクト

矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)が設置され、出所者の雇用を希望する企業の相談に応じたり、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行うなど、刑務所出所者等を受け入れる企業との連携を強化する取組を進めている。

高齢者、障害者に関する福祉との連携については、「開かれた矯正」に向けた改革が始まった2003(平成15)年頃から、刑務所内に再犯を繰り返して収容されている知的障害者がいることに気付いた福祉関係者が問題提起したことから、矯正局においても、知的障害を有する受刑者等の実態調査に積極的に関与した。その結果、2009(平成21)年から厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適切な帰住先がない受刑者及び少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、地域生活定着支援センターを中心とした多機関連携による支援が行われることとなっている。

さらに、2013(平成25)年、女子受刑者に特有の、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題、妊娠・出産等の事情などの問題に気付いた外部有識者の尽力により、女子刑事施設が所在する地方公共団体との連携の下、保健・医療・福祉・介護の各種団体の協力を得て、看護師、助産師、介護福祉士等の地域の専門家が女子受刑者に助言、指導を実施する女子施設地域連携事業が開始され、現在、女子刑事施設10庁において実施されている。

このように、矯正を外に開いてきたことにより、多くの民間の方々から矯正の課題に気付き、多機関連携による制度・施策が数多く生まれ、推進されてきたのである。

6 地域社会に対する貢献・連携の強化

2016(平成28)年に施行された再犯の防止等の推進に関する法律では、地方公共団体にも再犯防止施策等を策定・実施する義務があること、国と地方公共団体の相互連携が規定されているところ、2019(令和元)年6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的とした矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立されるなど、矯正施設のみならず、地方公共団体における取組も大きく進展している。

また、矯正施設が地域に支えられる一方で、矯正の側からも、地域に寄り添う取組が進められている。刑事施設においては、自然災害発生時に、避難場所として武道場等を開放したり、備蓄非常食を提供するなど、支援活動を行ったり、後継者不足が問題となっている地域の伝統工芸品の製造を刑務作業として実施するなど、地域に貢献でき、役に立つ組織としての取組も進めている。

また、少年鑑別所においては、「法務少年支援センター」として少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の実施、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応するようになっている。

7 共生社会の実現に向けて

以上、2003(平成15)年以降展開された「開かれた矯正」に関する取組を概観したが、その成果は、本当に多くの外の方々から矯正施設や被収容者に関わり、関係省庁、地方公共団体、地域社会が更生支援や再犯防止施策をともに推進するようになったことである。

いずれは地域社会に戻り、隣人となる受刑者等の改善更生や円滑な社会復帰を図るためには、矯正施設の運営や被収容者の処遇に外の知見をいかに取り入れ、また、地域社会にシームレスにつないでいけるかが鍵となる。そして、そのことが、地域の安心・安全に寄与するだけでなく、出所者等への偏見や

疎外をなくし、誰にとっても暮らしやすい地域社会を構築することにつながるのである。

誰一人取り残すことのない共生社会を実現するため、矯正組織及び矯正職員においては、「開かれた矯正」を旗印に、積極的に外に出て、外との関係性を構築し、重層的なネットワークの中で多くの関係者と協働していく必要がある。

第6章

刑事司法分野における国際社会への貢献

1 国連アジア極東犯罪防止研修所による貢献

(1) 概要及び沿革

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) は、国連と日本国政府の協定に基づき、1962 (昭和37) 年に設置された。UNAFEI は、当初は、国連から職員が派遣され、国連と日本国政府の共同運営であったが、1970 (昭和45) 年以降、協定の改定に伴い、日本政府が運営費用を全額負担することとなり、法務省が実質的に単独で運営してきた。UNAFEI は、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime) を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラムネットワーク機関 (PNI: Programme Network Institutes) の最古の機関であり、犯罪防止・刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施すること等を通じて、SDGsを含む国連の政策の策定・実施や世界各国の刑事司法の健全な発展に寄与している。また、その主要業務である研修は、日本政府による政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) 等を活用し、独立行政法人国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency) 及び公益財団法人アジア刑政財団 (ACPF: Asia Crime Prevention Foundation) 等の協力を得て実施されている。なお、ACPF は、1982 (昭和57) 年、UNAFEI の研修に対する支援を主たる目的として設立された。

UNAFEI は、東京都府中市にて産声を上げたが、2017 (平成29) 年、東京都昭島市に新設された国際法務総合センターに移転し、法務総合研究所国際協力部との連携を深めつつ、新たなスタートを切った。

これまでUNAFEI の研修に参加した刑事司法関係者 (日本人を含む) は、139の国と地域から、延べ約6,000人を数える。これらの中には、母国において、最高裁判所長官、法務大臣、検事総長その他の重要な地位に昇進した者や、国際刑事裁判所判事に就任した者等が多数おり、UNAFEI のネットワークは、我が国が刑事司法分野における国際協力を推進していく上での基盤である。UNAFEI の活動は国内外で高く評価され、1993 (平成5) 年には、天皇陛下 (当時の皇太子殿下) の御来訪を得、2009 (平成21) 年と2013 (平成25) 年には、タイ王国パチャラキティヤパー王女殿下の御来訪を得た。2003 (平成15) 年には人事院総裁賞を受賞している。

(2) 技術支援活動

UNAFEI は、1962 (昭和37) 年9月に第1回国際研修を実施して以来、主に世界の開発途上国の刑事司法実務家を対象とする国際研修を実施してきた。これらの国際研修では、国連犯罪防止刑事司法プログラムの優先事項、 kongress 政治宣言、SDGs等の国連の重点政策に沿ったテーマを設定しており、近年は、国際組織犯罪、テロリズム、薬物犯罪、サイバー犯罪、マナー・ローンダリング、人身取引及び移民の密輸、再犯防止、過剰収容対策、社会内処遇、少年司法、被害者保護等を取り上げ



国際法務総合センター

てきた。

また、UNAFEIは、1998(平成10)年以降、毎年1回、汚職犯罪対策に特化した国際研修を実施している。

これらの国際研修には、開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等や、我が国の刑事司法関係者が参加している。

さらに、UNAFEIは、特定の国や地域を対象とする研修等の技術支援を行っている。これまで、中国犯罪防止及び刑事司法研修、ケニア非行少年処遇制度研修、ラテンアメリカでの麻薬犯罪防止研修、刑務所の生活条件と犯罪



UNAFEIによる国際研修の様子

者矯正計画研修及び刑事司法制度の改善研修の三研修(PNIの一つである国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所(ILANUD: United Nations Latin American Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)と共催)、フィリピン保護司制度活性化研修、中央アジア司法制度研修、東南アジア諸国における法の支配と良い統治(グッドガバナンス)についての地域セミナー、ネパールとの刑事司法制度比較研究、ベトナムとの刑事司法制度比較共同研究、ベトナム法整備支援研修、仏語圏アフリカ刑事司法研修、ミャンマー刑務所改革支援、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムに対する社会内処遇推進支援(タイ保護局と協力)並びに東ティモール刑務所改革支援等を実施してきた。

また、2019(令和元)年度には、UNODCと共同で、東南アジア諸国、フィリピン、東ティモール及びカンボジアにおいて、刑務所や社会内処遇における暴力的過激化防止をテーマとした技術支援プロジェクトを実施した。

このほか、UNAFEIは、1981(昭和56)年から2002(平成14)年までの間、アジア太平洋諸国を中心とした15か国で計24回、各国政府と共同して海外ジョイントセミナーを開催した。

(3) コングレスや国連の刑事司法分野の政策形成や実施支援への関与・貢献

UNAFEIは、国連の会議において、政府代表やNGOとは異なる独自のステータスと役割を有するPNIとして、刑事司法分野における実質的な政策決定機能を有する国連犯罪防止・刑事司法委員会(コミッション)や、コングレスに参加・貢献することなどを通じて、国連の刑事司法分野の政策決定・実施に積極的に関与し続けてきた。

UNAFEIの国連の政策形成における最も大きな功績の一つは、非拘禁措置に関する国連最低基準規則の策定における関与である。同規則は、第8回コングレス(ハバナ)で採択され、1990(平成2)年、国連総会決議で採択されたが、UNAFEIは、その策定において、国連からの依頼を受け、第一原案を作成するなど、非常に重要な役割を果たしたことから、東京ルールズとの略称が用いられるようになった。

また、1970(昭和45)年の第4回コングレス(京都)は、史上初めてアジア地域で開催されたが、その招致に当たっては、UNAFEIが既に確固たる実績を積んでいたことも大きく寄与した。UNAFEIのコングレスにおける特筆すべき重要な貢献は、ワークショップの企画・運営である。2000(平成12)年の第10回コングレス(ウィーン)以降、UNAFEIは、以下のとおり、ワークショップを企画・運営している。

■ 図4-1-1 UNAFEIが企画・運営のコンgressワークショップ一覧

第10回 (2000年)	「コンピュータ・ネットワーク関連犯罪」
第11回 (2005年)	「マネー・ローンダリングを含む経済犯罪対策」
第12回 (2010年)	「矯正施設における過剰収容に対する戦略とベストプラクティス」
第13回 (2015年)	「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」
第14回 (2020年)	「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

(4) 他のPNIとの協力

UNAFEIは、最も歴史と実績の長いPNIとして、UNODCや他のPNIと緊密に連携している。このような連携の一例は、コンgressワークショップの共催や研修等における専門家の招へいや派遣等である。また、UNAFEIは、2014(平成26)年には北京師範大学刑事法律科学研究院(CCLS)と、2015年(平成27)年には韓国刑事政策研究院(KIC)と、2016(平成28)年にはタイ法務研究所(TIJ)とそれぞれ協力覚書を交わしている。

2 法制度整備支援

UNAFEIによる活動のほか、法務省法務総合研究所は、ODAを活用し、1994(平成6)年以降、アジアの国々に対し、法令の起草や法務・司法分野の人材育成等を支援する法制度整備支援を積極的に実施してきた。法制度整備支援は、各国が取り組む法の支配の定着や持続的成長のための社会基盤の整備に向けた自助努力を支援するものであり、平和で安定した社会の実現のための重要な国際協力である。法制度整備支援を行うに当たっては、法務省、外務省等の関係省庁はもとより、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学・研究者等関係者が協力・連携している。法務省は、各国からの支援要請の高まりを受けて、2001(平成13)年に、法制度整備支援に専従する部署として、法務総合研究所内に国際協力部を新設した。以後、国際協力部は、外務省及びJICA等関係機関と緊密な連携を保ちながら、法制度整備支援活動を行っている。

当初、ベトナムやカンボジアを対象にして行われた法制度整備支援は、その後、対象国を拡大して、ラオス、インドネシア、ミャンマー、東ティモール等の東南アジアだけでなく、ウズベキスタン、モンゴル、ネパール、バングラデシュ等の国々に対しても実施するようになり、これまでの法務省の主な支援対象国は10か国以上に上る。

我が国が法制度整備支援を実施するに当たっては、相手国との対話を通じて各国の実情に合った取組を共に考える方法を採用し、相手国が自ら法制度を適切に整え、運用し、持続的に改善できる能力の向上を図ることを重視している。また、日本の法曹等が、JICAの長期専門家として、現地に駐在し、日常的に緊密な協力を行っていることも我が国の支援の特徴である。こうした支援が、相手国から高く評価され、我が国による法制度整備支援は、約四半世紀にわたって、相手国との信頼関係に基づき、その実績を積み重ねてきた。

法制度整備支援において対象とする法分野は、民商事法から刑事法、更に行政法まで多岐にわたるが、これまで実施された刑事司法分野における主要な支援活動としては、ベトナム、ラオス、東ティモール、ネパールに対する協力が挙げられる。

国際協力部は、JICAと協力し、ベトナムに対しては、刑事訴訟法改正や人民検察院組織法改正等の支援を行ったほか、検察官マニュアルを始めとする執務参考資料の作成等を支援し、現地で活用され

るなど、司法関係機関の能力強化や実務改善において、成果を上げてきた。

JICA及び国際協力部は、ラオスに対しても、法律分野における人材育成能力の向上を重視した支援を実施しており、これまで、検察官マニュアル、刑事訴訟法ハンドブック、捜査段階の実務を解説したQ&A集等をラオス側専門家が自ら作成し、普及する活動を支援してきた。

また、国際協力部は、東ティモールに対し、司法省の法案起草能力向上を支援する一環として、逃亡犯罪人引渡法（後に、国際刑事司法協力の一部として2011（平成23）年に成立）や違法薬物取締法（2017（平成29）年成立）、少年法等の起草を支援した。

さらに、ネパールでは、2008（平成20）年の王制廃止、連邦民主制への移行後、民事・刑事の実体法・手続法のすべてを網羅した成文法である「ムルキ・アイン」（Muluki Ain）が改定され、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法がそれぞれ成立（2018（平成30）年施行）した。この過程で、JICA及び国際協力部は、日本の刑事司法制度の情報・知見の提供及び両国の比較法制研究等を実施して貢献してきた。また、新たな刑事関係3法が適切に運用されるための協力として、国際協力部は、日本での共同研究や、現地セミナー等を積極的に実施している。



法制度整備支援成果物

コラム 6 ミスター・ कांग्रेस

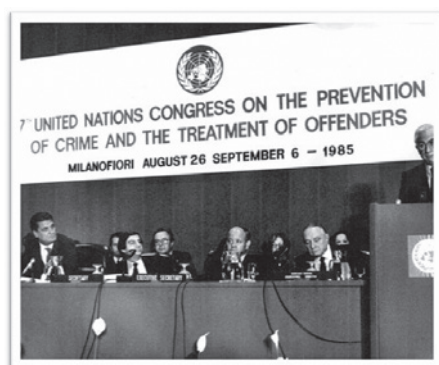
—国連の犯罪防止・刑事司法政策に貢献した日本人—

50年前の第4回 कांग्रेस (京都) 国連事務局次長であった故敷田稔氏は、UNA FE I 所長、名古屋高等検察庁検事長等を歴任した元検事である。敷田氏は、国連犯罪防止部長として第7回 कांग्रेस (ミラノ) を成功に導いたほか、国連犯罪防止規制委員会委員、後にその議長として、国連の犯罪防止対策のための機構改革に取り組んだ。敷田氏は、1990 (平成2) 年の第8回 कांग्रेस (ハバナ) 及び翌年の国連総会における承認を経て、かつては国連経済社会理事会・社会開発委員会の下にあった犯罪防止規制委員会 (コミッティ) を、経済社会理事会直属の犯罪防止・刑事司法委員会 (コミッション) として位置付けることに成功し、これによって、犯罪防止関連の政策が国連内でより優先的に取り上げられることが可能になった。


さらに、この国連総会承認の直前にフランス・ヴェルサイユで行われた閣僚会議において、 कांग्रेस を廃止しようとする議論が一時優勢となったが、敷田氏が कांग्रेस の存在意義について強力な論陣を張り、 कांग्रेस 存続が決まったのである。敷田氏の尽力なくして、コミッションも、 कांग्रेस も今日の形では存在していないかもしれなかった。

また、敷田氏は、アジア地域の犯罪防止に関して幅広い活動を行う国連 NGO である ACP F の設立・運営にも大きく寄与した。

敷田氏は、第3回 कांग्रेस から第11回 कांग्रेस に至るまで、通算9回、足かけ40年の長きに渡り、日本政府代表や国連職員、国連 NGO の立場から कांग्रेस に参加し、ミスター・ कांग्रेस と称されるにふさわしい活躍をした。敷田氏の功績は、国際社会で高く評価されており、敷田氏が逝去した翌年である2018 (平成30) 年5月のコミッションの機会に国連ウィーン本部で開催された敷田氏をしのぶ会には、多数の国連職員や各国政府代表が参集し、氏の功績をたたえ、その死を惜しんだ。



第7回 कांग्रेस (ミラノ) での敷田氏
(前列左から3人目)



日本の刑事司法
50年を振り返る